

有 価 証 券 報 告 書

2024 年 度

(第 101 期)

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融
庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。

目 次

頁

第101期 有価証券報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	14
第2 【事業の状況】	17
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	17
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	24
3 【事業等のリスク】	31
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
5 【重要な契約等】	47
6 【研究開発活動】	48
第3 【設備の状況】	49
1 【設備投資等の概要】	49
2 【主要な設備の状況】	50
3 【設備の新設、除却等の計画】	54
第4 【提出会社の状況】	57
1 【株式等の状況】	57
2 【自己株式の取得等の状況】	74
3 【配当政策】	75
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	76
第5 【経理の状況】	112
1 【連結財務諸表等】	113
2 【財務諸表等】	171
第6 【提出会社の株式事務の概要】	205
第7 【提出会社の参考情報】	206
1 【提出会社の親会社等の情報】	206
2 【その他の参考情報】	206
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	207

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【事業年度】	第101期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理室 財務業務グループマネージャー 上本 昌子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理室 財務業務グループマネージャー 上本 昌子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高	百万円	5,866,824	5,309,924	8,112,225	6,918,389	6,810,391
経常利益又は経常損失 (△)	〃	189,880	42,245	△285,393	425,525	254,443
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	〃	180,896	2,916	△123,631	267,850	161,278
包括利益	〃	225,907	51,275	△85,709	417,549	248,641
純資産額	〃	3,142,801	3,207,059	3,121,962	3,538,022	3,786,130
総資産額	〃	12,093,155	12,838,398	13,563,085	14,595,480	14,986,993
1株当たり純資産額	円	1,326.49	1,361.73	1,307.87	1,567.47	1,722.28
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	〃	112.90	1.82	△77.17	167.18	100.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	〃	36.39	0.58	—	54.27	32.68
自己資本比率	%	25.8	24.8	22.8	24.1	25.1
自己資本利益率	〃	6.0	0.1	△3.9	8.1	4.4
株価収益率	倍	3.27	114.49	—	5.65	4.27
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	239,825	406,493	△75,673	673,017	361,249
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△577,215	△559,791	△388,842	△698,790	△859,209
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△20,340	560,596	319,984	541,499	194,169
現金及び現金同等物 の期末残高	〃	454,307	861,825	717,357	1,235,128	926,455
従業員数 〔外、平均臨時 従業員数〕	人	37,891 〔2,639〕	37,939 〔2,522〕	38,007 〔2,406〕	38,183 〔2,357〕	38,074 〔1,606〕

- (注) 1. 第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。
2. 第99期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載していない。
3. 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。
4. 第100期より、当社の連結子会社である東京電力パワーグリッド株式会社において電力の周波数制御、需給バランス調整に必要となる調整力取引のうち、下げ調整に係る取引について計上方法を変更しており、第99期は当該取扱いを反映した遡及適用後の数値を記載している。
5. 関連会社の株式会社J E R Aに持分法を適用するにあたり、従来、日本基準に準拠して作成された同社の連結財務諸表を基礎としていたが、第99期より、国際財務報告基準（I F R S）に準拠して作成された同社の連結財務諸表を基礎としている。
- 第98期は当該取扱いを反映した遡及適用後の数値を記載している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高	百万円	487, 783	479, 007	478, 601	543, 194	617, 075
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△22, 603	96, 891	51, 465	△142, 432	△71, 365
当期純利益又は 当期純損失(△)	〃	36, 281	120, 643	193, 797	△162, 546	△63, 157
資本金	〃	1, 400, 975	1, 400, 975	1, 400, 975	1, 400, 975	1, 400, 975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1, 607, 017	1, 607, 017	1, 607, 017	1, 607, 017	1, 607, 017
A種優先株式	〃	1, 600, 000	1, 600, 000	1, 600, 000	1, 600, 000	1, 600, 000
B種優先株式	〃	340, 000	340, 000	340, 000	340, 000	340, 000
純資産額	百万円	2, 007, 099	2, 128, 373	2, 321, 443	2, 159, 362	2, 097, 148
総資産額	〃	7, 426, 733	8, 045, 180	8, 808, 936	9, 546, 132	9, 188, 560
1株当たり純資産額	円	627. 96	703. 59	823. 99	722. 94	684. 16
1株当たり配当額						
普通株式	〃	—	—	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり 中間配当額)						
(普通株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	〃	22. 62	75. 23	120. 84	△101. 36	△39. 38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	〃	7. 30	24. 13	39. 25	—	—
自己資本比率	%	27. 0	26. 5	26. 4	22. 6	22. 8
自己資本利益率	〃	1. 8	5. 8	8. 7	△7. 3	△3. 0
株価収益率	倍	16. 31	5. 36	3. 91	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	7, 180	7, 113	7, 051	7, 200	7, 200
株主総利回り	%	97. 9	106. 9	125. 5	250. 4	114. 0
(比較指標：配当込み TOPIX)	%	(142. 1)	(145. 0)	(153. 4)	(216. 8)	(213. 4)
最高株価	円	444	411	654	966. 2	1, 107. 5
最低株価	円	266	282	376	475	374. 8

(注) 1. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

2. 第100期及び第101期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 第100期及び第101期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第97期、第98期及び第99期の配当性向については、配当がないため記載していない。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものである。

5. A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価については、記載していない。
6. 収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2 【沿革】

1951年 5 月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社(1962年 5 月商号変更)」）
1951年 8 月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場(2012年 7 月大阪証券取引所上場廃止)
1953年 3 月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社(1972年 4 月商号変更)」）
1953年 7 月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化
1954年 4 月	東興業株式会社設立（「東電工業株式会社(1961年 9 月商号変更)」）
1955年 4 月	東電不動産株式会社設立(現・連結子会社) * 東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更(1973年 1 月) * 東電不動産管理株式会社から東電不動産株式会社に商号変更(2005年 4 月)
1955年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立(現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」) * 東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更(1975年 6 月) * 東電環境エンジニアリング株式会社から東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更(2013年 7 月)
1957年 6 月	東京礦油株式会社設立 * 東京礦油株式会社から株式会社テプコークに商号変更(1987年12月) * 株式会社テプコークから東電リース株式会社に商号変更(2011年 7 月)
1957年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター(1987年12月商号変更)」）
1957年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（「東電フュエル株式会社(2011年 7 月商号変更)」）
1960年12月	株式会社東電建設設計事務所設立(現・連結子会社「東電設計株式会社(1966年 7 月商号変更)」）
1961年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場(2012年 6 月同証券取引所上場廃止)
1963年 8 月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化(現・連結子会社「東京発電株式会社(1986年 6 月商号変更)」）
1977年 7 月	東京計算サービス株式会社設立(現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ(2001年10月商号変更)」）
1977年 7 月	東京電材輸送株式会社設立(現・連結子会社「東電物流株式会社(1999年 7 月商号変更)」）
1979年 9 月	東京電設サービス株式会社設立(現・連結子会社)
1980年 2 月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社(1996年10月商号変更)」）
1980年 4 月	東京リビングサービス株式会社設立
1982年 9 月	東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス(1987年10月商号変更)」）
1982年10月	東双不動産管理株式会社設立(現・連結子会社)
1984年 4 月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社(2000年 1 月商号変更)」）
1987年 9 月	東京都市サービス株式会社設立(現・持分法適用関連会社)
1987年 9 月	東京レコードマネジメント株式会社設立(現・連結子会社)
1989年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立
1997年 4 月	テプコ・リソーシズ社設立(現・連結子会社)
1999年 7 月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立
2000年 3 月	マイエナジー株式会社設立
2000年 6 月	株式会社アット東京設立(現・持分法適用関連会社)
2000年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立(現・連結子会社)
2000年12月	日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立(現・連結子会社)
2000年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社設立
2001年 8 月	東電タウンプランニング株式会社設立(現・連結子会社)
2002年 2 月	パシフィック・ユーラス・ SHIPPING 社設立
2002年 2 月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
2002年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立
2003年 3 月	テプコ・オーストラリア社設立
2003年 3 月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立
2003年 6 月	東京ティモール・シー・リソーシズ(米)社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ(豪)社を子会社化
2004年 3 月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化

2004年 9 月	株式会社パワードコム株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン(現・連結子会社)を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得(2005年12月)
2005年 5 月	株式会社リビタ設立
2005年 5 月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社設立
2005年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立(現・連結子会社)
2005年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社設立
2006年 1 月	株式会社パワードコム解散(KDD I 株式会社と合併)
2006年 1 月	TEPCOトレーディング株式会社設立
2006年 1 月	東電パートナーズ株式会社設立
2007年 1 月	吸収分割により、F T T H 事業及び心線貸し事業を KDD I 株式会社に継承
2007年 8 月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
2007年 8 月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化(現・連結子会社)
2007年 8 月	株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
2007年11月	マイエナジー株式会社解散(2008年 3 月清算終了)
2008年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立(現・連結子会社)
2009年 4 月	東新ビルディング株式会社消滅(2009年 4 月 1 日「東電不動産株式会社」に吸収合併)
2011年 7 月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テブコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
2011年 7 月	株式会社テブコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
2011年 7 月	株式会社テプスター消滅(2011年 7 月 1 日「東電リース株式会社」に吸収合併)
2011年 7 月	東電ピーアール株式会社解散(2011年11月清算終了)
2012年 1 月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
2012年 1 月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化
2012年 5 月	東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関連会社化(現・持分法適用関連会社)
2012年 6 月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
2012年 7 月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
2012年 7 月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
2012年10月	株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関連会社化(現・持分法適用関連会社)
2013年 1 月	福島復興本社設置
2013年 3 月	株式会社テブコケーブルテレビ解散(2013年 6 月清算終了)
2013年 7 月	東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
2013年 7 月	東電工業株式会社消滅(2013年 7 月 1 日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併)
2013年 7 月	尾瀬林業株式会社消滅(2013年 7 月 1 日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併)
2013年 7 月	株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テブコカスタマーサービス株式会社に商号変更(現・連結子会社)
2013年 7 月	東電タウンブランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
2013年 7 月	株式会社東電ホームサービス消滅(2013年 7 月 1 日「東電タウンブランニング株式会社」に吸収合併)
2013年 7 月	東電広告株式会社消滅(2013年 7 月 1 日「東電タウンブランニング株式会社」に吸収合併)
2013年12月	ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了
2014年10月	東京計器工業株式会社解散(2015年 2 月清算終了)
2015年 4 月	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立(現・連結子会社「東京電力フュエル&パワー株式会社(2016年 4 月商号変更)」)
2015年 4 月	東京電力送配電事業分割準備株式会社設立(現・連結子会社「東京電力パワーグリッド株式会社(2016年 4 月商号変更)」)

2015年 4 月	東京電力小売電気事業分割準備株式会社設立(現・連結子会社「東京電力エナジーパートナー株式会社(2016年 4 月商号変更)」)
2015年 6 月	吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承
2015年10月	株式会社 J E R A が承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承 これに伴い、TEPCOトレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING 社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社は非関係会社化
2015年11月	東電リース株式会社の株式を全数譲渡 ホールディングカンパニー制に移行
2016年 4 月	「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に承継
2016年 7 月	株式会社 J E R A が承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存燃料事業(上流・調達)及び既存海外火力 I P P 事業を吸収分割により承継 これに伴い、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テブコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソースズ(米)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社、テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソースズ(豪)社は非関係会社化
2017年 8 月	TRENDE株式会社設立
2017年 8 月	TEPCOホームテック株式会社設立(現・連結子会社)
2018年 4 月	株式会社PinT設立(現・連結子会社)
2018年 5 月	東京電力ベンチャーズ株式会社設立(現・連結子会社)
2019年 4 月	株式会社 J E R A が承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継 これに伴い、東電フュエル株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社は非関係会社化
2019年10月	テブコ・ソリューション・アドバンス株式会社を設立し、テブコカスタマーサービス株式会社の営業関連業務(電気料金の計算・収入管理等)、屋内配線調査を承継
2019年10月	東京電力リニューアブルパワー株式会社設立(現・連結子会社)
2019年10月	株式会社e-Mobility Power設立(現・連結子会社)
2020年 1 月	テブコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社設立(現・連結子会社)
2020年 4 月	東京電力リニューアブルパワー株式会社が承継会社となり、当社の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により承継
2020年 6 月	飯舘バイオパートナーズ株式会社設立(現・連結子会社)
2021年12月	東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合設立(現・連結子会社)
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年 6 月	T F 内幸町特定目的会社への出資により子会社化(現・連結子会社)
2022年 8 月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を全数譲渡
2022年11月	フローテーション・エナジー社の株式を取得(現・連結子会社)
2023年 6 月	TRENDE株式会社の株式を全数譲渡
2024年 4 月	東京電力タイムレスキャピタル共同投資第一号投資事業有限責任組合設立(現・連結子会社)
2024年10月	東電パートナーズ株式会社の株式を全数譲渡

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、子会社66社及び関連会社68社(2025年3月31日現在)で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社(東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱、東京電力リニューアブルパワー㈱)への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

(主要な関係会社)

東電不動産㈱、東京パワーテクノロジー㈱、東電設計㈱、㈱テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東双不動産管理㈱、東京電力ベンチャーズ㈱、東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合、東京電力タイムレスキャピタル共同投資第一号投資事業有限責任組合、T F 内幸町特定目的会社、リサイクル燃料貯蔵㈱、㈱当間高原リゾート、東京レコードマネジメント㈱、飯舘バイオパートナーズ㈱、㈱e-Mobility Power、K K 6 安全対策共同事業㈱、嬬恋蓄電所合同会社、ソーラー・ルーフトップ・シーイー・ナイン社、ログス・テプコ・リニューアブルズ社、㈱日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ホールディングス社、日本原燃㈱、日本原子力発電㈱、㈱東京エネシス、ログス・テプコ・シンガポール1・ホールド社、ログス・テプコ・シンガポール・アセット・アルファ社

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

(主要な関係会社)

東京電力フュエル&パワー㈱、㈱J E R A

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

(主要な関係会社)

東京電力パワーグリッド㈱、東京電設サービス㈱、東電タウンプランニング㈱、東電用地㈱、テプコ・ソリューション・アドバンス㈱、テプコ・パワー・グリッド・ユークー社、東電物流㈱、ディープ・シー・グリーン・エナジー(香港)社、㈱関電工、グリーンウェイ・グリッド・グローバル社、㈱東光高岳、㈱昭栄電気産業、㈱アット東京、トライトン・ノール・オフト・ビッドコ社、トライトン・ノール・オフト社

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

(主要な関係会社)

東京電力エナジーパートナー㈱、テプコカスタマーサービス㈱、㈱ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション㈱、㈱PinT、TEPCOホームテック㈱、東京エナジーアライアンス㈱、TEPCO i ーフロンティアズ㈱、T & T エナジー㈱、㈱LIXIL TEPCOスマートパートナーズ、エバーグリーン・マーケティング㈱、エナジープールジャパン㈱、虎ノ門エネルギーネットワーク㈱、東京都市サービス㈱

[リニューアブルパワー]

再生可能エネルギー発電による電力の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

(主要な関係会社)

東京電力リニューアブルパワー㈱、テプコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社、フローテーション・エナジー社、東京発電㈱、グリーン・ボルト・ホールド社、セノス・ホールド社、ベト・ハイドロ社、ダリアリ・エナジー社、ベトナム・パワー・デベロップメント社、クンチャナ・エナジー・レストリ社、オフショア・ウインド社、小安地熱㈱、グリーン・ボルト・オフショア・ウインドファーム社、セノス・オフショア・ウインドファーム社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

お 客 さ ま

東 京 電 力 グ ル ー プ

ホ ー ル デ ィ ン グ ス

東京電力ホールディングス㈱

東 電 不 動 産 ㈱
東京パワーテクノロジー㈱
東 電 設 計 ㈱
㈱ テ プ コ シ ス テ ム ズ
テ プ コ ・ リ ソ ー シ ズ 社
東 電 ハ ミ ン グ ワ ー ク ㈱
東 双 不 動 産 管 理 ㈱
東京電力ベンチャーズ㈱
TEPCOフィンテック㈱
テ プ コ ・ グ ロ ー バ ル ・ エ ナ ジ ー 社
東京電力タイムレスキャピタル㈱
リ サ イ ク ル 燃 料 貯 蔵 ㈱
㈱ 当 間 高 原 リ ザ ー ト
東 双 み ら い テ ク ノ ロ ジ ー ㈱
東 双 み ら い 製 造 ㈱
㈱ e-Mobility Power
飯 館 バ イ オ パ ー ト ナ ー ズ ㈱
㈱ 東 設 土 木 コ ン サ ル タ ン ト
テ プ コ ・ イ ノ ベ シ ョ ン ・ ア ン ド
・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ エ ー ス 社
テ プ コ ・ ベ ト ナ ム 社
東京電力タイムレスキャピタル
第一号投資事業有限責任組合
東京電力タイムレスキャピタル
第二号投資事業有限責任組合
東京電力タイムレスキャピタル
第三号投資事業有限責任組合
◎ 東京電力タイムレスキャピタル
共同投資第一号投資事業有限責任組合
T F 内 幸 町 特 定 目 的 会 社
東京レコードマネジメント㈱

KK6安全対策共同事業㈱
婦 恋 蓄 電 所 合 同 会 社
㈱ 日 立 シ ス テ ム ズ パ ー バ ー ス
エ ナ ジ ー ・ ア ジ ア ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社
日 本 原 燃 ㈱
日 本 原 子 力 発 電 ㈱
㈱ 東 京 エ ネ シ ス
ソ ー ラ ー ・ ル ー フ ト ッ プ ・
シ ー イ ー ・ ナ イ ン 社
ロゴス・テプコ・リニューアブルズ社
ロゴス・テプコ・シンガポール・
ホ ー ル ド 社
ロゴス・テプコ・シンガポール・
ア セ ッ ト ・ ア ル フ ァ 社
◎ ロゴス・エーバック・
プ ラ ッ ト フ ォ ー ム ・ ソ ー ラ ー 社
◎ リープ・エスジー・ピー・ホルド社
◎ リープ・ソーラー・シンガポール・
グ リ ー ン ウ ィ ッ チ 社

T N ク ロ ス ㈱
福 島 送 電 ㈱
㈱ や ま し ハ イ ド ロ ジ ェ ン カ ン バ ー
国 際 原 子 力 開 発 ㈱
原 燃 輸 送 ㈱
日本原子力防護システム㈱
S A P - J a p a n ㈱
㈱ 原 宿 の 杜 守
白 山 工 業 ㈱

フ ェ ル & パ ワ ー

東京電力フェル&パワー㈱

㈱ J E R A

リ ニ ュ ー ア ブ ル パ ワ ー

東京電力リニューアブルパワー㈱

テ プ コ ・ リ ニ ュ ー ア ブ ル ・ パ ワ ー ・
シ ン ガ ポ ー ル 社
フ ロー テ ー シ ョ ン ・ エ ナ ジ ー 社
東 京 発 電 ㈱
フ ロー テ ー シ ョ ン ・ エ ナ ジ ー ・ タ イ ワ ン 社
ブ ラ ッ ク ウ ォ ー タ ー ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド ・ ホ ー ル ド 社
ブ ラ ッ ク ウ ォ ー タ ー ・ オ ー ダ ブ ル エ ル ・
オ フ シ ョ ア ・ ウ イ ン ド フ ァ ー ム 社
フ ロー テ ー シ ョ ン ・ エ ナ ジ ー ・
ビ ー テ ィ ー ワ イ 社
フ ロー テ ー シ ョ ン エ ナ ジ ー ㈱
グ レ イ ス ト ー ン ズ ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド ・ ホ ー ル ド 社
グ レ イ ス ト ー ン ズ ・ オ ー ダ ブ ル エ ル ・
オ フ シ ョ ア ・ ウ イ ン ド フ ァ ー ム 社
ホ ワ イ ト ・ ク ロ ス ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド ・ ホ ー ル ド 社
ホ ワ イ ト ・ ク ロ ス ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド フ ァ ー ム 社
シ ー ド ラ ゴ ン ・ ホ ー ル ド 社
フ ロー テ ー シ ョ ン ・ エ ナ ジ ー ・
シ ー ド ラ ゴ ン ・ ビ ー テ ィ ー ワ イ 社
シ ー ド ラ ゴ ン ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド ・ ビ ー テ ィ ー ワ イ 社
タ イ ワ ン ・ オ フ シ ョ ア ・ ウ イ ン ド 社
都 留 バ イ オ マ ス 発 電 合 同 会 社

み ら い え の し ま 合 同 会 社
ベ ト ・ ハ イ ド ロ 社
ク ン チ ャ ナ ・ エ ナ ジ ー ・ レ ス タ リ 社
小 安 地 熱 ㈱
グ リ ー ン ・ ボ ル ト ・ ホ ー ル ド 社
セ ノ ス ・ ホ ー ル ド 社
ア ク ア コ ネ ク ト な み え ㈱
ダ リ ア リ ・ エ ナ ジ ー 社
ベ ト ナ ム ・ パ ワ ー ・
デ ベ ロ ッ プ メ ン ト 社
オ フ シ ョ ア ・ ウ イ ン ド 社
グ リ ー ン ・ ボ ル ト ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド フ ァ ー ム 社
セ ノ ス ・ オ フ シ ョ ア ・
ウ イ ン ド フ ァ ー ム 社
テ ト ラ ・ ス パ ー ・ デ モ ン ス ト レ タ 社

パ ワ ー グ リ ッ ド

東京電力パワーグリッド㈱

東 京 電 設 サ ー ビ ス ㈱
東 電 タ ウ ン プ ラ ン ニ ン グ ㈱
東 電 用 地 ㈱
テ プ コ ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン ・ ア ド バ ン ス ㈱
テ プ コ ・ パ ワ ー ・ グ リ ッ ド ・ ユ ー ケ ー 社
㈱ ア ジ ェ イ ル エ ナ ジ ー X
東 電 物 流 ㈱
㈱ エ ナ ジ ー ゲ ー ト ウ ェ イ
T E P C O 光 ネットワーク
エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱
F I I 社

ディープ・シー・グリーン・エナジー
(香 港) 社
NTT TEPCOデータセンター
特 定 目 的 会 社
㈱ 関 電 工
グ リ ー ン ウ ェ イ ・ グ リ ッ ド ・ グ ロ ー バ ル 社
㈱ 東 光 高 岳
㈱ ア ッ ト 東 京
㈱ 昭 栄 電 気 産 業
ト ラ イ ト ン ・ ノ ー ル ・ オ フ ト ・ ビ ッ ド コ 社
ト ラ イ ト ン ・ ノ ー ル ・ オ フ ト 社
◎ グ リ ー ン ウ ェ イ ・ グ リ ッ ド ・
イ ン ド ネ シ ア 社

新 日 本 ヘ リ コ プ タ ー ㈱
楽 天 モ バ イ ル イ ン フ ラ ソ ル ュ ー シ ョ ン ㈱
㈱ G D B L
日 本 ユ ー テ ィ リ テ ィ サ ブ ウ ェ イ ㈱
グ リ ッ ド ス カ イ ウ ェ イ
有 限 責 任 事 業 組 合
大 同 工 芸 ㈱
㈱ タ ワ ー ラ イ ン ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
東 光 東 芝 メ ー タ ー シ ス テ ム ズ ㈱

エ ナ ジ ー パ ー ト ナ ー

東京電力エナジーパートナー㈱

テ プ コ カ ス タ マ ー サ ー ビ ス ㈱
㈱ ファ ミ リ ー ネット ・ ジャ パ ン
日 本 ファ ン リ テ ィ ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン ㈱
東 京 電 力 フ ロ ン テ ィ ア
パ ー ト ナ ー ズ 合 同 会 社
㈱ P i n T
日 本 自 然 エ ネ ル ギ ー ㈱
T E P C O ホ ー ム テ ッ ク ㈱
テ プ コ ・ エ ナ ジ ー ・ パ ー ト ナ ー
イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル (タ イ) 社
N F パ ワ ー サ ー ビ ス ㈱

東京エナジーアライアンス㈱
TEPCO i-フロンティアズ㈱
T & T エ ナ ジ ー ㈱
㈱ LIXIL TEPCO
ス マ ー ト パ ー ト ナ ー ズ
エ バ ー グ リ ー ン ・ マ ー ケ テ ィ ン グ ㈱
虎 ノ 門 エ ネ ル ギ ー ネットワーク㈱
エ ナ ジ ー ブ ー ル ジャ パ ン ㈱
東 京 都 市 サ ー ビ ス ㈱
ハ ウ ス プ ラ ス 住 宅 保 証 ㈱

T I カ レ ン ト ㈱
三 井 不 動 産 TEPCO エ ナ ジ ー ㈱
プ ラ イ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ ㈱
H P キ ャ ピ タ ル ㈱



(注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計年度において、新たに当社グループに加えた会社である。

2. 当連結会計年度において除外した関係会社

- ・ 連結子会社：東電パートナーズ㈱、森ヶ崎エナジーサービス㈱、ハウスプラス住宅保証㈱、HFP試験センター合同会社
- ・ 持分法適用関連会社：エイドン・リニューアブルズ社

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

2025年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の 兼任等	関係内容
東京電力フュエル&パワー㈱	東京都千代田区	30,000	燃料・火力発電事業を営む関連会社の事業活動管理	100.0%	有	資金貸借取引
東京電力パワーグリッド㈱ (注)2, 3	東京都千代田区	80,000	一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業	100.0%	無	資金貸借取引、被債務保証
東京電力エナジーパートナー㈱ (注)2, 4	東京都千代田区	260,000	小売電気事業、ガス事業等	100.0%	有	電気の販売、資金貸借取引
東京電力リニューアブルパワー㈱ (注)2, 3	東京都千代田区	1,000	再生可能エネルギー発電事業等	100.0%	有	資金貸借取引
東電不動産㈱	東京都中央区	7,831	事業所・社宅の賃貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の賃借
東京パワーテクノロジー㈱	東京都江東区	100	発電設備等の工事・運転・保守、環境・エネルギー事業、尾瀬地域事業	100.0%	有	発電(原子力)関連設備の工事・運転・保守、環境保全・調査、山林・土地管理の委託
東電設計㈱	東京都江東区	40	土木・建築及び電気設備の設計・監理	100.0%	有	発電設備等の設計及び監理の委託
㈱テプコシステムズ	東京都江東区	350	システムの開発・保守	100.0%	有	システムの開発・保守業務の委託
東京電設サービス㈱	東京都台東区	50	電力設備、鋼・コンクリート構造物、再エネ設備等のコンサルティング・設計・工事・点検診断・監視制御	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・リソーシズ社	カナダ ブリティッシュ コロンビア州	24,696万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製錬・販売	100.0%	有	—
東双不動産管理㈱	福島県双葉郡	20	事業所・社宅の賃貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の賃借
東電タウンプランニング㈱	東京都港区	100	配電設備の建設・保全、電柱広告の販売・管理、地中化・地域開発におけるコンサルティング・工程調整	100.0% (100.0%)	有	—
東電用地㈱	東京都荒川区	100	電柱敷地・送電線用地など東電保有土地の管理、電柱敷地・送電線用地の取得、用地業務におけるコンサルティング	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・ソリューション・アドバンス㈱	東京都港区	10	電気・ガスのバックオフィス業務(申込受付・料金計算・収入管理など)、電気のフィールド業務(出向サービス業務、調査業務など)、BPO事業	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・パワー・グリッド・ユーケー社	英国	7,527 万英ポンド	欧州における送配電事業への投資・融資と管理、これらに関する経営、技術、財務、管理業務のコンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売	100.0% (100.0%)	有	—
テプコカスタマーサービス㈱	東京都港区	10	電気等エネルギー利用に係る機械器具等の販売、施工工事、修理、リース、電気工事及び管工事	100.0% (100.0%)	有	—
㈱ファミリーネット・ジャパン	東京都港区	490	マンション向けインターネット接続サービス、一括受電サービス、電力卸及び小売電気・ガス事業等	100.0% (100.0%)	有	—
日本ファシリティ・ソリューション㈱	東京都品川区	490	エネルギーサービス	100.0% (100.0%)	有	—
(株)PinT	東京都千代田区	400	小売電気事業及び小売ガス事業等	100.0% (100.0%)	有	—
東京電力ペンチャーズ㈱	東京都千代田区	50	新規事業の創出・投資・運営サポート	100.0%	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の 兼任等	関係内容
東京電力タイムレス キャピタル 第二号投資事業 有限責任組合	東京都 千代田区	23,784	水関連産業の中堅・中小規模企業等を対象とした投資事業	100.0% (100.0%)	無	—
東京電力タイムレス キャピタル共同投資 第一号投資事業有限 責任組合	東京都 千代田区	11,050	日本国内において主たる事業を行う会社その他の事業体に対する投資	100.0% (100.0%)	無	—
T F 内幸町特定目的 会社	東京都 千代田区	9,623	特定資産の譲受け並びにその管理及び処分	100.0% (100.0%)	無	—
テプコ・リニューア ブル・パワー・シン ガポール社	シンガポ ール	8,610 万米ドル	水力発電事業に係る持株会社	100.0% (100.0%)	有	—
フローテーション・ エナジー社	英国 エディンバ ラ	21,570 万英ポンド	洋上風力発電事業の開発、建設及び運営	100.0% (100.0%)	有	—
東京発電(株)	東京都 台東区	12,500	発電及び電気の販売	80.0% (80.0%)	有	—
東電物流(株)	東京都 品川区	50	電力用資機材等の調達・保管・輸配送・通関、物品及び機材の販売・レンタル	80.0% (80.0%)	有	—
リサイクル燃料貯蔵 (株)	青森県 むつ市	3,000	原子力発電所から発生する使用済燃料の貯蔵・管理及び、これに付帯関連する事業	80.0%	有	—
(株)当間高原リゾート	新潟県 十日町市	100	ホテル、ゴルフ場の経営	80.0%	有	施設の利用
東京レコードマネジ メント(株)	東京都 品川区	20	情報記録類の作成、保管、管理業務	70.0% (70.0%)	有	情報記録類の作成、保管、管理業務の委託
飯館バイオパートナ ーズ(株)	福島県 相馬郡	300	発電事業、熱供給事業、燃料供給事業	60.0% (20.0%)	有	—
(株)e-Mobility Power	東京都 港区	10,000	充電サービス及び充電ネットワークサービス事業	54.7%	有	—
TEPCO ホームテック (株)	東京都 墨田区	475	新築及び既存建築物の省エネルギー化に関する企画、提案、設計及び施工、建築設備機器の販売及び設置等	51.0% (51.0%)	有	—
その他33社						

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
2. 特定子会社に該当している。
3. 有価証券報告書を提出している。
4. 東京電力エナジーパートナー(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

(2) 持分法適用関連会社

2025年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の 兼任等	関係内容
ディーブ・シー・グリーン・エナジー(香港)社 (注) 2	香港	1,512 万米ドル	海外工業団地における配電・小売事業	50.0% (50.0%)	有	—
(株) J E R A (注) 2、3	東京都中央区	100,000	燃料調達事業、燃料上流事業、燃料輸送事業、燃料トレーディング事業、国内火力発電事業、海外発電・エネルギーインフラ事業、その他付帯関連する事業	50.0% (50.0%)	有	—
東京エナジーアライアンス(株)	東京都渋谷区	50	小売ガス事業、ガス卸事業、電気卸事業、ガス事業に関する保安業務等	50.0% (50.0%)	有	—
TEPCO iーフロンティアズ(株) (注) 2	東京都千代田区	25	電気、ガス、水道等の引越し手続きを一元的に行うインフラサービス等	50.0% (50.0%)	有	—
T & T エナジー(株) (注) 2	静岡県静岡市	125	小売ガス事業、小売電気事業等	50.0% (50.0%)	有	—
K K 6 安全対策共同事業(株) (注) 2	新潟県柏崎市	150	柏崎刈羽原子力発電所6号機の安全対策工事	50.0%	有	原子力発電所の安全対策工事の委託
婦恋蓄電所合同会社 (注) 2	東京都千代田区	8	発電事業、電力取引、蓄電池及びその付随設備の運用・管理	50.0%	無	—
グリーン・ボルト・ホールド社	英国エディンバラ	10,588 万英ポンド	洋上風力開発事業	50.0% (50.0%)	有	—
セノス・ホールド社	英国エディンバラ	3,090 万英ポンド	洋上風力開発事業	50.0% (50.0%)	有	—
ソーラー・ルーフトップ・シーイー・ナイン社	タイ	1,800 万タイバーツ	タイにおける産業用需要家向け屋根置き太陽光発電コーポレート P P A 事業	49.0% (49.0%)	有	—
(株) 関電工 (注) 3	東京都港区	10,264	発・送・変・配電及び通信設備の建設・保守、火力・原子力発電所の電気・計装工事、内線・空調関係工事	47.2% (47.2%)	有	発電設備の工事の委託
グリーンウェイ・グリッド・グローバル社	シンガポール	3,516 万シンガポールドル	送配電事業、次世代インフラ等の投資・運営、新事業インキュベーション、グローバル人材育成	44.0% (44.0%)	有	—
ロゴス・テブコ・リニューアブルズ社 (注) 2	シンガポール	1,220 万米ドル	太陽光発電事業にかかわる持株会社	40.0% (40.0%)	有	—
(株) LIXIL TEPCO スマートパートナーズ	東京都墨田区	450	太陽光発電システム販売及び小売電気事業	40.0% (40.0%)	有	—
ベト・ハイドロ社	シンガポール	1,696 万米ドル	水力発電事業に係る持株会社	36.4% (36.4%)	有	—
(株) 東光高岳 (注) 3	東京都江東区	8,000	送・変・配電設備の製造及び据付工事、取引用計器の取替工事、建物・構築物の電気工事	35.2% (35.2%)	有	—
エバーグリーン・マーケティング(株)	東京都中央区	504	小売電気事業	34.0% (34.0%)	有	—
エナジーブルーージャパン(株)	東京都港区	45	デマンドレスポンス事業	34.0% (34.0%)	有	—
虎ノ門エネルギーネットワーク(株)	東京都港区	490	電気事業、熱供給事業	34.0% (34.0%)	有	—
(株) 昭栄電気産業	東京都葛飾区	20	電気工事の設計、調査、施工、監理、保守	33.8% (33.8%)	有	—
東京都市サービス(株)	東京都中央区	400	熱供給事業、熱供給設備の運転、保守及び管理	33.4% (33.4%)	有	—
(株) 日立システムズパワーサービス	東京都港区	100	システムの開発・保守及びシステム運用等	33.4%	有	システムの開発・保守及びシステム運用業務等の委託
(株) アット東京	東京都江東区	13,378	データセンター事業	33.3% (33.3%)	有	—

2025年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の 兼任等	関係内容
ハウスプラス住宅保証㈱	東京都港区	1,207	建築確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険業務等	32.4% (32.4%)	有	—
ダリアリ・エナジー社	ジョージア	8,423 万ジョージ アラリ	ジョージア国における水力発電事業	31.4% (31.4%)	有	—
ベトナム・パワー・デベロップメント社	ベトナム	10,658億ベ トナムドン	ベトナム国における水力発電事業	30.1% (30.1%)	有	—
エナジー・アジア・ホールディングス社	英領パージン諸島	7万 米ドル	原子燃料事業にかかわる持株会社	30.0%	有	—
日本原燃㈱	青森県上北郡六ヶ所村	400,000	使用済核燃料の再処理	29.7%	有	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電㈱	東京都台東区	120,000	原子力発電による電気の卸供給	28.3% (0.1%)	有	—
㈱東京エネシス(注)3	東京都中央区	2,881	発電・変電設備等の工事・保守、情報通信設備の設計・工事	27.1%	有	発電(水力・火力・原子力)設備工事の委託
クンチャナ・エナジー・レスタリ社	インドネシア	2,858 万米ドル	インドネシア国における再生可能エネルギー事業	25.0% (25.0%)	有	—
トライトン・ノール・オフト・ビッドコ社	英国	1,000 英ポンド	英国トライトンノール洋上風力発電所における送電事業への投資	20.0% (20.0%)	有	—
オフショア・ウインド社	英国マンチェスター	1,000 英ポンド	洋上風力開発事業	19.0% (19.0%)	有	—
小安地熱㈱	秋田県湯沢市	100	蒸気・熱水等の地熱エネルギーによる発電事業	15.0% (15.0%)	有	—
グリーン・ボルト・オフショア・ウインドファーム社	英国エディンバラ	100 英ポンド	洋上風力開発事業	0.0% (0.0%)	有	—
セノス・オフショア・ウインドファーム社	英国エディンバラ	100 英ポンド	洋上風力開発事業	0.0% (0.0%)	有	—
トライトン・ノール・オフト社	英国	1,000 英ポンド	英国トライトンノール洋上風力発電所における送電事業の管理・運営	0.0% (0.0%)	有	—
ロゴス・テプコ・シンガポール1・ホールド社	シンガポール	1 米ドル	太陽光発電事業にかかわる持株会社	0.0% (0.0%)	有	—
ロゴス・テプコ・シンガポール・アセット・アルファ社	シンガポール	1 シンガポ ールドル	太陽光発電事業	0.0% (0.0%)	有	—
その他7社						

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
2. 共同支配企業である。
3. 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
ホールディングス	12,845	[358]
フュエル&パワー	0	[0]
パワーグリッド	20,449	[1,228]
エナジーパートナー	3,139	[13]
リニューアブルパワー	1,641	[7]
合計	38,074	[1,606]

(注) 「従業員数」は就業人員数(出向人員等を除く)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
7,200	45.0	21.9	8,595,666

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしていない。
2. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等は含まない。
3. 「平均年間給与(税込み)」は、基準外賃金を含む。
4. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」又は「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
5. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業等取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者 の割合 (%) (注) 1	男性労働者の 育児休業等 取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者	
6.3	88.9	84.4	83.3	84.6	(注) 3, 4

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。
3. 「管理職に占める女性労働者の割合」「男性労働者の育児休業等取得率」「労働者の男女の賃金の差異」に関する取り組み等については「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 人的資本」を参照。
4. 当社の女性社員比率は12.4%、男女別の社員平均年齢は男性が45.4歳、女性が44.0歳である。

② 連結子会社

当事業年度							補足説明
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業等 取得率(%)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			
				全労働者	うち正規 雇用労働者	うちパート・ 有期労働者	
東京電力パワーグリッド(株)	5.8	89.1	(注) 3	79.2	79.8	67.0	(注) 4
東京電力エナジーパートナー(株)	11.1	93.3	(注) 3	82.1	81.0	87.3	(注) 4
東京電力リニューアブルパワー(株)	2.9	85.2	(注) 3	75.8	73.1	77.7	(注) 4
東電不動産(株)	6.9	100.0	(注) 3	73.1	77.9	65.2	
東京パワーテクノロジー(株)	3.1	78.0	(注) 3 (注) 5	72.4	74.0	52.9	
東電設計(株)	2.2	55.0	(注) 2	83.6	82.1	68.5	
(株)テプコシステムズ	8.2	73.7	(注) 2	81.8	81.6	-	
東京レコードマネジメント(株)	16.7	50.0	(注) 2	79.2	86.8	82.3	
東京電設サービス(株)	1.0	100.0	(注) 2	94.4	80.8	95.3	
東電タウンプランニング(株)	4.2	100.0	(注) 3 (注) 5	82.5	77.8	72.3	
東電用地(株)	6.9	66.7	(注) 2 (注) 5	82.4	83.8	78.9	
テプコ・ソリューション・アドバンス(株)	16.7	100.0	(注) 2 (注) 5	70.7	76.4	75.9	
東電物流(株)	3.0	150.0	(注) 2 (注) 5	84.6	90.9	83.1	
TEPCO光ネットワークエンジニアリング(株)	3.7	-(対象者なし)	(注) 2	85.9	81.1	75.8	
東電ハミングワーク(株)	9.1	-(対象者なし)	(注) 3	112.1	112.1	-(対象者なし)	
東双不動産管理(株)	12.0	-		-	-	-	
(株)当間高原リゾート	-	66.0	(注) 2	-	-	-	
(株)ファミリーネット・ジャパン	19.1	75.0	(注) 2	-	-	-	
日本ファシリティ・ソリューション(株)	2.1	-		-	-	-	
東京発電(株)	2.9	-(対象者なし)	(注) 2	77.3	76.7	-(対象者なし)	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。

4. 「管理職に占める女性労働者の割合」「男性労働者の育児休業等取得率」「労働者の男女の賃金の差異」に関する取り組み等については「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 人的資本」を参照。

5. 育児休業等取得率の数値は正規雇用のみ。

③ 東京電力ホールディングス株式会社及び基幹事業会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業等 取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者	
6. 4	89. 2	81. 9	81. 4	73. 3	(注) 3, 4

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。
3. 「管理職に占める女性労働者の割合」「男性労働者の育児休業等取得率」「労働者の男女の賃金の差異」に関する取り組み等については「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 人的資本」を参照。
4. 基幹事業会社は東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱及び東京電力リニューアブルパワー㈱の4社である。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営環境及び経営方針等

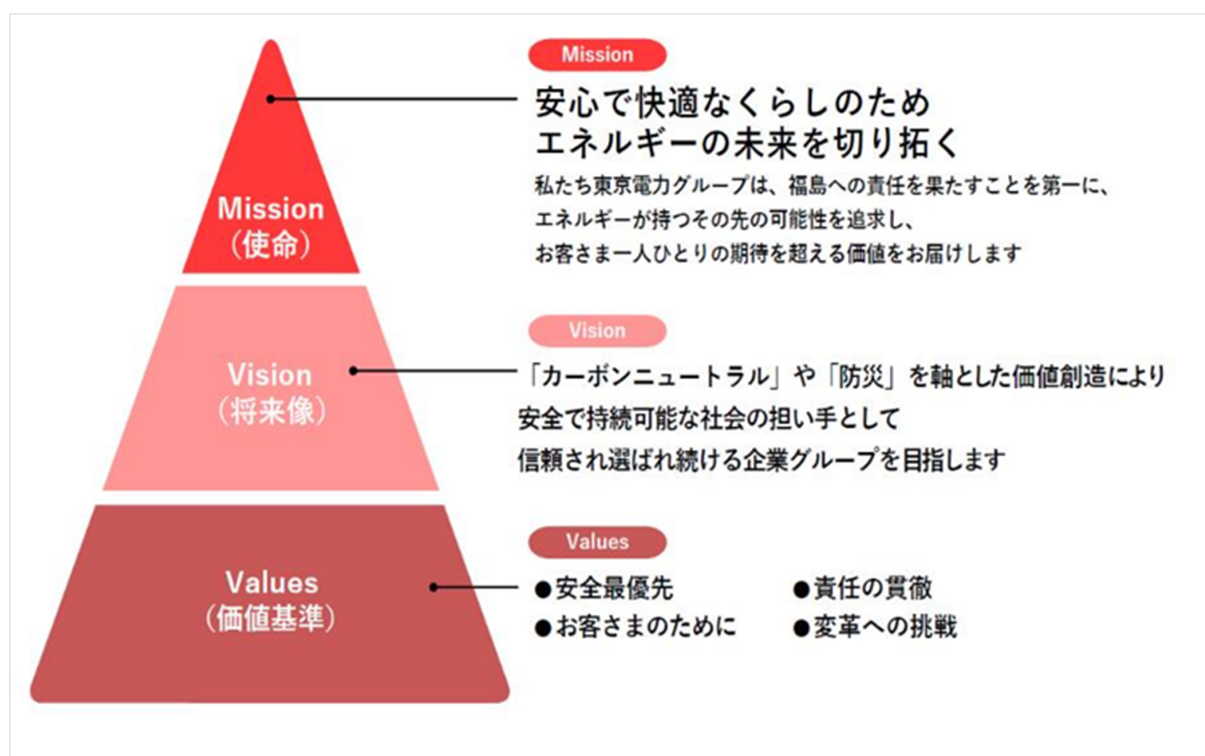
当社グループを取り巻く経営環境は、カーボンニュートラルの実現を目指す世界的な潮流、激甚化・広域化する自然災害に対応したレジリエンス強化の要請、国際情勢を受けた全世界的な燃料価格の高騰など、大きく変化している。

このような事業環境の変化に対応していくため、第四次総合特別事業計画（以下、「四次総特」という。）のもと、原子力事業における一連の不適切事案等により毀損した地域や社会の皆さまからの信頼回復に最優先で取り組むほか、多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS処理水」という。）の海洋放出については、2021年4月に国から示された基本方針を踏まえ、安全性の確保と風評影響を最大限抑制するための取り組みを主体的に行っていく。

加えて、カーボンニュートラルや防災を軸とした新たな価値を提供するビジネスモデルへと転換を図り、更なる収益力拡大と企業価値向上を実現していく。

(https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/business_plan/overall_special_plan.html)

[東京電力ホールディングスグループ経営理念]



(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

四次総特のとおり、賠償・廃炉に関して、当社グループ全体で年間約5,000億円程度の資金を確保する。加えて、年間約4,500億円規模の利益創出も可能な収益基盤を目指す。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

小売事業の競争激化や原子力発電所の長期停止、E S G ・ S D G s に代表される社会的課題に対する意識の高まり、自然災害の激甚化・広域化に伴う防災・電力レジリエンスの強化に向けた社会的要請に加え、新型コロナウイルス感染症の流行がもたらした経済・社会活動の変容など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化している。

このような事業環境変化のなかでも、多様化する社会的な要請にお応えするため、当社グループは安定供給の継続に最大限尽力しながら、「カーボンニュートラル」と「防災」を軸とした、新たな価値を提供するビジネスモデルへと事業構造の変革を図り、収益力向上につなげていく。

また、当社グループは一丸となって、福島第一原子力発電所の事故を決して風化させることなく、福島への責任を全うするため、「復興と廃炉の両立」を推進していくとともに、引き続き、2021年4月に国から示された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」を踏まえ、安全を最優先として海洋放出を進めるとともに、関係者の皆さまの理解醸成に向けた丁寧な説明を積み重ねていく。

柏崎刈羽原子力発電所では、7号機において、燃料装荷後に実施する健全性確認を一通り実施し、原子炉の起動に必要な設備の機能が十分に発揮できることを確認した。

6号機においては、設計及び工事計画の認可と保安規定変更の認可を取得するとともに、必要な安全対策工事および対象となる使用前事業者検査を実施した後、原子炉への燃料装荷を開始した。

引き続き、コミュニケーションブースや発電所の視察などを通じて、原子力の必要性や、発電所の状況をお伝えし、皆さまのご疑問やご懸念にお答えすることで、より一層、ご理解を深めていただけるよう取り組んでいく。

電力供給の面では、2024年度冬季は、皆さまの省エネ・節電への継続的なご協力により、安定供給を確保することができた。

2025年度夏季の、7月の東京エリアを含む広域ブロックの厳気象H1需要に対する予備率は、最低限必要な3%を確保しているものの、電源の計画外停止や燃料調達リスク等に備え、引き続き最大限対応していく。

また、昨今、電力業界では、公正な競争や事業者への信頼を揺るがす事案が発生している。このような状況を踏まえ、当社グループとしては、社内体制の強化や社員教育などを通じて、関係法令の遵守を徹底するとともに、不適切な行為の防止に努めていく。

さらには、ワークライフバランスの実現と幸福度の向上を目的に、社員一人ひとりが快適に働くことができる環境づくりや、人と組織が最大限のパフォーマンスを発揮できる働き方の実現を目指して、“TEPCO Work Innovation”を推進していく。

① 当年度の施策

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 福島復興に向けた取り組み

当社は、これまでの賠償に加え、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償などをすすめ、当年度末までに累計11兆5,442億円をお支払いしてきた。追加賠償については、請求されていない方々へのご請求の呼びかけを継続し、対象者の約9割の方々へのお支払いが完了した。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、福島県外で働く社員の復興推進活動への派遣を一時中断していたが、昨年5月から派遣を再開し、全社員一丸となってご帰還に向けた環境整備に取り組んでいる。

ロ. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉

福島第一原子力発電所については、敷地舗装や陸側遮水壁等による地下水流入量の低減を継続するなど、汚染水発生量の低減を図ってきたほか、燃料デブリの取り出しについては、2号機において、昨年9月に試験的取り出しに着手し、昨年11月にはテレスコピ装置を用いて燃料デブリの採取に成功した。この取り出し着手により、廃炉作業は中長期ロードマップにおける新たな段階に移行した。

また、ALPS処理水の海洋放出については、国際原子力機関（以下、「IAEA」という。）から国際的な安全基準に合致し、人及び環境に与える放射線の影響は無視できる程度との評価をいただき、2023年8月に政府による放出開始の判断が示されたことを受けて、放出を開始した。放出開始後も、引き続きIAEAによるレビューを受け、海域モニタリングを強化するなど、客観性・透明性の確保に取り組むとともに、ホームページや国内外のメディアなどの様々な媒体を通じて、正確でわかりやすい情報発信に努めてきた。さらに、ALPS処理水の海洋放出の進捗により、使用しなくなったタンクの解体にも着手し、燃料デブリの取り出し関連施設を設置する敷地を確保している。一部の国・地域による輸入停止措置の影響を受ける国産水産品については、販売イベントの開催等に加え、食品卸売事業者と流通促進に向けた包括連携協定を締結するなど、消費の拡大や国内外の販路開拓等にも取り組んできた。また、ALPS処理水の海洋放出に伴う被害については、適切な賠償に努めてきた。

福島第二原子力発電所については、廃止措置計画に定めた廃止措置工程に基づき、第1段階となる解体工事準備期間の主要な作業プロセスである、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に向けた準備を進めている。

<経済事業>

ハ. 原子力発電事業の取り組み

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向け、7号機については、燃料装荷後の健全性の確認をすすめ、原子炉の起動に必要な設備の機能が十分に発揮できることを確認した。6号機については、新規制基準適合性審査に真摯に対応し、設計及び工事計画の認可と保安規定変更の認可を取得するとともに、必要な安全対策工事および対象となる使用前事業者検査を実施した後、原子炉への燃料装荷を開始した。

柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料に関する取り組みでは、プールの貯蔵率が9割を超えている7号機から、貯蔵量に余裕がある3号機への使用済燃料380体の号機間輸送を実施した。リサイクル燃料貯蔵株式会社のリサイクル燃料備蓄センターでは、新規制基準に基づく安全対策工事等を完了し、柏崎刈羽原子力発電所からの使用済燃料集合体69体を収納する一基目のキャスクの輸送を行った。

原子力災害時の避難に関するご懸念の声に対しては、自治体が策定する避難計画の実効性を高めるため、新潟県との原子力防災に関する協力協定に基づき、自治体をはじめ関係機関と連携しながら、原子力防災訓練を積み重ねてきた。

また、日本のエネルギー事情や発電所の安全対策、原子力災害に対する備えについて、地域のみなさまにご理解いただけるよう、コミュニケーションブースや大規模な説明会などを開催し、対面での理解活動に取り組んできた。あわせて、発電所の視察の受け入れを拡大するとともに、SNSなども含めた様々な手段による情報発信も幅広く実施してきた。

ニ. 持続的な成長の実現に向けた取り組み

省エネルギーが進展する一方で、データセンターの新增設や電化の推進などにより国内の電力需要は増加に

転じることが見込まれている。こうした事業環境の変化を的確に捉えるため、安定供給とカーボンニュートラルの両立を軸に原子力事業や送配電事業等において必要な投資を進めてきた。一方で投資の増加に加えて、昨今の物価や金利上昇なども重なり足元のフリーキャッシュフローはマイナスとなっている。

こうした厳しい財務状況のなか、グループの総力を挙げて効率的なコスト削減に取り組むとともに、経営資源の効率的かつ機動的な配分を行うため、個別事業ごとの優先順位付けによる投資の厳選を進めるなど、事業の選択と集中に取り組んできた。

[フュエル&パワー]

・供給力確保とクリーンエネルギー供給基盤の構築

燃料調達の不確実性が世界的に増大し、安定供給の重要性が高まるなか、燃料の価格高騰・調達リスクを踏まえた供給力の確保や、カーボンニュートラル達成に向けた再生可能エネルギーと低炭素火力を組み合わせたクリーンエネルギー供給基盤の構築を株式会社JERAに求めるとともに、その課題解決に向けて、同社を支援・監督してきた。

株式会社JERAは、具体的な取り組みとして、JERA Global Markets社を通じたLNG調達の最適化等により燃料を安定的かつ機動的に確保したほか、最新鋭の五井火力発電所1～3号機の営業運転を開始するなど、供給力の確保に努めてきた。また、2035年度までに2013年度比でCO₂排出量60%以上の削減を目指す「JERA環境コミット2035」を踏まえ、水素・アンモニアへの燃料転換に取り組むとともに、bp社との間で、両社の洋上風力発電事業を統合するJERA Nex bp社を設立する旨の合意をするなど再生可能エネルギー事業も推進してきた。

[パワーグリッド]

・送配電ネットワークの強靱化と事業領域の拡大

電力供給の信頼度を確保しながら、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んできた。

具体的には、レベニューキャップ制度のもとでの高経年化設備の着実な更新をすすめるとともに、データセンターの新增設等により増加する電力需要に対応するため、千葉県印西市に超高压変電所や地中送電線を新設し、昨年6月に運用を開始するなど、健全な送配電ネットワークの維持と強靱性の向上に取り組んだ。また、物流等における社会課題に着目し、他の送配電事業者と柱上変圧器の共同輸送に関する実証実験を行うなど、調達改革にも取り組んだほか、DXの推進等を通じ、業務の効率化によるコスト低減をはかるなど、生産性の向上に努めてきた。

加えて、他社と共同で設立した事業体が世界で初めてドローン航路を整備し、送電設備の巡視・点検を行うためのドローンやシステム等の提供サービスを開始したほか、ベトナムにおいてエネルギーマネジメントに関する実証に取り組むなど、国内外で送配電ネットワークの新たな価値創造や事業領域の拡大に向けた取り組みを加速してきた。

[エナジーパートナー]

・社会情勢の変化に応じた新たな価値の提供

自然災害の激甚化やカーボンニュートラルの潮流を受け、エネルギーの地産地消に取り組んできた。

具体的には、再開発事業において、AIを活用し効率的に電気と熱エネルギーの地産地消を可能とする仕組みを導入するとともに、街区全体の防災力を向上させる取り組みに着手した。ご家庭のお客さまに対しては、テレビCM・キャンペーンや多様なチャネルを用いた営業活動を通じて、太陽光発電設備やおひさまエコキュート、蓄電池を活用した新しい生活スタイルをご提案し、多くのお客さまにご採用いただいた。

また、余剰となった再生可能エネルギーの活用や電力の需給バランスを確保するための調整力の創出に向けて、法人のお客さまに太陽光発電と蓄熱槽を組み合わせたデマンドレスポンスサービスの提供を開始したほか、蓄電池メーカー等と家庭用蓄電池の遠隔制御の実証を行った。

加えて、現在の費用構造を踏まえ、2025年4月からの料金について適正化をはかり、収支の安定化に取り組んできた。

[リニューアブルパワー]

・国内外における再エネ発電事業の推進

国内水力発電事業において、当年度は5箇所の既設水力発電所のリパワリングを完了させ、発電電力量のさらなる増加と設備信頼度の向上に取り組んだほか、ドローンの自律飛行によるダム点検作業を実証するなどDXを活用した保安業務の高度化を推進し、事業基盤の強化に取り組んできた。

洋上風力発電事業においては、住友商事株式会社と設立したみらいえのしま合同会社が長崎県西海市に事務所を開設し、同市江島沖の海底地盤調査を実施するなど着床式洋上風力発電の事業開始に向けた準備を着実に進めてきた。また、他事業者と共同で設立した浮体式洋上風力技術研究組合を通じて、浮体式洋上風力発電事業におけるコストとリスクを低減させる共通基盤技術の開発を行い、商用化に取り組んできた。

さらに、海外子会社であるFlotation Energy社が手掛ける浮体式洋上風力プロジェクトがイギリスにおける再エネ支援スキームのオークションにおいて落札を果たすなど、国外においても洋上風力発電事業を推進してきた。

② 優先的に対処すべき課題

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

当社は、引き続き、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の請求をされていない方々への呼びかけを実施するなど、「3つの誓い」として掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」に基づき、迅速かつ適切な賠償を進めていく。

あわせて、特定帰還居住区域の環境整備など、ご帰還に向けた取り組みを行うとともに、地域の皆さまとのコミュニケーションを大切にしながら、引き続き環境再生・復興推進活動を継続していく。また、廃炉関連製品の製造工場の建設等による就労機会の創出や産業基盤の整備等に向けた取り組みを他社とともにすすめるなど、福島の復興に貢献していく。

ロ. 地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

長期にわたる廃炉の貫徹に向け「廃炉中長期実行プラン」のもと、現場・現物を踏まえたプロジェクト管理と安全・品質管理の機能の強化を図り、安全・着実かつ計画的に廃炉作業を進めていく。

燃料デブリの取り出しについては、2号機の段階的な取り出し規模の拡大に向け、研究開発の成果を廃炉作業に適用するためのエンジニアリングを進めるとともに、取り出し規模のさらなる拡大に向けて、まず3号機において、燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の提言等を踏まえて、取り出し方法を決定する。

使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、1号機への大型カバーの設置完了と2号機における燃料取り出しの開始に向けて、安全かつ着実に取り組んでいく。

また、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、地元企業の参画拡大や域外企業の誘致を通じて、浜通り地域における廃炉関連産業の形成を推進し、地域の雇用創出や人材育成、産業・経済基盤の創造に貢献していく。

ALPS処理水の海洋放出にあたっては、実施計画に基づく安全・品質の確保や科学的根拠に基づく情報の国内外への発信、海域モニタリングの強化など、政府の基本方針を踏まえた取り組みを着実に進めていく。

また、IAEAによるレビューを通じた客観性・透明性の確保に努めていく。さらに、ALPS処理水の放出に伴う風評影響を最大限抑制すべく、国内外の理解醸成に向けた科学的根拠に基づく情報発信に加えて、一部の国・地域による国産水産品の輸入停止措置に対しては、国内外の販売イベント等を通じた消費拡大や代替販路の確保など、引き続き流通促進活動に取り組んでいく。また、ALPS処理水の海洋放出に伴う被害に対しては、適切に賠償していく。

<経済事業>

ハ. 原子力発電事業の取り組み

電力供給のレジリエンス強化やカーボンニュートラル社会の実現などの観点から、柏崎刈羽原子力発電所は必要不可欠な電源である。

技術的準備が完了した7号機に続き、6号機についても再稼働に向けた準備を着実にすすめることで、7号

機の特定重大事故等対処施設の設置期限を迎える本年10月以降も、発電所としての稼働を継続できる状態とし、日本の電力供給の安定化と電源の脱炭素化に貢献していく。

緊急時の対応については、関係機関との連携を密にしながら、原子力防災訓練を積み重ねていくことで、対応力の向上をはかっていく。また、自治体が作成する避難計画の実効性を高めるため、関係する自治体のご意見を踏まえ、事業者として可能な限り最大限の支援を行っていく。あわせて、自然災害への備えとして、当社施設の活用など、住民の方々への支援についても検討を進めていく。

地域のみなさまの信頼やご理解が得られるよう、これまで以上に理解活動に取り組み、地域のみなさまの声を事業運営に活かしていく。

二．当社グループの事業戦略と収益力向上への取り組み

D XやG Xの進展に伴い、国内の電力需要の増加が見込まれるなど、当社グループをとりまく事業環境は大きく変化している。

こうした環境変化を大きなビジネスチャンスと捉え、国内の電気事業において必要な投資を引き続き進めるとともに、発電事業、送配電事業、小売事業における施策を有機的に連携させ、当社グループの収益基盤を強化していく。

また、足元の設備投資が大幅な増加に加え、物価や金利上昇なども相まって厳しい財務状況が続いている中でも福島への責任を貫徹するため、不断の経営改革や投資の厳選をはじめとした最大限の経営合理化を進めるとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と協議のうえ第五次総合特別事業計画を策定し、安定供給・カーボンニュートラルの両立と企業価値の向上に向けて取り組んでいく。

[フュエル&パワー]

カーボンニュートラルの実現が求められるなか、国際情勢の悪化を受けてエネルギー安全保障の重要性が一段と高まるなど、株式会社J E R Aを取り巻くグローバルな事業環境は変化し続けている。こうした事業環境のもと、同社は供給力の確保及び「J E R Aゼロエミッション2050」に向けた再生可能エネルギーの開発・導入や水素・アンモニア等を組み合わせたゼロエミッション火力発電の実現に向けた取り組みを行っている。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、株式会社J E R Aにおけるこのような課題への対策が、同社の施策に随時、柔軟に反映されるよう、事業計画の策定への関与とその進捗に対するモニタリング等による質の高いコミュニケーションを通じて、支援・監督していく。こうしたなか、株式会社J E R Aが余剰電力の一部をスポット市場に供出しておらず昨年11月に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受けたことについては、大変重く受け止めており、同社が策定した再発防止策の着実な実行状況を引き続き注視していく。

[パワーグリッド]

今後も省エネルギー化がすすむ一方で、生成A Iの普及に代表されるD Xの進展や、G X推進に伴う電化の促進等による電力需要の増加が見込まれている。こうした状況下において、地域のレジリエンス強化などの送配電ネットワークに対する新たな要請や、労務費・資材市況の上昇、施工力の確保といった課題も踏まえつつ、関係機関や事業者と連携し、適地における先行的・計画的な系統整備を図るなど、効率的かつ確実な設備保全・拡充の取り組みを進めていく。加えて、他業種も含めた国内外の事業者との協業・連携等を通じて事業領域の拡大にも取り組んでいく。

また、情報管理に関する体制整備の不備等に対する業務改善計画に基づく取り組みを確実にすすめ、引き続き内部統制システムの一層の強化をはかり、一般送配電事業の中立性・信頼性を確保していく。

[エナジーパートナー]

お客さまから選ばれ続けるパートナーとなるために、事業の選択と集中をすすめ、エネルギーコストの削減・安定化とカーボンニュートラルの実現といったお客さまのニーズにあわせご提案を行っていく。

具体的には、エネルギーコストの安定化に対するお客さまのニーズに応じた料金プランの充実をはかるとともに、卸電力市場を通じた市場調達と相対取引による電源調達を組み合わせた最適な調達ポートフォリオの構築に努めていく。また、太陽光発電設備と蓄電池等を活用したエネルギーの地産地消を推進し、カーボンニュートラルに資する設備サービス事業をより一層強化していく。

加えて、データセンターや半導体工場の新增設に伴う電力需要の増加が見込まれるため、これを好機と捉え、一層の需要獲得と収益拡大に取り組んでいく。

[リニューアブルパワー]

水力発電所のリパワリングやダム運用高度化による発電電力量のさらなる増加に取り組むとともに、IoT技術の活用による設備保全業務の効率化を推進し、国内水力発電事業の収益性を向上させていく。また、これまで培った技術力やノウハウを最大限活用した技術支援により、海外における水力発電所のバリューアップにも取り組んでいく。

洋上風力発電事業については、長崎県西海市江島沖での運転開始に向けた開発を着実にすすめるほか、国内外における案件を積み上げ、事業拡大に向けた競争力強化に取り組んでいく。さらに、浮体式洋上風力発電の技術開発をすすめ、国内における広域かつ大規模な商用化の早期実現をめざしていく。

こうした取り組みを通じて、再生可能エネルギーの長期安定電源化を推進し、主力電源化を実現していく。

(注)本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりである。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

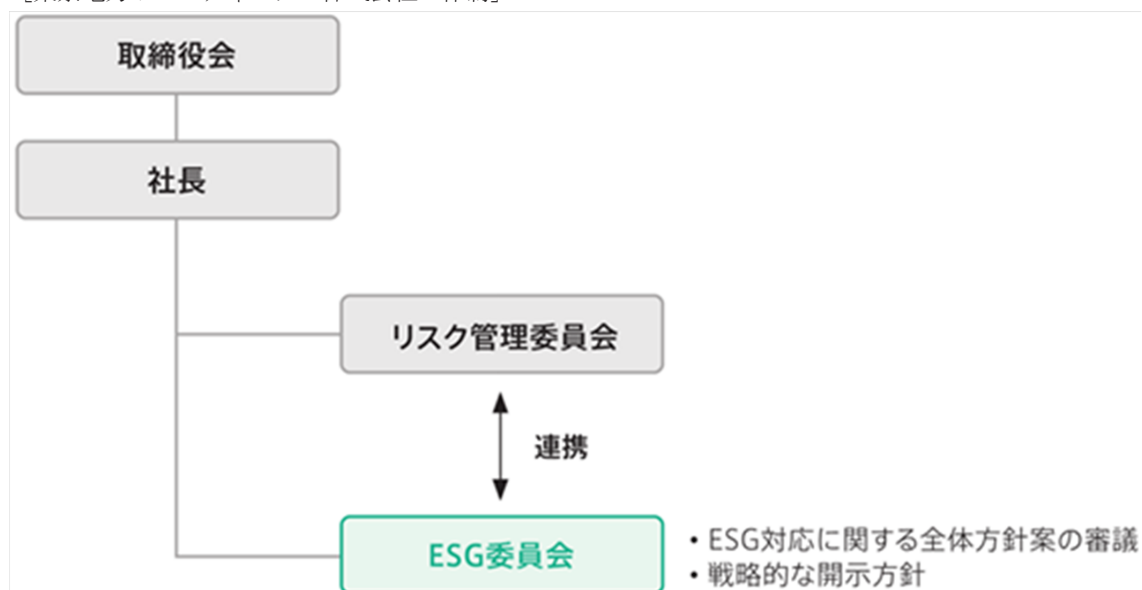
(1) カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

① ガバナンス・リスク管理

当社グループは、気候変動のリスク及び機会を含むESG対応を重要な経営課題と認識し、当社の取締役会は責任者(ESG担当役員)を選任している。当社の取締役会は、戦略、行動計画及び業績目標の進捗等を確認するなど気候変動のリスク及び機会について監督している。

また、当社の社長を委員長とするESG委員会にて定期的にESG課題について審議しており、リスク管理委員会と連携している。重要なテーマについては、当社の取締役会等で活発な議論を行っている。

[東京電力ホールディングス株式会社の体制]



② 戦略

当社グループは、ビジョン達成に向けた価値創造を実現するための戦略として、2022年4月にカーボンニュートラルに関する事業方針を公表した。

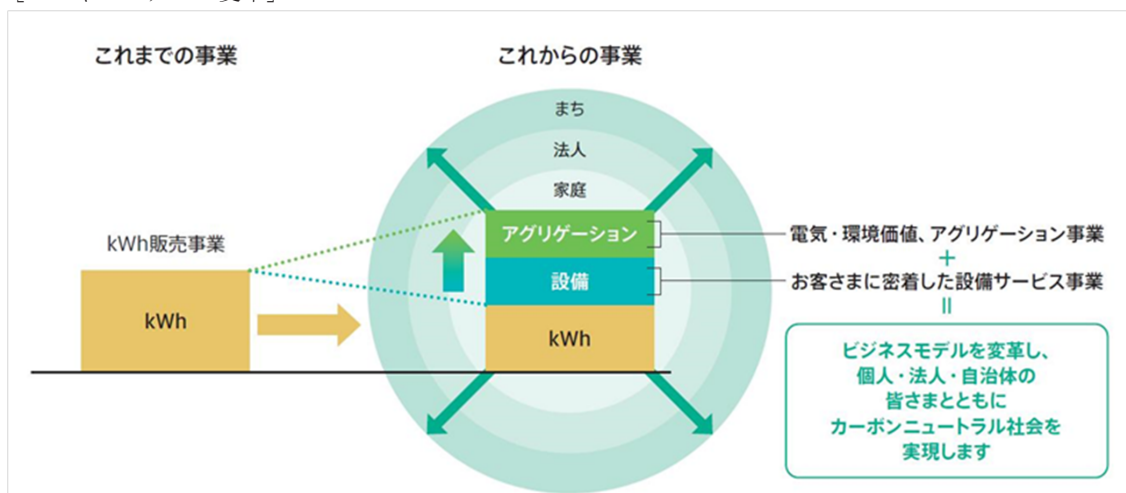
2019年に日本のエネルギー企業として初めてTCFD提言に賛同して以降、再生可能エネルギー発電事業会社を分社化するなど先行的な取り組みを進めており、安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けて事業構造を変革し、社会とともに持続可能な成長を実現していく。

今後は、現在の大規模電源・大量送電から、自家発電・自家消費といった地産地消型の社会に移行していくと想定されるが、当社グループの強みである「電力を中心としたエネルギーに関する幅広く、また深い技術や知見」は、どのようなシナリオとなっても必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、当社グループは、ベースロード電源として水力・原子力・地熱を活用していくとともに、洋上風力をはじめとした再生可能エネルギーの開発に取り組んでいく。また、「貯めて使う」地産地消型システムを推進するため、これまでの電気(kWh)の販売事業から、お客さまに密着した設備サービス事業にビジネスモデルの軸を大胆にシフトし、お客さま設備から生み出されるエネルギー資源を集めて、需給調整・環境価値取引等のニーズに応えられるようアグリゲーション事業を展開する。

これらの新たな事業は社会・コミュニティ等の「まち」単位で、面的に拡大していく。ビジネスモデルの変革にあたっては、設備サービス・アグリゲーション事業の全国展開を最重点分野とし、アライアンスを進めながら現在の事業体制の組み換えも含めたグループ再編も視野に入れた事業構造変革を検討していく。

[ビジネスモデルの変革]



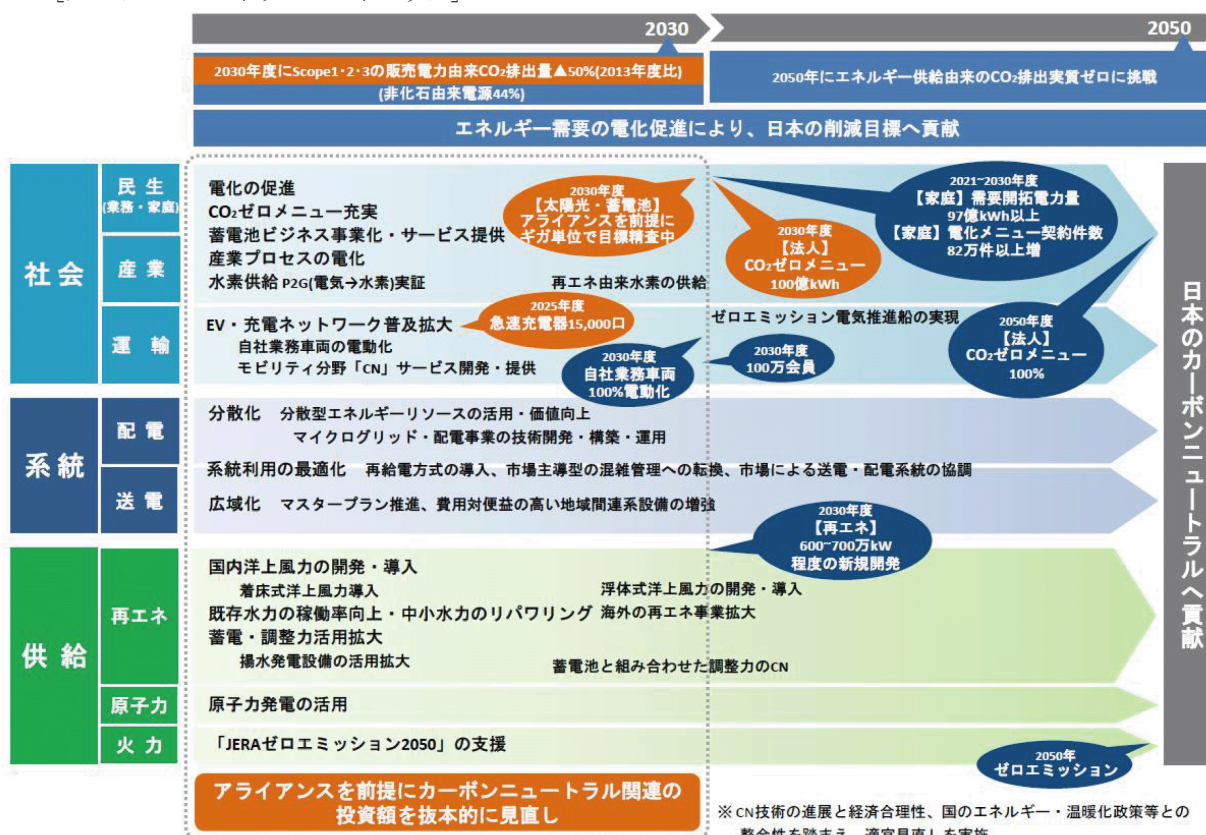
③ 指標及び目標

当社グループはカーボンニュートラルの実現に向けて、「2030年度に販売電力由来のCO₂排出量を基準年度比で50%削減(※)」、さらには「2050年におけるエネルギー供給由来のCO₂排出実質ゼロ」という目標を掲げ取り組んでいく。

(※)Scope 1、2、3の販売電力由来。Scope 1、2は2019年度比、Scope 3は2013年度比。

2023年度の販売電力由来のCO₂排出量の実績は7,840万t-CO₂であった。

[カーボンニュートラルロードマップ]



なお、2023年度の当社及び基幹事業会社を対象とした温室効果ガス排出量はScope 1 が20万 t-CO₂、Scope 2 (※)が590万 t-CO₂であった。

(※)電力購入先ごとの排出係数に基づき算定する基準(マーケット基準)にて算出している。

(2) 人的資本

当社及び基幹事業会社は、事業環境変化の中にあっても、福島への責任を果たすため、電力の安定供給を果たしながら、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みを進めている。こうした事業を進める基盤は人であり、人をかけがえのない財産と捉え、人的資本への積極的な投資に取り組んでいる。

人と組織のありたい姿を示したHR-Visionを掲げ、5つの優先領域を設定した人財マネジメント方針を策定し、これらを実践することで、社員一人ひとりが経営理念を体現する世界に通用するプロフェッショナル人財へと成長することを後押ししている。

また、人権に対する社会的な意識が高まる中、一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、行動することで、安心・安全に働ける環境を築き、それをありたい姿の実現に結び付けていく。

① ガバナンス・リスク管理

当社及び基幹事業会社は、人財リソースの確保への対応を重要な経営課題と認識しており、取締役会は、執行役の中から人財戦略の責任者（CHRO）を選任し、毎月の業務執行状況の報告を受けるなどして、人財戦略、行動計画及び業績目標の進捗等をモニタリング・監督している。また当社の執行役員会並びに執行役を中心とした経営会議等では、全社的な課題の抽出や対応方針について審議している。

また、当社及び基幹事業会社に影響を与える外部環境とそれに関係するリスクの発現可能性、発現した場合の影響度、時間軸を総合的に評価し、人的資本経営・人権尊重の取り組みに活かしている。

② 戦略

当社及び基幹事業会社は、既存の電気事業を安定的に運営することで、電力の安定供給を果たすとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、分散型エネルギーリソースを活用した設備サービス事業の推進など事業構造の変革を進めている。そのためには、電気事業を支える人財を安定的に確保し、DXや事業創造など重要経営課題に必要な人財を確保、育成・配置するリソースマネジメントを戦略的に実行することにより、「両利きの経営」をさらに加速していく必要があり、経営戦略と連動した人財戦略として、5つの優先領域を設定し、取り組みを重点的に進めることで、社員一人ひとりの意欲や能力、組織のパフォーマンスの最大化をめざしていく。

また、CHROをはじめ、各事業主体のCOOや企画担当役員をメンバーとしたHR委員会を設け、HRに関する全社大の重要経営課題について議論を行っている。その中では、事業戦略と人財戦略との整合を図るとともに、HRや各主体が課題解決に向けて責任を持って取り組むサイクルを構築している。

経営戦略と連動した人財戦略

HR-Vision	人財マネジメント方針	
	5つの優先領域	重点施策
あるべき 人財ポートフォリオ 事業に必要な人財の質・量の充足	リソースマネジメント	・人財リソースの戦略的な確保、育成・配置
	「両利きの経営」を 加速する人事戦略	・経営リーダー育成、稼ぐ人財の育成等 ・タレントマネジメントシステムによる適所適財
ありたい人財像 人財の意欲能力の最大化	DEI (ダイバーシティ・エクイ ティ・インクルージョン)	・インクルーシブな職場づくり ・マネジメントの多様性の確保
	TEPCO Work Innovation	・多様な働き方の拡大 ・マネジメント改革、業務改革
ありたい組織像 組織力の最大化	基盤強化	・人権尊重の取り組み ・健康経営、組織開発(エンゲージメント向上)

※ 上記は当社及び基幹事業会社を対象としている。

<優先領域1：リソースマネジメント>

電気事業を支える人財の確保に向けては、採用手法の多様化により、新卒社員、即戦力社員を計画的に採用するとともに、若年層のリテンションやミドル層、シニア層がより意欲・パフォーマンス高く活躍し続けられる魅力ある仕組みを整備している。一方で、重要経営課題に必要な人財を優先配置するとともに、事業構造の変革や経営基盤の強化に向けては、中長期にわたり事業戦略上重要なスキル領域（DX、事業創造、海外事業）を特定し、将来、どこでどのようなスキルを持った人財が必要かを明らかにした上で、担い手となる人財を質・量ともに計画的に確保、育成することで、仕事と人の最適化をめざしていく。

<優先領域2：「両利きの経営」を加速する人事戦略>

取り巻く環境の変化に対応し、事業を牽引できる経営リーダーや技術・技能の継承を推進する電力プロフェッショナル人財、新たな事業を創造できる稼ぐ力を持った人財の育成に向けたサイクルを構築し、挑戦・選択できる機会を付与している。また、社員一人ひとりのスキルや経験等の人財情報を一元管理し、タレントマネジメントによる、適所適財を実現していく。

特に、経営リーダーの育成に向けては、ビジネスを牽引できる経営リーダーを安定・継続的に輩出できるよう、候補人財の選抜や育成を目的とした戦略的人財育成委員会を設置し、選抜、育成、モニタリング等の育成サイクルに経営層が直接関わり、指名委員会と連携した後継者育成の仕組みを構築している。

また、稼ぐ人財の育成として市場のニーズや競争状況に適応しながら、革新的な発想や戦略を展開し、新しいビジネスアイデアを実現するために、適性のある人財を社内から発掘し、研修や自律的な学習支援、OJTなどを通じて育成している。

<優先領域3：DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）>

人と組織がともに成長し、創造性の高い、レジリエントな組織構築に向けて、性別・年代などの多様な人財が、お互いの違いを尊重し、受け入れるとともに、多様な視点を活かす「両利きの経営」の基盤となるDEIを推進している。DEIを実現させるため、性別や多世代が融合するコラボレーション、育児や介護と仕事の両立、障がい、LGBTQ等の施策や、ガイドライン・ガイドブックをグループ全体に展開して理解を深め、誰もが自分らしく働けるインクルーシブな組織・風土づくりを推進している。

<優先領域4：TEPCO Work Innovation>

社員一人ひとりのワークライフバランスの実現と幸福度向上を目的に、快適に働くことができる環境づくりを進めており、仕事と働き方の変革の推進に向けた様々な取り組みを展開している。

働き方の選択肢の多様化や労働時間マネジメントの適正化などの働き方改革とカイゼン・DXを用いた業務改革に一体的に取り組むことで、人と組織が最大限のパフォーマンスを発揮できる働き方の実現を目指している。

また、社員一人ひとりの“個”に着目し、個人の力が最大限発揮できるよう、1on1ミーティングやマネジメント教育の充実など個人の成果と成長に向き合う対話・支援型のマネジメント力を強化するための取り組みを展開し、社員の成長や組織の活力向上を促進している。

<優先領域5：基盤強化>

人と組織の活力、生産性を高める上では、社員のエンゲージメントを向上させることが極めて重要と考え、「社員幸福度」を総合KPIとして設定している。また、「社員幸福度」を構成する3つの重要指標として、社員一人ひとりの「働きがい」、「成長実感」、「ワークライフバランス」を設定し、全社員対象の社員意識調査で測定している。調査の結果は、経営会議や企業倫理委員会等に報告すると同時に、社外有識者からもご意見をいただき、全社的な施策の検討・実施につなげている。また、速やかに各組織にフィードバックし、自職場の強みや弱みの理解を促した上で、エンゲージメント向上につながる施策の自律的な展開を推進している。

さらには、社員意識調査の結果を活用して、活力ある働き方を実践している現場第一線職場へ訪問・ヒアリングを行い、取り組みを社内広報で紹介するなど、好事例の社内展開にも取り組んでいる。

また、人権尊重の取り組みとして、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した人権尊重の仕組みを構築し、あらゆるステークホルダーの人権が尊重されるよう、人権への負の影響の防止と軽減するための取り組みを行っている。具体的には、「東京電力グループ人権方針」をコミットメントとし、人権デュー・ディリジェンス（人権DD）を展開するとともに、救済メカニズムを構築し運用している。人権DDについては、「自社」「連結子会社」「サプライヤー」を優先対応スコープとして特定し、取り組みを進めている。

ガバナンスの体制としてCHROが委員長を務める人権委員会において、計画の審議・モニタリングや、人権に関するリスク低減策の議論・提言を実施する等、PDCAサイクルを主導している。取り組み状況は定期的に取り締役会へ報告しており、取締役会が執行側を監督する体制も整えている。また、取り組みの実効性を高めるためには社員の理解が欠かせないため、社員の人権方針理解度や職場における人権尊重度について2030年度目標を設定し、研修等を実施している。

事業活動を行う国や地域の法改正等、外部環境の変化にも目を配り対応することで、グローバルビジネスにおけるリスクの予見や管理にも寄与するものと考えており、当社グループが信頼され選ばれ続ける企業グループとなるため、社内外のステークホルダーとともに人権尊重の取り組みを推進している。

③ 指標及び目標

当社及び基幹事業会社は、人財戦略の総合KPIとして、「社員幸福度」と「人的資本ROI」を設定している。

また、「社員幸福度」、「人的資本ROI」の向上に向けて、HR-Visionや5つの優先領域への取り組みにおける主要なKPIを設定し、成果や進捗を評価しているほか、依願退職率や長時間労働者数等のリスクに関するKPIを設定し、指標のモニタリングを行っている。

今後も企業価値向上に寄与する効果的・効率的な人的資本への投資の実行に向けて、人的資本の可視化、KPIのモニタリングや刷新を進める。

[指標について]

総合KPI	HR-Vision	5つの優先領域	主な指標	目標	2024年度実績				
社員幸福度	あるべき人材ポートフォリオ		人材の確保 (新卒採用充足度)	2024年度: 対計画数100%充足	99%				
	重要経営課題への 人材リソース充足度	充足度 100%	リソースマネジメント	即戦力人材の確保 (キャリア採用充足度)	2024年度: 対計画数100%充足	96%			
	ありたい人材像		経営リーダー育成	経営リーダー候補 500人 ミッション付与率 100%	517人 82%				
	働きがい	0.57 ^{※2} (前年比+0.01)	事業創造人材の創出数	2027年度: 2,700人創出	1,723人 (実績)				
人的資本ROI	成長実感	0.57 ^{※2} (前年比+0.07)	「再利きの経営」を 加速する人事戦略	女性管理職比率	2025年度: 10%	6.4%			
	ワークライフバランス	0.62 ^{※2} (前年比+0.12)		OEIの推進実績	前年度より増加	前年比+0.03 (0.86 ^{※3})			
	年間総労働時間/人	1,952 ^{※3} (前年比+6)	OEI (ダイバーシティ・イクワイ インクルージョン)	働き方改革の推進実績	前年度より増加	前年比+0.14 (0.67 ^{※3})			
	(営業利益÷減価償却費) 人件費	2.17 ^{※1} (前年比+0.04)	TEPCO Work Innovation	生産性意識の伸長	前年度より増加	前年比+0.16 (0.20 ^{※3})			
ありたい組織像		経営理念行動実践	基盤強化	健康施策の推進実績	前年度より増加	前年比+0.04 (0.79 ^{※3})			
価値創造基盤	0.59 ^{※2} (前年比+0.01)	人権デュー・ディリジェンス 実施率		2025年度: 100%	56%				
心理的安全性	1.01 ^{※2} (新設)								
リスクKPI(2024年度実績)									
休職退職率	1.3% (前年1.2%)	長時間労働者数 ^{※4}	85人 (前年250人)	ストレスチェック 高ストレス者率	10.9% (前年11.9%)	業務外傷病による 長期休職者数 ^{※5}	260人 (前年215人)	人権窓口への相談件数のうち 認識にいたった件数	1件 (前年3件)

※1 社員幸福度のスコア11品数10～10品を平均

※2 社員幸福度のスコア12～20品5品を平均

※3 管理職/全社平均

※4 年度中に1か月間の時間外労働および休日労働の合計が100時間以上となった者の人数

※5 年度中に業務外傷病により休職した者の人数

[当社及び基幹事業会社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業等取得率及び労働者の男女の賃金の差異]

<管理職に占める女性労働者の割合>

2024年度末の管理職に占める女性労働者の割合は6.4%(2023年度末6.0%、2022年度末5.9%、2021年度末5.8%)であり、女性の採用・育成強化等により、次世代女性リーダーの拡大を進めている。

女性社員の中からミドルマネジメント人材を選抜し、育成プログラムとして一元管理している。各人の適性等を踏まえた経験・スキル付与など、更なる育成強化を図っている。

<男性労働者の育児休業等取得率>

2024年度の男性労働者の育児休業等取得率は89.2%である。セミナー開催やメッセージ配信により性別役割分業意識を払拭し、性別等の属性に関わらず誰もが活躍できる職場環境を整えるとともに、男女ともに家庭と仕事の両立を実現できる働き方の変革に取り組んでいる。

<労働者の男女の賃金の差異>

2024年度の労働者の男女の賃金の差異は81.9%であり、2023年度からはほぼ横ばい傾向にある。当社及び基幹事業会社では、同じ役割であれば男女で賃金の差は設けていないが、主に以下の要因により女性より男性の賃金が高くなっていると考えている。

イ. 女性の出産・育児期のキャリアの断絶

性別役割分業意識による出産・育児期のキャリア断絶により、一時的に仕事をペースダウンする女性が多く、結果として賃金が高い傾向にある管理職層の比率が女性に比べ男性の方が高くなっている。

ロ. 若年層女性従業員増加

女性活躍推進の観点から女性の採用を強化しており、結果として賃金の低い傾向にある若年層の比率が男性に比べ女性の方が高くなっている。

ハ. 扶養手当など諸手当の支給有無の差

女性よりも男性の方が家族を扶養している割合が高い等、諸手当が支給されている比率が女性に比べ男性の方が高くなっている。

＜今後の取り組み＞

イ．キャリア継続への支援

2023年4月より、育児休業を取得した社員の復職支援施策として、関東近郊35か所の企業主導型保育所の利用を可能とする制度を導入している。

また、育児休業の取得等により不足しがちな経験を補完するため、キャリア実現の意識を高めるキャリア形成支援を行うとともに、リーダー育成等の様々な研修を提供している。

加えて、リモートワーク制度やフレックスタイム制度の活用により、通勤時間の削減や柔軟な勤務が可能となり、社員の働き方の選択肢が拡大している。引き続きTEPCO Work Innovationを推進し、場所や時間に囚われず働き、キャリアを継続できる環境を整えていく。

ロ．若年層女性従業員の確実な育成

当社及び基幹事業会社では、長期的な視点で人材を育成している。若年層に対しては、階層別研修をはじめ、自律的な学びの機会を付与し、個人が持つ能力を発揮できるよう成長を後押ししている。

その他詳細は、当社のホームページ及び「TEPCO統合報告書2024」を参照。

(https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/)

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

当社では、社長を統括責任者、最高リスク管理責任者をリスク運用・管理責任者とするリスク管理体制を整えており、各基幹事業会社の社長、リスク管理担当役員等と連携することにより、平時・リスク顕在化時における当社グループのリスク管理を統括している。取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映している。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備している。

当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会などで審議の上、適切に管理している。

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの顕在化を予防するとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制している。加えて、従業員に対して、関係法令教育や社内規程・マニュアルの教育を定期的実施している。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。なお、各リスク項目の記載順序については、事業への影響度や発現可能性などを踏まえて判断した重要度に基づいている。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

① 福島第一原子力発電所の廃炉

	影響度	特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	当社では、「東京電力HD（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき安全に最大限留意しつつ、廃炉作業を進めているが、これまでに経験のない燃料デブリの取り出しにかかる技術的に不透明かつ未解明な課題や、身体汚染、汚染水の漏えいなどのトラブルが発生した場合には、廃止措置が計画通りに進捗しない可能性がある。 A L P S 処理水については、政府の基本方針を踏まえ海洋放出を開始しているが、設備の点検漏れや確認不足、操作ミスなどに伴う設備停止などのトラブルの発生、A L P S 処理水のモニタリング結果や設備状態に関する情報発信の不十分さ、不誠実な賠償の対応などに伴い、地域や社会の皆さまからのご理解が得られず、これを継続できない可能性がある。 汚染水については、地下水流入抑制対策など重層的な対策により着実に発生量の抑制が進められているが、大雨などにより、計画通りに汚染水発生量の抑制ができない可能性がある。 こうした廃炉の取り組みが円滑に進まず、計画以上に長期に及ぶ場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	廃炉作業は世界でも前例のない取り組みであり、今後の進むべき大きな目標である中長期ロードマップなどをベースに、徐々に得られる新たな情報や知見を踏まえ「廃炉中長期実行プラン」を策定している。 「復興と廃炉の両立」を通した「福島への責任を貫徹」を目指し、地域や社会の皆さまのご理解をいただきながら進めるべく、廃炉作業の進捗と今後の見通しについて、より丁寧にわかりやすくお伝えしていく。 今後も2号機燃料デブリ試験的取り出しなどを通し、新たな情報や知見を一つひとつ集め、「廃炉中長期実行プラン」を進捗や課題に応じて定期的に見直ししながら、30～40年後の廃止措置終了に向け、安全に最大限留意しつつ、計画に基づき着実に対応を進めていく。 これまでに発生したトラブルを踏まえ、福島第一原子力発電所は、前例に乏しい取り組みが山積していることに加え、高線量下の厳しい環境であることを再認識し、作業毎にリスクを抽出して対策を考え、実行する活動を継続している。さらに、燃料デブリの試験的取り出しの中断事案等を踏まえ、当社は実施主体として、作業の準備段階から細部にわたる手順を確認するなどの対策を進めてきた。また、地元企業をはじめ、廃炉に携わる企業との間で、発注側、受注側の立場を超え、廃炉の目的を共有し、達成するため「ワンチーム」をキーワードとして現場レベルでの協働体制の構築を進めていく。 A L P S 処理水の海洋放出にあたっては、社内において関係部署を横断的に統括する体制を整備し、①設備運用の安全・品質の確保、②迅速なモニタリングと正確な情報発信、③I A E A レビュー等を通じた透明性の確保、④風評対策、そして損害が発生した時の適切な賠償に努めていく。また、その状況を関係者や社会の皆さまに適時お伝えさせていただき、国内外から信頼いただけるよう取り組んでいく。 さらに、建屋屋根の補修や陸側遮水壁内側におけるフェーシングなど重層的な対策を講じるとともに、局所的な建屋止水を進めるなど更なる抑制対策により、汚染水の発生量の抑制を図っていく。			

② 電気の安定供給

	影響度	特大	発現可能性	高
想定される リスク内容	大規模自然災害、設備事故、テロ・暴動などの妨害行為、燃料調達支障、感染症の発生などにより、長時間・大規模停電などが発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	計画段階における供給力不足（予備率不足）に対しては、2024年度の容量市場運用開始に伴い、国及び電力広域的運営推進機関が主体となり供給側の対策（kW公募など）並びに需要側の対策（デマンドレスポンスなど）の需給両面の対策を検討するが、当社は安定供給の維持に向け協力し、適切に対応していく。 日々の運用においては、週次で短期的な需給見通しの確認を行い、広域予備率をもとに適切なタイミングで追加の供給力電源の稼働やデマンドレスポンスなどの発動並びに情報発信を行っていく。 自然災害の激甚化・広域化については、電力レジリエンスの強化を軸に据え、内閣府中央防災会議などの被害想定をベースとした設備の補強を促進している。設備事故の未然防止の観点からは、計画的かつ効率的に経年設備の更新を進めることで安定供給の維持に取り組んでいる。 テロ・暴動などの妨害行為へは、関係機関との平時からの緊密な連携により備えている。被害軽減の観点からは、複数の送電系統を連系する設備の多重化により、設備の故障時に停電範囲や停電時間を極小化する取り組みを進めるとともに、被災設備の早期復旧に向けては、デジタル技術の積極的活用や、分散型電源として蓄電池・電動車両なども活用した電力供給手段の多様化、復旧資機材の確保や当社グループ一体での災害対応体制の整備、各種ハザードを想定した社内訓練や海上・陸上自衛隊、さらには国・自治体・一般送配電事業者などの関係者との連携・協働の強化などを図っている。 燃料調達については、国際情勢の緊迫化などに伴う、世界的なLNG需要の拡大による燃料調達リスクに対しても、引き続き、株式会社JERAにおいて燃料ポートフォリオの柔軟性やJERA Global Marketsによる燃料トレーディングを活用し、可能な限り安定的かつ柔軟な燃料調達に努めていくとともに、当社としてモニタリングに努めていく。 感染症対策については、基本的な感染対策の徹底やテレワーク・時差出勤の活用により社員の健康と安全を確保するとともに、感染症拡大に伴うエネルギー産業の構造変化、社会の動向を踏まえたビジネスモデルへの変化についても注視しながら必要な対応を適切に実施していく。			

③ 原子力発電・原子燃料サイクル

	影響度	特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直しなどにより、当社グループの原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。 原子力発電は、第7次エネルギー基本計画において「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。」と記載されており、カーボンニュートラル実現に不可欠であることに加え、低廉で安定的な電力の供給、レジリエンス強化の観点からも重要な電源であり、二度と過酷事故を起こさないという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。 しかしながら、原子力発電の再稼働の見通しが立たない場合、火力燃料費の増加や不要となる核燃料資産の発生、発電設備の資産性の評価などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。 使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設などの解体のバックエンド事業については、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるが、その処理が滞ることなく適切に実施されるよう制度措置がされている。具体的には、使用済燃料の再処理や放射性廃棄物の処分、原子力発電施設などの解体については、それに要する費用を拠出する制度が措置されている。こうした国による制度措置などによりバックエンド事業に関する不確実性は低減されているが、制度措置などの見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設などの稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。			
対応策	原子力発電に関しては、柏崎刈羽原子力発電所7号機の健全性確認を実施し、原子炉の起動に必要な主要設備の機能が発揮できることを確認したところである。また、6号機についても再稼働に向け準備を進めているところ。引き続き、発電所の安全性向上や核物質防護に関する改善の取り組みを一つひとつ積み上げていくとともに、地域の皆さまのご不安や心配される点に対して、発電所の取り組みを丁寧の説明していく。 さらに、当社は、本社機能の一部を発電所の立地する新潟県柏崎市へと移転し、本社と発電所の一体的な運営により、現場重視の事業運営を進め、地域の皆さまの声を発電所運営に活かすことができる体制を構築していく。 バックエンド事業に関しては、国の政策や関連する制度措置に則って適切に対応していくことで不確実性の低減を図るとともに、今後の政策、制度の動向を注視していく。また、六ヶ所再処理事業やウラン濃縮事業などの原子燃料サイクル事業の推進に協力していく。 高レベル廃棄物の最終処分については、当社は、廃棄物の発生者として基本的な責任を有する立場から、お問い合わせ窓口を設置するなど、国や原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携しながら、地層処分の実現に向け、理解活動に積極的に取り組んでいる。			

④ 電源調達費用、販売価格、販売電力量

	影響度	特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	電源調達費用、販売価格は、国際情勢の緊迫化、外国為替相場の変動などに伴う燃料価格・卸電力市場価格の高騰や電源調達構造の変化の影響を受ける可能性がある。これに加えて、販売価格は、小売市場の競争状況による影響を受ける可能性がある。 また、販売電力量は、気温や天候の影響、経済活動、生産活動に加え、節電や省エネルギー、カーボンニュートラル社会の実現に向けた対応など政策面、さらに小売市場の競争状況などの影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。 ただし、一定の範囲内の燃料価格・外国為替相場・卸電力市場価格の変動については、「燃料費調整制度」及び、「燃料費等調整制度」により、業績への影響は緩和される。			
対応策	電源調達費用、販売価格に関しては、電力デリバティブを活用したヘッジ取引、調達先の拡大などによるコスト削減などで、上述リスクの影響の最小化を図っている。 また、「特別高圧・高圧」のお客さまを対象に最新の販売動向、電源調達動向を適切に料金に反映させていただくため、燃料費等調整の算定諸元の見直しをさせていただいた。販売電力量に関しても、価格変動を抑制する料金プランを求めめるお客さまからのニーズに応じて、市場価格調整の割合が異なる3種類の電気料金プランの提供を開始させていただいた。 今後もより一層、徹底した経営効率化に取り組むとともに、お客さまニーズや市況に応じたサービスの提供や販売価格算定における原子力発電の再稼働の一部織り込みによる卸電力市場価格などの影響幅の圧縮なども実施し、お客さまのご負担を軽減しつつ、当社グループの財政状態の改善を図っていく。			

⑤ 火力発電用燃料価格

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	LNG、原油、石炭などの価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向などにより変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。特に国際情勢の緊迫化などを受けた全世界的な燃料価格の高騰により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。			
対応策	株式会社JERAにおいて、世界最大級の調達規模を梃子に構築している価格競争力、価格変動リスク対応力に優れた燃料ポートフォリオ、JERA Global Marketsによる燃料トレーディング及び先物市場におけるヘッジの活用などにより燃料価格変動に伴うリスク対応に努めていく。			

⑥ 電気事業制度・エネルギー政策変更

	影響度	大-特大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、事業を進めていく上での政策面での変化への対応により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。			
対応策	エネルギー政策や電気事業に係る制度、環境規制に関する動向など必要な情報を幅広く、積極的に収集し、関係箇所連携しながら様々な場を通じて当社グループの考え方を説明するとともに、必要な対応を実施していく。			

⑦ お客さまサービス

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	法令に反するお客さま対応などにより、お客さまからの当社グループ及び当社が提供するサービスへの満足度や社会的信用が大きく低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	当社グループは、2021年7月に新たな経営理念を定め、その下で総合特別事業計画に示す具体的戦略の実現に向けて、お客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立し、信頼され、選ばれ続ける企業になることを目指している。 販売活動などを担う東京電力エナジーパートナー株式会社においては、お客さまサービスの向上のために、実務に即した研修・教育や対応スクリプトの整備などを行うとともに、電話・訪問の機会を通じて収集した「お客さまの声」を業務改善に活かしている。 また、同社社長を委員長、弁護士及び消費者団体役員を社外委員、関係役員・部室長を委員とする営業品質管理委員会（半期に1回以上開催）において、不適切事例の再発防止に向けた各種取り組み、関連法令の改正への対応状況及びお客さまのWeb手続きの改善などの営業品質向上の取り組みを社内横断的に評価・確認し、更なる業務の改善に活かしている。			

⑧ 安全確保・品質管理・環境汚染防止

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	当社グループは、あらゆる事業、部門、事業所において、安全確保、品質管理、環境汚染防止に加え、それらの状況について透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反などにより事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	当社グループは、企業の社会的責任を果たすため「東京電力グループ企業行動憲章」を制定し、そのもとで、事業活動のあらゆる場面において安全を最優先に掲げ、安全管理の取り組みについて、法令の遵守及び現場を起点とした安全活動による実効性があるルール・施策を策定・展開し、継続的に評価・改善に取り組んでいる。 特に、原子力事業では、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善するなど、現地現物を重視した安全・品質の向上に加え、外部専門家による指導・助言なども踏まえながら継続的な改善に取り組んでいる。 品質管理や環境管理についても、規程・マニュアルなどにより遵守すべきルールを定め徹底するとともに、内部監査などによりその遵守状況を確認し、必要な改善を適宜実施している。 情報公開については、お客さまや地域、社会の皆さまに必要な情報が正確に迅速に伝わることを意識して取り組んでいる。			

⑨ 企業倫理遵守

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定される リスク内容	当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反などの企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。 中でも、昨今、企業への要請の高まりが見られる「人権」については、社員、グループ会社社員の理解不足に起因する人権侵害が発生した場合、当社への批判などにより、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。 また、原子力事業においては、安全文化醸成並びに核セキュリティ文化醸成の方針のもと、従事者に具体的に求められる行動を明確化し、一人ひとりが実践できるよう教育や対話活動などに取り組んでいる。しかしながら、これらの取り組みが不十分な場合には、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	「東京電力グループ企業行動憲章」及び「東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、会社としての方向性や役員・従業員が遵守すべき具体的行動を明確にするとともに、社長を委員長とし社外有識者を含めた委員で構成する東京電力グループ企業倫理委員会を設置し、企業倫理の定着を図るための諸施策の審議・決定及びその実践状況について指導・助言を受け、組織ごとに企業倫理責任者・企業倫理担当者を配置することにより、東京電力グループ一体となった定着活動を実施している。 また、定期的を実施する意識調査において定着度合いを確認し、その結果を踏まえ、今後の活動方針を決定している。さらに、東京電力グループ大で利用できる企業倫理相談窓口を社内外に設置し、グループ全体で企業倫理に反する行為の未然防止を図っている。 人権尊重の推進にあたっては、国際連合のビジネスと人権に関する指導原則に準拠した「東京電力グループ人権方針」（2021年8月）に基づき取り組んでいる。具体的には、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築、eラーニングや研修による教育、救済メカニズムとしてあらゆるステークホルダーが利用可能な通報窓口の設置などを実施しており、これら取り組みのプロセスや実効性の評価結果を積極的に情報開示している。 原子力事業においては、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案などを受け、経営層による所員との対話活動や対話活動などから得られた意見に基づいた「柏崎刈羽原子力発電所の志」の作成、外部人材の登用などの施策により、内部コミュニケーションや所員のモチベーションの改善を行い、地域の皆さまから信頼される発電所を実現するための取り組みを継続して行っている。			

⑩ 情報管理・セキュリティ

	影響度	大-特大	発現可能性	高
想定される リスク内容	サイバー事案や作業ミス、社内ルール違反などに伴い、電力供給やお客さまサービスに支障を与えた場合、及び当社グループが保有するお客さま情報や業務上の重要な情報が流出した場合には、当社グループの社会的信頼が失墜し、事業運営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	高度化・巧妙化するサイバー事案に関しては、原子力事業進展や地政学変化を踏まえた脅威分析、防御対策、常時監視、対応・復旧訓練などあらゆる手段を用いてサイバーセキュリティ強化に努めている。 重要な情報の管理に関しては、社内規程の整備や情報流出などによって生じるお客さまや社会への影響について社員へ教育・啓発を行うとともに、社内システムの適正なアクセス制御や外部記憶媒体への情報書き出し制限などのシステム上の対策も実施している。			

⑪ 資材調達

	影響度	大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	大規模災害の発生、国際情勢の緊迫化、感染症の蔓延などの影響によるサプライチェーンの混乱に加え、物価上昇、建設業をはじめとする担い手不足、さらに国内外調達先の倒産・撤退や海外依存度の高い資材の供給量低下といったサードパーティリスクの高まりにより、調達コストが高騰し、計画的な調達が阻害され、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。 また、当社のサプライチェーンにおいて当社グループ又は調達先が万が一、環境破壊や人権侵害に加担していたことが判明した場合、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	当社グループにおけるサプライチェーンの持続的な確保に向けて、調達先については、取引先登録制度を採用し、あらかじめ適格性を担保するとともに、パートナーシップ構築宣言に示す当社グループのサプライチェーン全体の共存共栄を目指し、競争と共創拡大の方針のもと、調達先の多様化を図っている。資材の納品遅れや製造不能の発生については、早期発注に加え、代替品の検討や在庫管理の徹底と工程調整による欠品リスクの回避、予備品の確保などで対処している。物価上昇や担い手不足に対しては、サプライヤーと十分に連携したうえで資材、要員確保を計画することで調達コストの抑制に努めるほか、地元企業の活用拡大にも取り組んでいる。サードパーティリスクに対しては、サプライヤーの動向把握や代替取引先の発掘に努めている。 また、環境問題・人権問題への社会的関心の高まりや、その重要性に鑑みて、「東京電力グループ調達基本方針」、「サステナブル調達ガイドライン」に則った、環境や人権問題に対する取り組み状況の確認や対話を通じた信頼関係の構築などを行うことで、サプライチェーン全体での持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいる。			

⑫ 物価・金利の変動

	影響度	大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	当社グループは、国内電気事業に必要な発電・送変電・配電設備等の多数の設備を保有し、これらの設備の建設・更新工事等を計画的に進めていくために多額の投資資金が必要であり、近年は減価償却費を上回る設備投資額となっている。 なお、これらの必要資金に充当するため自己資金のほか金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しており、当社グループの有利子負債残高は、2025年3月末時点で6兆5,097億円（総資産の43%に相当）となっている。 このため、物価・金利の変動については、設備投資・支払利息等の変動に繋がることから、今後の動向により、当社グループの業績及び財政状態に影響を受ける可能性がある。			
対応策	設備投資については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な投資精査・経営合理化を図り、収益性・資本効率性の最大化を目指していく。 また、支払利息に関しては、固定金利の社債発行で資金調達を実施するなど、金利変動リスクの低減に努めている。			

⑬ 気候変動等に関する取り組み

	影響度	大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	当社グループは、「販売電力由来のCO₂排出量を2013年度比で2030年度に50%削減」「2050年におけるエネルギー供給由来のCO₂排出実質ゼロ」という目標を宣言し、カーボンニュートラル社会の実現に挑戦しているが、成長志向型カーボンプライシングを含むGX推進法の成立などCO₂に関する規制の強化や、需要側での太陽光や蓄電池などの自家発電・自家消費、地産地消の広がりによる販売電力量の低下などにより、当社グループの業績、財政状態及び事業運営、企業イメージに影響を及ぼす可能性がある。 また、ESGに関する投資家の行動変容などにより、当社グループの資金調達や株価に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	当社グループの目標達成に向けては、長期的な安定供給とCO₂削減を両立させつつ、ビジネスの軸を「カーボンニュートラル」にシフトし、当社グループ一体となり再エネ電源などのゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の電化促進の両輪での取り組みを展開していく。 今後の規制強化に対しては、GX推進法などの温暖化対策に関する制度設計など必要な情報を幅広く・積極的に収集し、関係箇所連携しながら様々な場を通じて当社グループの考え方を説明するとともに、必要な対応を実施していく。 また、大規模電源・大量送電から、自家発電・自家消費といった地産地消型の社会への移行に対しては、これまでの電気(kWh)の販売事業から、お客さまに密着した設備サービス事業にビジネスモデルの軸を大胆にシフトし、新たな事業を社会・コミュニティなどの「まち」単位で、面的に拡大して取り組みを進めていく。ビジネスモデルの変革にあたっては、設備サービス・アグリゲーション事業の全国展開を最重点分野としアライアンスを進めていく。 ESGに関する投資家の行動変容に対しては、ESG委員会やESG担当役員の設置など世界的なESGの潮流を経営に取り込む体制を整備し、ESG課題の抽出と社内改革などの対策、ESG情報開示を充実するとともに、カーボンニュートラルロードマップに記載した取り組み事項や生物多様性等の新たな要請にも着実かつ的確に対応しつつ、株主・投資家の皆さまとのエンゲージメントを通じて当社事業や取り組みに対する理解を深めていく。			

⑭ 四次総特に基づく経営改革

	影響度	大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	当社グループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して、生産性改革、再編・統合を含めた連携などの推進及び事業基盤の強化などの非連続の経営改革に取り組んでいくとともに、原子力発電所を運営する主体として、地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまからの信頼回復の取り組みを最優先事項として位置付け、抜本的な改革に取り組んでいくが、信頼回復が十分に進まず、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。 加えて、2025年3月の四次総特変更認定に際する大臣指示も踏まえ、収支改善策の検討を推進するとともに、DX/GXの進展などの環境変化を捉えた安定供給と脱炭素の両立に向けた取り組み、アライアンス等も含む中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて取りまとめ、次期総特に反映する必要があるが、内外情勢の変化や検討の遅延などにより、検討とりまとめが遅れた場合、収支財務や事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	四次総特に基づく経営改革を実現していくために、責任者・期限・達成すべき内容などをアクションプランとして作成し、取り組みを進めている。また、各アクションプランの進捗状況については重要度に応じたモニタリングを実施し、PDCAを回すことで計画を達成していく。 地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまからの信頼回復に向けて、経営層を含む組織全体で自己の弱点・課題を認識し、自律的に改善が進む組織になるよう原子力をはじめ経営改革を着実に進めるとともに、カイゼンを基軸とした生産性改革などによる経営合理化や、カーボンニュートラルや防災を軸とした新たな価値の提供などにより、企業価値の向上を実現していく。 なお、取り組みの推進にあたっては、2023年12月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員会より発出された「東京電力による経営改革の取り組み等の検証・評価結果」の提言内容も踏まえながら、経営改革を着実に実行していく。 また、次期総特に向けた検討については、共同策定する原子力損害賠償・廃炉等支援機構を含め、社内外の関係組織と密に連携しながら、工程遅延が生じないように、収支改善策や事業環境変化を捉えた取り組み等の検討、経営審議に向けた工程管理を進めていく。			

⑮ 機構による当社株式の引き受け

	影響度	大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	当社は、2012年7月31日に原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。 機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使などにより、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境などによっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	当社グループ一体となって福島への責任貫徹を第一に、社会からの信頼回復、企業価値向上に向けて、経営合理化や原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員会からの提言への対応も含め、引き続き最大限の努力を行っていく。			

⑯ 電気事業以外の事業

	影響度	大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化に加え、国際情勢の緊迫化、気候変動、顧客ニーズの変容、市況の変化（物価高騰、金利上昇、他社動向など）、サプライチェーン上の人権侵害、従業員の生命・身体に対する脅威などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさず、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。			
対応策	当社グループの事業や従業員の安全に影響を与えうる政治的経済的な情勢、特に地政学リスクの高まりといった変化や潮目に対する感度を高くし、海外事務所と連携しながらタイムリーに現地情報を収集するなどしてリスクの回避並びに低減に努めている。 また、実施案件については、実施前には建設費の高騰や金利上昇等による投資採算性のリスク評価を含む厳格な投融資審査基準を設けて案件を厳選するほか、実施中は収益性やリスクに係るモニタリングを四半期ごとに行い不採算事業は撤退・縮小するなど、投資パフォーマンスの向上に努めている。			

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ. 財政状態

[資産・負債・純資産]

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ3,915億円増加し、14兆9,869億円となった。これは、関係会社長期投資が増加したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ1,434億円増加し、11兆2,008億円となった。これは、有利子負債が増加したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ2,481億円増加し、3兆7,861億円となった。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は25.1%と前連結会計年度末に比べ1.0ポイント上昇した。

ロ. 経営成績

[概要]

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比1.6%減の6兆8,103億円、経常利益は同40.2%減の2,544億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同39.8%減の1,612億円となった。

[売上高]

当連結会計年度における各セグメントの売上高(セグメント間取引消去前)は、ホールディングスが7,962億円(前連結会計年度比12.4%増)、フュエル&パワーが37億円(前連結会計年度比2.8%減)、パワーグリッドが2兆3,452億円(前連結会計年度比6.4%増)、エナジーパートナーが5兆5,598億円(前連結会計年度比3.2%減)、リニューアブルパワーが2,121億円(前連結会計年度比34.2%増)となった。

総販売電力量は、前連結会計年度比0.1%減の2,286億kWhとなった。

[経常損益]

当連結会計年度における各セグメントの経常損益(セグメント間取引消去前)は、ホールディングスが△507億円(前連結会計年度△1,271億円)、フュエル&パワーが577億円(前連結会計年度比67.0%減)、パワーグリッドが549億円(前連結会計年度比65.0%減)、エナジーパートナーが2,879億円(前連結会計年度比11.7%減)、リニューアブルパワーが536億円(前連結会計年度比18.8%増)となった。

[親会社株主に帰属する当期純利益]

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、特別利益に原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金873億円を計上した一方、特別損失に原子力損害賠償費803億円、災害特別損失626億円を計上したことなどから、1,987億円となった。ここに、法人税、住民税及び事業税358億円、法人税等調整額10億円、非支配株主に帰属する当期純利益5億円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、1,612億円となった。なお、1株当たり当期純利益は100円67銭となった。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ3,086億円(25.0%)減少し、9,264億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比46.3%減の3,612億円となった。これは、未払費用が減少したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比23.0%増の8,592億円となった。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の収入は、前連結会計年度比64.1%減の1,941億円となった。これは、短期借入れによる収入が減少したことなどによるものである。

③ 生産及び販売の実績

当社グループは、原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「エネルギーパートナー」及び再生可能エネルギー発電等を行う「リニューアブルパワー」の5つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

イ. 発電実績

種別		2024年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量	10,706	96.9
	火力発電電力量	159	102.5
	原子力発電電力量	—	—
	新エネルギー等発電電力量	73	128.9
発電電力量合計		10,938	97.1

(注) 1. 上記発電実績には、連結子会社の一部を含んでいる。

2. 2019年4月1日付けで㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これにより、火力発電電力量は東京電力パワーグリッド㈱の離島における発電電力量である。

ロ．販売実績

(a) 総販売電力量

種別		2024年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
	小売販売電力量	187,183	95.4
	卸販売電力量	41,439	127.4
総販売電力量		228,621	99.9

(注) 連結子会社の一部を含んでいる。

(b) 電気料収入

種別	2024年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電気料収入	4,314,738	97.1

(注) 1. 連結子会社の一部を含んでいる。
2. 電気料収入は小売販売電力量に相当する。
3. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」「酷暑乗り越え緊急支援」、及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として補助金(以下、「当該補助金」という。)176,379百万円を受領している。内訳は「パワーグリッド」が751百万円、「エネルギーパートナー」が175,628百万円である。電気料収入には当該補助金収入を含んでいない。

(c) 託送収入

種別	2024年度 (百万円)	前年同期比 (%)
託送収益	1,597,429	101.7

(注) セグメント間取引消去前。

④ 託送供給料金

東京電力パワーグリッド株式会社は、2023年12月1日、電気事業法第18条第1項に規定された「託送供給等約款」の変更に係る認可申請(発電側課金制度の導入に伴う供給条件の設定及び電気事業法第17条の2第4項の規定により2023年11月24日に経済産業大臣から承認された「託送供給等に係る収入の見通し」の変更に基づく新たな料金を設定)を経済産業大臣に行い、2024年1月17日に経済産業大臣の認可を受け、2024年4月1日から実施している。

主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

						単位		料金単価(円)			
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで		1 灯	1 か月につき	35. 54			
				10W超過 20Wまで		〃		71. 09			
				20W 〃 40W 〃		〃		142. 19			
				40W 〃 60W 〃		〃		213. 28			
				60W 〃 100W 〃		〃		355. 47			
				100W 〃 100Wまでごとに		〃		355. 47			
			小型 機器 料金	50 V Aまで		1 機器	1 か月につき	106. 17			
				50 V A超過 100 V Aまで		〃		212. 34			
				100 V A 〃 100 V Aまでごとに		〃		212. 34			
		電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	230. 67			
				S B ・ 主開閉器契約		1 k V A	1 か月につき	152. 24			
				S B 契約； 5 A の場合		1 契約	1 か月につき	76. 12			
				S B 契約； 1 5 A の場合		〃		228. 36			
			電力量料金		1 k W h につき		6. 97				
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	230. 67			
				S B ・ 主開閉器契約		1 k V A	1 か月につき	152. 24			
				S B 契約； 5 A の場合		1 契約	1 か月につき	76. 12			
				S B 契約； 1 5 A の場合		〃		228. 36			
			電力量料金		昼間時間		1 k W h につき		7. 36		
					夜間時間		〃		6. 64		
		電灯従量接続送電サービス						〃		10. 76	
		動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	731. 97			
				主開閉器契約		〃		461. 14			
			電力量料金		1 k W h につき		4. 54				

						単位		料金単価(円)	
接続送電サービス	低圧	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	731. 97	
				主開閉器契約		〃		461. 14	
			電力量料金		昼間時間	1 k W hにつき	4. 79		
					夜間時間	〃	4. 35		
		動力従量接続送電サービス				〃		16. 54	
	高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	653. 87		
			電力量料金		1 k W hにつき		1. 84		
		高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	653. 87		
			電力量料金		昼間時間	1 k W hにつき	1. 93		
					夜間時間	〃	1. 75		
		高圧従量接続送電サービス				〃		12. 55	
		ピークシフト割引				1 k W	1 か月につき	555. 80	
	特別 高圧	特別 高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		〃		423. 39		
			電力量料金		1 k W hにつき		0. 91		
		特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	423. 39		
			電力量料金		昼間時間	1 k W hにつき	0. 94		
					夜間時間	〃	0. 89		
		特別高圧従量接続送電サービス				〃		7. 85	
		ピークシフト割引				1 k W	1 か月につき	359. 89	
	予備送電サービス	高圧	予備送電サービス A				〃		87. 62
予備送電サービス B				〃		109. 20			
特別 高圧		予備送電サービス A				〃		71. 13	
		予備送電サービス B				〃		86. 37	
系統連系 受電 サービス	基本料金				1 k W	1 か月につき	87. 01		
	基本料金（離島のお客さま）				〃		79. 85		
	電力量料金				1 k W hにつき		0. 28		
系統設備 効率化 割引	割引 A	A-1				1 k W	1 か月につき	30. 86	
		A-2（受電電圧が標準電圧140, 000Vをこえる場合）				〃		5. 72	
		A-2（受電電圧が標準電圧140, 000V以下の場合）				〃		11. 44	
		A-3（受電電圧が標準電圧140, 000Vをこえる場合）				〃		2. 86	
		A-3（受電電圧が標準電圧140, 000V以下の場合）				〃		5. 72	
	割引 B	B-1				1 k W	1 か月につき	48. 99	
		B-2				〃		17. 80	

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. S Bとは、電流制限器又はその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 系統設備効率化割引とは、需要地近郊や既に送配電設備が手厚く整備されている地域など、送配電設備の追加増強コストが小さい地域に接続する電源に対して、発電側課金の負担額を軽減するものである。
5. 従来適用してきた近接性評価割引は、新たに導入する割引制度と趣旨や割引の考え方が重複している面もあることから廃止する。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものである。

① 経営成績等

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、引き続き燃料価格や卸電力市場価格の低下がみられたものの、労務費・資材価格の高騰などにより、依然として厳しい状況が続いた。こうした状況のもと、当社グループは、デジタルトランスフォーメーション(DX)やグリーントランスフォーメーション(GX)の進展に伴う電力需要の増加に対応するうえで必要な設備投資を適切に実施してきた。これに伴い、フリーキャッシュフローのマイナスが続いているが、グループの総力を挙げて徹底的なコスト削減や事業の選択と集中をはじめとする不断の経営合理化を進めてきた。

当社グループの当連結会計年度の小売販売電力量は、主に特別高圧・高圧の分野において、厳しい競争環境が続いたことなどから、前連結会計年度に比べ4.6%減の1,872億kWhとなった。このため、卸販売電力量が増加したものの、総販売電力量は、前連結会計年度に比べ0.1%減の2,286億kWhとなった。

当連結会計年度の連結収支については、売上高(営業収益)は、燃料価格の低下等により燃料費等調整額が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ1.6%減の6兆8,103億円となった。

経常損益は、主に燃料費等調整制度の期ずれの影響が悪化したことなどから、前年度に比べ40.2%減の2,544億円となった。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金873億円を特別利益として計上した一方、原子力損害賠償費と災害特別損失を合わせ1,430億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,612億円の利益となった。

当連結会計年度における各セグメントの業績(セグメント間取引消去前)は次のとおりである。

[ホールディングス]

販売電力料収入が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前連結会計年度に比べ12.4%増の7,962億円となった。

一方、当連結会計年度の特別負担金の前連結会計年度よりも減少したことなどから、経常損益は前連結会計年度比764億円増の507億円の損失となった。

[フュエル&パワー]

持分法適用関連会社である株式会社JERAにおいて、燃料費調整制度の期ずれ影響が悪化したことなどから、経常利益は前連結会計年度比67.0%減の577億円となった。

[パワーグリッド]

託送収入が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前連結会計年度比6.4%増の2兆3,452億円となった。

一方、需給調整に係る費用や修繕費が増加したことなどから、経常利益は前連結会計年度比65.0%減の549億円となった。

[エナジーパートナー]

燃料価格の低下等により燃料費等調整額が減少したことなどから、売上高(営業収益)は前連結会計年度比3.2%減の5兆5,598億円となった。

加えて、燃料費等調整制度の期ずれ影響が悪化したことなどから、経常利益は前連結会計年度比11.7%減の2,879億円となった。

[リニューアブルパワー]

販売電力料収入が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前連結会計年度比34.2%増の2,121億円となった。これに伴い、経常利益は前連結会計年度比18.8%増の536億円となった。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況

イ. キャッシュ・フロー等

(a) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(b) 有利子負債

2025年3月31日現在の社債、長期借入金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーについては、以下のとおりである。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	304,000	220,000	359,000	376,000	315,000	1,961,000
長期借入金	12,453	4,388	16,927	28,362	102	19,617
短期借入金	2,867,871	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	25,000	—	—	—	—	—
合計	3,209,324	224,388	375,927	404,362	315,102	1,980,617

上記については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額」にも記載。

ロ. 財務政策

当社グループとして、総合特別事業計画(2012年5月に主務大臣より認定。)において機構から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対し追加与信及び借換え等による与信を維持することなどをお願いしており、ご協力をいただいている。これらの機構や金融機関の支援・協力のもとで、自己資本比率の改善、公募社債市場への復帰を2017年3月に実現しており、2024年度はパワーグリッドにおいて4,300億円の公募社債を発行し、リニューアブルパワーにおいて400億円のグリーンボンドを発行した。引き続き社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかっている。

金融機関からの借入金や社債の発行により調達した資金は、電気事業等に必要な設備資金、借入金返済及び社債償還等に充当している。設備投資計画については、「第3 設備の状況」のとおりであり、借入金返済及び社債償還の予定については、「② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況 イ. キャッシュ・フロー等 (b) 有利子負債」のとおりである。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりである。

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

四次総特のとおり、賠償・廃炉に関して、当社グループ全体で年間約5,000億円程度の資金を確保する。加えて、年間約4,500億円規模の利益創出も可能な収益基盤を目指す。

当連結会計年度における経常利益は2,544億円となった。

5 【重要な契約等】

当社および子会社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約等の締結を行った。契約に関する内容等は以下の通りである。

下記の各財務上の特約に抵触した場合において、各契約に定めるところに従い、協議等の手続を経た上で、貸付人又は各契約に定める一定割合の貸付人から請求があった場合には、下記の各契約に係る債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失する。

(1) 契約会社名	(2) 契約締結日	(3) 相手方の属性	(4) 債務の期末残高	(5) 弁済期限	(6) 担保の内容
名称 東京電力ホールディングス株式会社 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明	2025年 3月26日	都市銀行、信託銀行、外国銀行支店、地方銀行、協同組織金融機関、生命保険会社	2,346億円	2025年 9月30日	該当事項はありません。
(7) 財務上の特約の内容					
総合特別事業計画において想定されている有利子負債の残高と、実際に実施された借入れその他の方法による有利子負債の残高の間に、合理的な範囲を超えて齟齬を生じたとき又はかかる齟齬が生じる蓋然性が認められるとき。但し、総合特別事業計画の履行に重大な悪影響を及ぼさないと認められるときは、この限りでない。					

(1) 契約会社名	(2) 契約締結日	(3) 相手方の属性	(4) 債務の期末残高	(5) 弁済期限	(6) 担保の内容
名称 東京電力ホールディングス株式会社 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明	2025年 3月26日	都市銀行、その他銀行、地方銀行、第二地方銀行、協同組織金融機関、協同組合組織、生命保険会社、損害保険会社	2,786億円	2026年 3月30日	該当事項はありません。
代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明	2025年 3月26日	地方銀行、第二地方銀行、生命保険会社	100億円	2028年 3月30日	該当事項はありません。
(7) 財務上の特約の内容					
借入人は、2025年3月末日に終了する事業年度（当該事業年度を含む。）以降の各事業年度末日時点の5社連結の経常損益を2事業年度連続して損失としてはならない。 借入人は、2025年3月末日に終了する事業年度（当該事業年度を含む。）以降の各事業年度末日時点の5社連結の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額及び2012年5月に公表した総合特別事業計画の2013年3月末日時点の純資産額の計画値のうちのいずれか高い方の値の75%（1兆7,073億円）以上の金額に維持する。 総合特別事業計画において想定されている有利子負債の残高と、実際に実施された借入れその他の方法による有利子負債の残高の間に、合理的な範囲を超えて齟齬を生じたとき又はかかる齟齬が生じる蓋然性が認められるとき。但し、総合特別事業計画の履行に重大な悪影響を及ぼさないと認められるときは、この限りでない。					

(1) 契約会社名	(2) 契約締結日	(3) 相手方の属性	(4) 債務の期末残高	(5) 弁済期限	(6) 担保の内容
名称 東京電力パワーグリッド株式会社 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 代表者の氏名 代表取締役社長 金子 禎則	2025年 3月26日	都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、生命保険会社	2,549億円	2026年 3月30日	該当事項はありません。
名称 東京電力エネルギーパートナー株式会社 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 代表者の氏名 代表取締役社長 長崎 桃子	2025年 3月26日	都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、生命保険会社	463億円	2026年 3月30日	該当事項はありません。
名称 東京電力リニューアブルパワー株式会社 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 代表者の氏名 代表取締役社長 永澤 昌	2025年 3月26日	都市銀行、地方銀行、生命保険会社	190億円	2026年 3月30日	該当事項はありません。
(7) 財務上の特約の内容					
借入人は、2025年3月末日に終了する事業年度（当該事業年度を含む。）以降の各事業年度末日時点の5社連結の経常損益を2事業年度連続して損失としてはならない。 借入人は、2025年3月末日に終了する事業年度（当該事業年度を含む。）以降の各事業年度末日時点の5社連結の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額及び2012年5月に公表した総合特別事業計画の2013年3月末日時点の純資産額の計画値のうちのいずれか高い方の値の75%（1兆7,073億円）以上の金額に維持する。					

総合特別事業計画とは、借入人が原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号、その後の改正を含む。）第41条に基づき原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）に対して行った平成23年10月28日付の資金援助の申込みに関して、同法第45条に基づき借入人と機構が策定した特別事業計画（その後の改訂を含む。）をいう。

5社連結とは、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社の5社による連結をいう。

2024年4月1日前に締結された「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」及び「ローン契約に付される財務上の特約」等の契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略している。

6 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」並びに「四次総特」に基づき、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」、「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」及び「カーボンニュートラル実現に向けた技術開発」を中心として取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、20,325百万円である。なお、セグメントごとの研究開発費の内訳は、ホールディングスが8,393百万円、パワーグリッドが10,235百万円、エナジーパートナーが970百万円、リニューアブルパワーが726百万円である。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

設備投資については電気の安定供給維持に必要最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での廃炉・汚染水対策等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は、867,481百万円となった。なお、セグメントごとの設備投資額の内訳(セグメント間取引消去前)は、以下のとおりである。

セグメントの名称	項目	設備投資額(百万円)
ホールディングス	原子力	246,573
	原子燃料	58,237
	その他	40,740
	合計	345,551
フュエル&パワー		—
パワーグリッド	送電	161,461
	変電	77,559
	配電	186,396
	業務	26,106
	その他	8,710
	合計	460,235
エナジーパートナー	業務	11,718
	その他	18,626
	合計	30,344
リニューアブルパワー	水力・新エネルギー等	35,930
	その他	1,045
	合計	36,976
総計		873,106

2 【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメントごとの設備概況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
ホールディングス	(13,983) 72,777	269,916	817,217	△26,379	1,133,531	12,622
フュエル&パワー	(一) —	311	21	△0	332	0
パワーグリッド	(21,715) 367,885	150,187	3,957,231	△47,299	4,428,004	20,089
エナジーパートナー	(一) —	19,031	82,722	△124	101,629	3,139
リニューアブルパワー	(227,071) 15,284	10,238	391,891	△0	417,413	1,547
計	(262,769) 455,948	449,684	5,249,084	△73,804	6,080,913	37,397

(注) 1. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者677(HD:223、PG:360、EP:0、RP:94)人を含まない。

(2) 提出会社

2025年3月31日現在

区分	セグメントの名称	設備概要	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地	建物	機械装置 その他	計	
原子力発電 設備	ホールディングス	発電所数 1か所 最大出力 8,212,000kW	(9,732) 19,370	135,106	743,711	898,188	5,056
業務設備	ホールディングス	—	(29) 211	2,754	9,680	12,646	1,913
計		—	(9,761) 19,581	137,861	753,391	910,834	6,969

(注) 1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。

2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。

3. 上記のほか借地面積は1,234千㎡である。その主なものは、原子力発電設備用借地1,234千㎡である。

4. 「帳簿価額」には貸付設備71百万円、事業外固定資産37百万円及び附帯事業固定資産16百万円を含まない。

5. 「従業員数」には建設工事専従者等231人を含まない。

6. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

主要発電設備

原子力発電設備

2025年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	出力(kW)	土地面積(千㎡)
福島第一	ホールディングス	福島県双葉郡大熊町	—	3,970
福島第二	ホールディングス	福島県双葉郡楢葉町	—	1,527
柏崎刈羽	ホールディングス	新潟県柏崎市	8,212,000	4,206

(注) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、廃止となっている。また、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

(3) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	区分	セグメント の名称	設備概要	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				土地	建物	機械装置 その他	計	
東京電力フ ュエル&パ ワー㈱	業務設備	フュエル &パワー	—	(-) —	311	21	333	0
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	水力発電 設備	パワーグ リッド	発電所数 1か所 最大出力 50kW	(0) 0	0	29	30	0
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	内燃力発 電設備	パワーグ リッド	発電所数 10か所 最大出力 58,360kW	(73) 924	2,394	5,212	8,530	40
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	新エネル ギー等発 電等設備	パワーグ リッド	発電所数 4か所 最大出力 3,415kW	(5) 215	120	800	1,136	0
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	送電設備	パワーグ リッド	架空電線路 亘長 14,825km 回線延長 28,453km 地中電線路 亘長 6,551km 回線延長 12,692km 支持物数 49,656基	(9,721) 150,495	7,241	1,289,194	1,446,930	1,429
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	変電設備	パワーグ リッド	変電所数 1,613か所 出力 1,500,000kW 283,077,410kVA 調相設備容量 49,795,260kVA	(10,607) 158,812	63,094	443,226	665,133	1,685
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	配電設備	パワーグ リッド	架空電線路 亘長 347,462km 電線延長 1,034,192km 地中電線路 亘長 20,194km 電線延長 36,459km 支持物数 6,032,164基 変圧器個数 2,627,073個 変圧器容量 112,801,845kVA	(285) 14,544	24,600	2,185,292	2,224,437	5,917
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	業務設備	パワーグ リッド	本社1か所 総支社10か所 電力所2か所 等	(991) 23,919	36,781	26,101	86,803	4,546
東京電力エ ナジーパー トナー㈱	業務設備	エナジー パートナー	—	(-) —	789	16,764	17,553	2,404
東京電力リ ニューアプ ルパワー㈱	水力発電 設備	リニュー アブルパ ワー	発電所数 163か所 最大出力 9,797,694kW	(221,910) 8,224	7,503	353,624	369,352	794
東京電力リ ニューアプ ルパワー㈱	新エネル ギー等発 電等設備	リニュー アブルパ ワー	発電所数 5か所 最大出力 50,770kW	(230) 6,041	4	1,691	7,738	9
東京電力リ ニューアプ ルパワー㈱	業務設備	リニュー アブルパ ワー	—	(-) —	261	980	1,242	327
東京発電㈱	水力発電 設備	リニュー アブルパ ワー	発電所数 77か所 最大出力 191,367kW	(4,917) 993	2,063	32,323	35,379	251
東京発電㈱	新エネル ギー等発 電等設備	リニュー アブルパ ワー	発電所数 3か所 最大出力 3,190kW	(12) 19	406	2,050	2,475	20

- (注) 1. 変電設備出力の上段1,500,000kWは周波数変換設備の出力である。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は189,716千㎡である。その主なものは、送電設備用借地181,739千㎡である。
4. 「従業員数」には建設工事専従者等511人を含まない。
5. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

水力発電設備

2025年3月31日現在

会社名	発電所名	セグメント の名称	所在地	水系	出力(kW)		土地面積 (千㎡)
					最大	常時	
東京電力リニュー アブルパワー(株)	鬼怒川	リニューアブ ルパワー	栃木県日光市	利根川	127,000	3,500	594
東京電力リニュー アブルパワー(株)	今市	リニューアブ ルパワー	栃木県日光市	利根川	1,050,000	-	910
東京電力リニュー アブルパワー(株)	塩原	リニューアブ ルパワー	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	-	1,017
東京電力リニュー アブルパワー(株)	矢木沢	リニューアブ ルパワー	群馬県利根郡みな かみ町	利根川	160,000	-	34
東京電力リニュー アブルパワー(株)	玉原	リニューアブ ルパワー	群馬県利根郡みな かみ町	利根川	1,200,000	-	921
東京電力リニュー アブルパワー(株)	神流川	リニューアブ ルパワー	群馬県多野郡上野 村	利根川・信濃川	940,000	-	1,752
東京電力リニュー アブルパワー(株)	葛野川	リニューアブ ルパワー	山梨県大月市	富士川・相模川	1,200,000	-	1,367
東京電力リニュー アブルパワー(株)	秋元	リニューアブ ルパワー	福島県耶麻郡猪苗 代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
東京電力リニュー アブルパワー(株)	安曇	リニューアブ ルパワー	長野県松本市	信濃川	623,000	-	3,253
東京電力リニュー アブルパワー(株)	水殿	リニューアブ ルパワー	長野県松本市	信濃川	245,000	-	895
東京電力リニュー アブルパワー(株)	新高瀬川	リニューアブ ルパワー	長野県大町市	信濃川	1,280,000	-	2,162
東京電力リニュー アブルパワー(株)	中津川第一	リニューアブ ルパワー	新潟県中魚沼郡津 南町	信濃川	127,000	13,900	343
東京電力リニュー アブルパワー(株)	信濃川	リニューアブ ルパワー	新潟県中魚沼郡津 南町	信濃川	181,000	88,400	457

主要送電設備

2025年3月31日現在

会社名	線路名	セグメント の名称	種別	電圧(kV)	亘長(km)
東京電力パワー グリッド(株)	西群馬幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	168.07
東京電力パワー グリッド(株)	南新潟幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.75
東京電力パワー グリッド(株)	南いわき幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
東京電力パワー グリッド(株)	福島幹線	パワーグリッド	架空	500	181.62
東京電力パワー グリッド(株)	福島東幹線	パワーグリッド	架空	500	171.35
東京電力パワー グリッド(株)	新豊洲線	パワーグリッド	地中	500	39.50
東京電力パワー グリッド(株)	葛南世田谷線	パワーグリッド	地中	275	32.50
東京電力パワー グリッド(株)	千葉葛南線	パワーグリッド	地中	275	30.38

主要変電設備

2025年3月31日現在

会社名	変電所名	セグメント の名称	所在地	最高電圧(kV)	出力(kVA)	土地面積 (千㎡)
東京電力パワー グリッド㈱	新野田	パワーグリッド	千葉県野田市	500	7,800,000	288
東京電力パワー グリッド㈱	新京葉	パワーグリッド	千葉県船橋市	500	7,500,000	373
東京電力パワー グリッド㈱	房総	パワーグリッド	千葉県市原市	500	6,690,000	239
東京電力パワー グリッド㈱	新富士	パワーグリッド	静岡県駿東郡小山町	500	6,690,000	325
東京電力パワー グリッド㈱	新古河	パワーグリッド	茨城県猿島郡境町	500	6,000,000	234

主要業務設備

2025年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの名称	所在地	土地面積(千㎡)
東京電力パワー グリッド㈱	本社	パワーグリッド	東京都千代田区 ほか	356
東京電力パワー グリッド㈱	総支社等	パワーグリッド	東京都新宿区 ほか	659

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

連結ベースの2025年度の設備投資計画は、951,465百万円である。セグメントごとの設備投資計画の内訳(セグメント間取引消去前)は、ホールディングスが406,858百万円、フュエル&パワーが1百万円、パワーグリッドが467,855百万円、エナジーパートナーが28,557百万円、リニューアブルパワーが50,767百万円である。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 2025年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化により設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

会社名	件名	セグメント の名称	出力 (千kW)	着工	運転開始
東京電力リニュー アブルパワー(株)	葛野川 1号機 2号機 3号機 4号機	リニューア ブルパワー	各400	1号機 1992年11月 2号機 1992年11月 3号機 1997年8月 4号機 1997年8月	1号機 1999年12月 2号機 2000年6月 3号機 2035年度以降 4号機 2014年6月
東京電力リニュー アブルパワー(株)	神流川 1号機 2号機 3号機 4号機 5号機 6号機	リニューア ブルパワー	各470	1997年2月	1号機 2005年12月 2号機 2012年6月 3号機 2035年度以降 4号機 2035年度以降 5号機 2035年度以降 6号機 2035年度以降

原子力

会社名	件名	セグメント の名称	出力 (千kW)	着工	運転開始
東京電力ホールデ ィングス(株)	東通 1号 東通 2号	ホールディン グス	各1,385	1号 2011/1 2号 未定	1号 未定 2号 未定

送電

会社名	件名	セグメント の名称	電圧(k V)	亘長(k m)	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド(株)	鹿島海浜線接続変更	パワーグリッド	275	4 番線 : 0.2	2024年12月 (4 番線)	2025年 4 月 (4 番線)
東京電力パワーグリッド(株)	福島幹線山線接続変更	パワーグリッド	500	1 号線 : 1.1 2 号線 : 1.1	2024年 6 月	2025年 5 月 (1 号線) 2025年 8 月 (2 号線)
東京電力パワーグリッド(株)	千葉印西線増設	パワーグリッド	275	3 番線 : 10.5 4 番線 : 10.5	2024年 5 月	2027年 2 月 (3 番線) 2025年11月 (4 番線)
東京電力パワーグリッド(株)	東清水線新設	パワーグリッド	275	18.8(既設流用 6.4含む)	2023年 4 月	2027年 1 月
東京電力パワーグリッド(株)	北武蔵野線増設	パワーグリッド	275	13.9	2024年 9 月	2027年 5 月
東京電力パワーグリッド(株)	MS18GHZ051500アクセス線(仮称)新設	パワーグリッド	275	1 号線 : 0.1 2 号線 : 0.1	2026年 9 月	2027年 8 月 (1 号線) 2027年 9 月 (2 号線)
東京電力パワーグリッド(株)	新宿線引替	パワーグリッド	275	1 番線 : 22.1→21.2 2 番線 : 19.9→21.2 3 番線 : 19.8→21.2	2019年 9 月	2030年 8 月 (1 番線) 2032年11月 (2 番線) 2027年12月 (3 番線)
東京電力パワーグリッド(株)	東新宿線引替	パワーグリッド	275	2 番線 : 23.4→5.0 3 番線 : 23.4→5.3	2026年度	2032年11月 (2 番線) 2027年12月 (3 番線)
東京電力パワーグリッド(株)	新袖ヶ浦線新設	パワーグリッド	500	1 号線 : 0.1 2 号線 : 0.1	2027年 7 月	2028年11月 (1 号線) 2029年 5 月 (2 号線)
東京電力パワーグリッド(株)	G5100026 アクセス線新設	パワーグリッド	500	0.5	2024年 6 月	2028年12月
東京電力パワーグリッド(株)	城北線新設	パワーグリッド	275	20.9	2022年 9 月	2033年 8 月

変電

会社名	件名	セグメント の名称	電圧(k V)	増加出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド(株)	新豊洲変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2024年10月	2026年 1 月
東京電力パワーグリッド(株)	新所沢変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	500/275	1,000MVA	2025年 4 月	2026年 4 月 (4 B) 2027年 6 月 (5 B)
東京電力パワーグリッド(株)	千葉印西変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	600MVA	2025年 4 月	2026年 5 月 (4 B) 2027年 2 月 (1 B)
東京電力パワーグリッド(株)	豊岡変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/154	450MVA	2024年11月	2026年 6 月
東京電力パワーグリッド(株)	新富士変電所 変圧器廃止	パワーグリッド	275/154	△200MVA	—	2026年10月 (廃止)
東京電力パワーグリッド(株)	中東京変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/154	200MVA	2024年 3 月	2026年12月 (1 B) 2027年 2 月 (2 B)
東京電力パワーグリッド(株)	江東変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	150MVA	2025年10月	2027年 1 月
東京電力パワーグリッド(株)	新富士変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2024年10月	2027年 2 月
東京電力パワーグリッド(株)	北相模変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	600MVA	2024年11月	2027年 6 月
東京電力パワーグリッド(株)	北多摩変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	200MVA	2025年 7 月	2027年 6 月 (2 B) 2029年 6 月 (3 B)
東京電力パワーグリッド(株)	南多摩変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	100MVA	2026年 1 月	2027年 6 月
東京電力パワーグリッド(株)	東毛変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	150MVA	2026年 1 月	2027年11月
東京電力パワーグリッド(株)	房総変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/154	250MVA	2026年 3 月	2027年12月
東京電力パワーグリッド(株)	京浜変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/154	450MVA	2025年11月	2028年 3 月
東京電力パワーグリッド(株)	新所沢変電所 変圧器廃止	パワーグリッド	500/275	△1,000MVA	—	2028年 3 月 (廃止)
東京電力パワーグリッド(株)	荏田変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2027年 3 月	2028年 6 月
東京電力パワーグリッド(株)	新飯能変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/275	1,500MVA	2027年 3 月	2029年 3 月
東京電力パワーグリッド(株)	鹿島変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	200MVA	2028年 6 月	2029年 5 月 (7 B) 2030年 5 月 (8 B)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	1,607,017,531	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。)	1,600,000,000	1,600,000,000	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。)	340,000,000	340,000,000	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	3,547,017,531	3,547,017,531	—	—

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

- (1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日(以下本(注1)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記(注3)(1)④及び(注3)(2)④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記(注3)(1)④及び(注3)(2)④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

- ① (i)原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)が保有する議決権割合(潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。)を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii)下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる(この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。)ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること(但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。)

- ② (i)当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は(ii)当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合(潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。)を2分の1未満に低減させること。

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

- ① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

- ② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

- ③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式(B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。)と議決権のないB種優先株式(A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。)の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ロ. に定める配当率(以下「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

A種優先配当率=日本円TIBOR(12ヶ月物)+0.25%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。))において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から分配日(同日を含む。))までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。))をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

二. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式(以下本(1)において「請求対象普通株式」という。))の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。)、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。))において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下本(1)において同じ。))が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下本(1)において同じ。))を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。))のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。))の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。))の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。))を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ. 乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。))をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。))を乗じて得られる額を、下記ハ. 乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

二. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下本(1)において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下本(1)において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下本(1)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。))とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ. において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{新たに発行する普通株式の数}) \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \\ \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
 - i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ. 乃至ホ. に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数のB種優先株式(以下「請求対象B種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「B種優先株式対価取得請求」という。)、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ロ.に定める配当率(以下「B種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「B種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ.に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{日本円TIBOR}(12\text{ヶ月物}) + 0.5\%$$

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「B種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式(以下本(2)において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。)、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下本(2)において同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下本(2)において同じ。)を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ. 乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記ハ. 乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ、当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ、取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下本(2)において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下本(2)において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下本(2)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。))とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ、取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ. において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する普} \\ \text{通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
 - v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
 - (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
 - i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
 - (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- へ. 合理的な措置
- 上記ハ. 乃至ホ. に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。
- ⑤ A種優先株式対価とする取得請求権
- イ. A種優先株式対価取得請求権
- B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数のA種優先株式(以下「請求対象A種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「A種優先株式対価取得請求」という。)、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。
- ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数
- B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第101期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第101期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年7月31日 (注)	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 第三者割当

A種優先株式 発行価格(払込金額)200円、総額320,000百万円
資本組入額 100円、総額160,000百万円
割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

B種優先株式 発行価格(払込金額)2,000円、総額680,000百万円
資本組入額 1,000円、総額340,000百万円
割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2025年3月31日現在

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	28	66	75	2,438	432	1,354	433,802	438,195	—
所有株式数(単元)	433,796	3,685,519	639,857	513,127	3,816,246	19,417	6,905,049	16,013,011	5,716,431
所有株式数の割合(%)	2.71	23.02	4.00	3.20	23.83	0.12	43.12	100.00	—

- (注) 1. 自己株式3,374,067株は、「個人その他」に33,739単元、「単元未満株式の状況」に167株含まれている。
 なお、自己株式3,374,067株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,372,997株である。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

2025年3月31日現在

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

2025年3月31日現在

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数10株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	34,000,000	—	—	—	34,000,000	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区赤坂1丁目11番44号	1,940,000	54.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	210,579	5.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	66,796	1.88
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	50,022	1.41
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	27,559	0.78
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	26,945	0.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番1号)	23,465	0.66
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	20,328	0.57
計	—	2,434,773	68.71

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合(%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区赤坂1丁目11番44号	16,000,000	50.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,105,790	6.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	667,969	2.09
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	500,221	1.57
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	275,590	0.86
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	269,456	0.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番1号)	234,652	0.73
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	203,283	0.64
計	—	20,947,733	65.59

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,372,900	—	「1 (1) ②発行済株式」の記載を参照
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900	—	「1 (1) ②発行済株式」の記載を参照
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,593,972,300	15,939,723	「1 (1) ②発行済株式」の記載を参照
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1 (1) ②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 5,716,431	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,939,723	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区幸町1丁目1番3号	3,372,900	—	3,372,900	0.10
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁目6番36号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	7,328,800	—	7,328,800	0.21

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれている。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	31,004	21,795,532
当期間における取得自己株式	3,976	1,641,195

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	518	356,305	249	102,987
保有自己株式数	3,372,997	—	3,376,724	—

(注) 1. 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求による売渡)」には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主の皆さまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じて改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、燃料価格の低下等により、燃料費等調整額が減少したことなどから、売上が減少したものの、グループ全社を挙げた継続的なコスト削減等により、経常利益を確保するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、更なる企業価値の向上に努めている。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会(取締役)・執行役会等

取締役会は、提出日(2025年6月25日)現在、社外取締役6名を含む13名(男性11名、女性2名)で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。取締役会の議長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 a. (1) 取締役」に記載のとおりである。

執行役(男性17名、女性1名)は取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催され、代表執行役社長が議長を務める執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。執行役会の構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 a. (2) 執行役」に記載の執行役に加え、監査委員の取締役 守谷誠二である。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

※当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役13名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は社外取締役6名を含む13名となる予定である。また、当該定時株主総会後に開催が予定されている取締役会の議案(決議事項)として執行役の選任等の提案を予定しており、当該議案が承認可決されると、当社の執行役は17名となる予定である。

(b) 指名委員会

指名委員会は、提出日(2025年6月25日)現在、社外取締役4名を含む6名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 a. (1) 取締役」に記載のとおりである。

(c) 監査委員会

監査委員会は、提出日(2025年6月25日)現在、社外取締役4名を含む5名の監査委員より構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、監査委員のうち1名は弁護士として、1名は公認会計士として、1名は当社最高財務責任者の業務経験があり、財務・会計及び法律に関する相当程度の知見を有している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 a. (1) 取締役」に記載のとおりである。

また、監査委員会を補助するため、2名の監査特命役員と9名のスタッフを配置し、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、提出日（2025年6月25日）現在、社外取締役4名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 a. (1) 取締役」に記載のとおりである。

(e) 会計監査人(監査法人)

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
春日 淳志	EY新日本有限責任監査法人
飯田 昌泰	EY新日本有限責任監査法人
前川 和之	EY新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に関わる補助者の構成は、公認会計士16名、その他56名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、更なる企業価値の向上に努めている。

ハ. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との責任限定契約

当社は、取締役 小林喜光、同 大八木成男、同 大西正一郎、同 新川麻、同 大川順子、同 永田高士及び同 守谷誠二との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

ニ. 取締役及び執行役との補償契約

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役及び執行役全員との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしている。ただし、当社が各取締役又は各執行役に対して責任追及等を行う場合(株主代表訴訟による場合を除く。)の費用等については当社が補償義務を負わないこととするとともに、各取締役又は各執行役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしている。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしている。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役及び執行役員並びに東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は当社が全額を負担している。

③ 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針(「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、2006年4月制定)をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制及び職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室(人員52名)が中心となり、事業活動全般にわたる業務遂行状況やその管理について監査するとともに、必要に応じて特定のテーマについて監査している。主要な内部監査結果は社長及び取締役会等に報告され、監査対象箇所等は監査結果に基づき所要の改善措置を講じている。また、内部監査組織は、監査で確認した事項について、執行役会等に報告するとともに、必要に応じて取締役会に直接報告することができる。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家の皆さまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家の皆さまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑤ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款に定めている。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

⑦ 種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式(B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている)により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式(A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている)を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。

⑧ 取締役会、指名委員会及び報酬委員会の活動状況

イ. 取締役会の活動状況

当社は指名委員会等設置会社であるため、取締役会が会社経営の基本方針、執行役等の人事、重要な財産の処分など、法令、定款及び取締役会規程に定められた重要な業務執行に関する審議・決定を行い、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。

当事業年度は取締役会を18回開催し、カーボンニュートラルや防災など持続的な成長の実現に向けた取り組み、福島第一原子力発電所における汚染水処理をはじめとする廃炉の貫徹に向けた各種取り組みや洋上風力発電事業の公募参加について審議や決定を行った。

個々の取締役の出席状況は以下のとおりである。

氏名	取締役会への出席状況
小林 喜光	18／18回(100%)
大八木 成男	18／18回(100%)
大西 正一郎	18／18回(100%)
新川 麻	17／18回(94%)
大川 順子	18／18回(100%)
永田 高士	18／18回(100%)
小早川 智明	18／18回(100%)
山口 裕之	18／18回(100%)
酒井 大輔	18／18回(100%)
児島 力	18／18回(100%)
福田 俊彦	18／18回(100%)
吉野 栄洋	18／18回(100%)
守谷 誠二	18／18回(100%)

ロ. 指名委員会の活動状況

当事業年度において指名委員会を7回開催し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を審議・決定した。また、会社法に基づく権限ではないが、執行役等の人事に関する事項についても審議を行った。

個々の委員の出席状況は以下のとおりである。

氏名	指名委員会への出席状況
小林 喜光	7／7回(100%)
大八木 成男	7／7回(100%)
大西 正一郎	7／7回(100%)
新川 麻	7／7回(100%)
小早川 智明	7／7回(100%)
吉野 栄洋	7／7回(100%)

ハ. 報酬委員会の活動状況

当事業年度において報酬委員会を5回開催し、2024年度の各執行役の業績連動報酬や2025年度の役員報酬などをはじめとする取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定を行った。

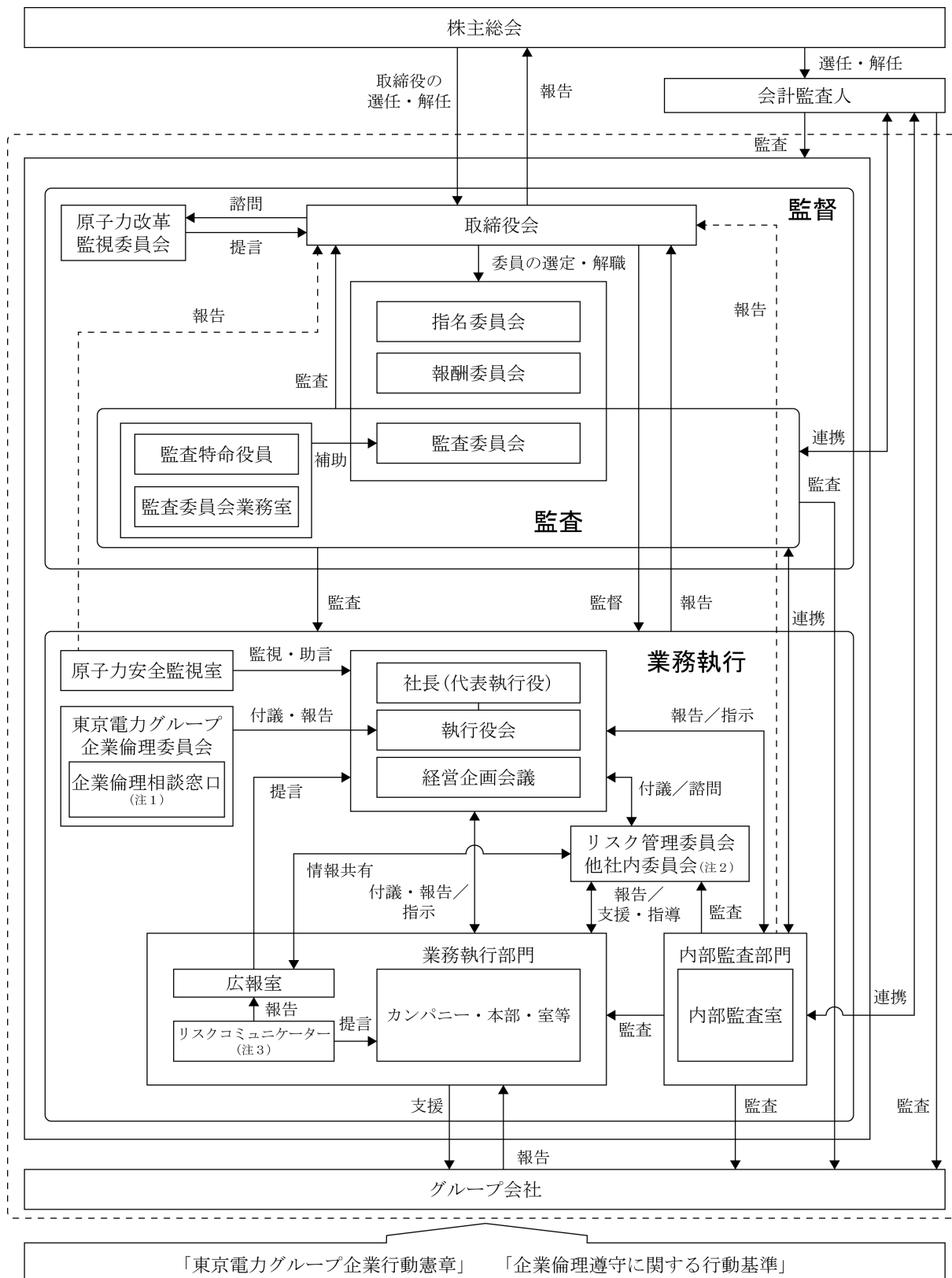
個々の委員の出席状況は以下のとおりである。

氏名	報酬委員会への出席状況
大八木 成男	5 / 5 回(100%)
小林 喜光 ※1	1 / 1 回(100%)
新川 麻	5 / 5 回(100%)
大川 順子	5 / 5 回(100%)
永田 高士 ※2	4 / 4 回(100%)

※1 取締役 小林喜光は2024年6月の退任前に開催された報酬委員会への出席状況を記載している。

※2 取締役 永田高士は2024年6月の就任以降に開催された報酬委員会への出席状況を記載している。

＜会社の機関・内部統制等の関係＞



(注1)社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口

(注2)投資管理委員会 等

(注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議(2021年12月21日改定)＞

当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。

また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。

なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。

- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
 - (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
 - (6) 内部監査組織は、監査で確認した事項について、執行役会等に報告するとともに、必要に応じて取締役会に直接報告する。
 - (7) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
 - (8) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視室は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
- また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全ての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- (5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年6月25日（提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりである。

男性22名 女性3名 （役員のうち女性の比率12.0%）

(1) 取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 指名委員会委員長 監査委員会委員	小林 喜光	1946年11月18日生	1974年12月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社 2007年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス(現三菱ケミカルグループ株式会社。以下同じ)代表取締役社長 2007年4月 三菱化学株式会社(現三菱ケミカル株式会社。以下同じ)代表取締役社長 2012年4月 三菱化学株式会社取締役会長 2012年6月 当社取締役(2015年3月まで) 2015年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長 2015年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 2015年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長 2017年10月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員 2021年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役 2021年6月 当社取締役会長(現)	(注) 2	普通株式 21,600
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	大八木 成男	1947年5月17日生	1971年3月 帝人株式会社入社 2008年6月 帝人株式会社代表取締役社長 C E O 2010年6月 帝人株式会社代表取締役社長執行役員 C E O 2014年4月 帝人株式会社取締役会長 2018年4月 帝人株式会社取締役相談役 2018年6月 帝人株式会社相談役 2020年6月 当社取締役(現)	(注) 2	普通株式 13,312
取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	大西 正一郎	1963年9月25日生	1992年4月 弁護士(現) 2003年11月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター 2007年1月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役 2017年11月 F C D パートナース株式会社代表取締役(現) 2020年6月 当社取締役(現) 2021年8月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員 2022年4月 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長 2022年9月 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長 2024年2月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員 2025年1月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長(現)	(注) 2	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	新川 麻	1965年2月17日生	1991年4月 2001年1月 2019年4月 2021年6月	弁護士(現) 西村総合法律事務所(現西村あさ ひ法律事務所・外国法共同事業) パートナー(現) 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 0
取締役 監査委員会委員 報酬委員会委員	大川 順子	1954年8月31日生	1977年12月 2016年4月 2018年4月 2018年6月 2019年4月 2023年6月	日本航空株式会社入社 日本航空株式会社代表取締役専務 執行役員 日本航空株式会社取締役副会長 日本航空株式会社副会長 日本航空株式会社特別理事 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 0
取締役 監査委員会委員 報酬委員会委員	永田 高士	1958年2月28日生	1990年3月 2013年11月 2015年11月 2015年11月 2018年6月 2022年6月 2023年6月	公認会計士(現) 有限責任監査法人トーマツ 包括 代表代行 デロイトトーマツグループ ボー ド議長 有限責任監査法人トーマツ ボー ド議長 デロイトトーマツグループ C E O 有限責任監査法人トーマツ パー トナー 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員	小早川 智明	1963年6月29日生	1988年4月 2014年6月 2015年6月 2016年4月 2016年5月 2016年6月 2017年6月 2024年6月 2024年10月	当社入社 当社カスタマーサービス・カンパ ニー法人営業部長 当社常務執行役カスタマーサービ ス・カンパニー・プレジデント 東京電力エナジーパートナー株式 会社代表取締役社長 東京電力エナジーパートナー株式 会社代表取締役社長商品開発室長 当社取締役 当社取締役、代表執行役社長原子 力改革特別タスクフォース長 当社取締役、代表執行役社長新経 営理念プロジェクト本部事務局長 兼原子力改革特別タスクフォース 長 当社取締役、代表執行役社長原子 力原子力改革特別タスクフォース 長(現)	(注)2	普通株式 23,631
取締役	山口 裕之	1965年6月5日生	1991年4月 2017年6月 2020年4月 2021年4月 2021年4月 2021年4月 2021年8月 2021年10月 2022年4月 2022年6月 2023年4月	当社入社 当社経営企画ユニット経理室長兼 ビジネスソリューション・カンパ ニー 東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社長 当社常務執行役 東京電力エナジーパートナー株式 会社取締役(非常勤)(現) 東京電力リニューアブルパワー株 式会社取締役(非常勤)(現) 当社常務執行役ビジネスソリュー ション・カンパニー・プレジデン ト 当社常務執行役 当社代表執行役副社長最高財務責 任者 当社取締役、代表執行役副社長最 高財務責任者 当社取締役、代表執行役副社長最 高財務責任者兼E S G担当(現)	(注)2	普通株式 48,131

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	酒井 大輔	1969年8月12日生	1994年4月 当社入社 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長 2018年5月 東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長兼電気・ガス販売部長 2018年7月 東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長 2019年4月 東京電力パワーグリッド株式会社経営企画室東電物流株式会社出向 2021年4月 当社経営企画ユニット企画室長 2022年4月 当社常務執行役経営企画担当(共同)兼事業再構築・アライアンス担当 2023年4月 当社代表執行役副社長経営企画担当(共同) 2023年6月 当社取締役、当社代表執行役副社長経営企画担当(共同)(現)	(注) 2	普通株式 5,346
取締役	児島 力	1963年10月25日生	1986年4月 三菱商事株式会社入社 1996年4月 世界銀行グループ国際金融公社投資官 2003年2月 G E プラスチックスグローバル・マーケティング本部長 2005年6月 同社アジア・パシフィック・マーケティング本部長 2007年4月 ブリッジポイント・キャピタル(英国)ディレクター 2013年4月 三菱商事株式会社産業金融事業本部企業金融部長 2016年4月 同社新産業金融事業グループCEOオフィス室長 2019年4月 同社複合都市開発グループCEOオフィス室長 2019年12月 当社参与 2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長兼常務取締役海外事業担当 2021年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長最高財務責任者(CFO)兼海外事業担当 2022年4月 当社執行役副社長最高イノベーション責任者 2022年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役(非常勤) 2022年6月 当社取締役、執行役副社長最高イノベーション責任者 2023年4月 当社取締役、執行役副社長最高イノベーション責任者兼事業再構築・アライアンス担当 2023年9月 最高イノベーション責任者兼事業再構築・アライアンス担当兼ビジネスディベロップメント室長(現)	(注) 2	普通株式 2,924

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	福田 俊彦	1958年3月14日生	1983年4月 当社入社 2014年8月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 執行役員技術グループ 2019年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進カ ンパニー・バイスプレジデント 2021年4月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 上席執行役員廃炉戦略企画室長 2022年4月 当社常務執行役員原子力・立地本部 長兼原子力改革特別タスクフォー ース長代理兼同事務局長 2022年6月 当社取締役、常務執行役員原子力・ 立地本部長兼原子力改革特別タ スクフォーース長代理兼同事務局長 2023年4月 当社取締役、執行役員副社長原子 力・立地本部長兼原子力改革特別 タスクフォーース長代理兼同事務局 長(現)	(注)2	普通株式 12,354
取締役 指名委員会委員	吉野 栄洋	1968年10月16日生	1992年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2012年6月 原子力損害賠償支援機構(現原子 力損害賠償・廃炉等支援機構)執 行役員 2017年7月 経済産業省大臣官房参事官(商 務・サービスグループ担当) 2018年7月 経済産業省資源エネルギー庁電 力・ガス事業部政策課長 2020年6月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 連絡調整室長(現) 2020年6月 当社執行役社長補佐兼経営企画担 当(共同) 2021年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼社 長補佐兼経営企画担当(共同)(現)	(注)2	普通株式 0
取締役 監査委員会委員長	守谷 誠二	1963年4月21日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 当社監査委員会業務室長 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会 社常務取締役兼当社経営企画ユニ ット経理室 2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会 社代表取締役社長 2017年6月 当社取締役 2018年9月 当社取締役、代表執行役員副社長最 高財務責任者兼社長補佐 2019年4月 当社取締役、代表執行役員副社長最 高財務責任者兼E S G担当兼社長 補佐 2020年2月 当社取締役、代表執行役員副社長最 高財務責任者兼E S G担当兼社長 補佐兼E V推進室長 2020年4月 当社取締役、代表執行役員副社長最 高財務責任者兼社長補佐 2022年4月 当社取締役、代表執行役員副社長最 高リスク管理責任者兼社長補佐 2023年4月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 106,308
計					233,606

(注) 1. 取締役 小林 喜光、同 大八木 成男、同 大西 正一郎、同 新川 麻、同 大川 順子及び同 永田 高士は、社外取締役である。

2. 2024年6月26日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役社長兼原子力 改革特別タスクフォース長	小早川 智明	1963年 6 月29日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 23,631
代表執行役副社長 最高財務責任者兼E S G 担当	山口 裕之	1965年 6 月 5 日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 48,131
代表執行役副社長 経営企画担当(共同)	酒井 大輔	1969年 8 月12日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 5,346
執行役副社長 最高イノベーション責任 者兼事業再構築・アライア ンス担当兼ビジネスディベ ロップメント室長	児島 カ	1963年10月25日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 2,924
執行役副社長 原子力・立地本部長兼原 子力改革特別タスクフォー ス長代理兼同事務局長	福田 俊彦	1958年 3 月14日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 12,354
執行役副社長 福島第一廃炉推進カンパ ニー・プレジデント兼廃 炉・汚染水対策最高責任者 兼原子力・立地本部副本部 長	小野 明	1959年 6 月 1 日生	1983年 4 月 当社入社 2014年 4 月 当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部 2016年 7 月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員戦略グループ長 2018年 2 月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員プログラム監督・支援室長 2018年 4 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼プロジェクト計画部長 2019年 4 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者 2021年 8 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼廃炉情報・企画統括室長 2022年 4 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者 2023年 4 月 当社執行役副社長福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼原子力・立地本部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 7,925
常務執行役 福島復興本社代表兼福島 本部長兼原子力・立地本部 副本部長	秋本 展秀	1968年10月22日生	1991年 4 月 当社入社 2014年 7 月 当社福島本部復興調整部部長代理兼復興企画グループマネージャー兼福島原子力補償相談室副室長 2016年 7 月 当社福島本部復興調整部部長代理兼福島原子力補償相談室副室長 2017年 6 月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役 2017年 7 月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役サービスソリューション事業本部長 2019年 4 月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 2019年 6 月 当社取締役 2023年 4 月 当社上席フェロー・社長補佐 2024年 4 月 当社常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 2024年11月 当社常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼福島原子力補償相談室長兼原子力・立地本部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 13,384

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者	関 知道	1964年1月10日生	1986年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室次長 2016年4月 当社常務執行役 I o T 担当 2017年6月 当社常務執行役 I o T 担当兼経営企画ユニットシステム企画室長 2018年4月 当社常務執行役 I o T 担当 2020年4月 当社常務執行役最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者(現)	(注) 1	普通株式 4,523
常務執行役 最高マーケティング責任者	長崎 桃子	1969年12月8日生	1992年4月 当社入社 2016年5月 東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部戦略・マーケティンググループマネージャー 2016年9月 東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部戦略・マーケティンググループマネージャー兼ガス事業プロジェクト推進室ガスライフ推進グループマネージャー 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部テブコカスタマーサービス株式会社出向(代表取締役社長) 2017年10月 東京電力エナジーパートナー株式会社サービスソリューション事業本部テブコカスタマーサービス株式会社出向(代表取締役社長) 2019年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役最高情報責任者(C I O)兼オペレーション本部長 2020年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼E S G 担当兼E V 推進室長 2020年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役(非常勤) 2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役(非常勤) 2021年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼E S G 担当兼チーフ・スポークスパーソン 2022年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼E S G 担当兼チーフ・スポークスパーソン兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 2023年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 2023年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長(現) 2024年6月 当社常務執行役最高マーケティング責任者(現)	(注) 1	普通株式 6,339

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 防災・安全統括兼最高カ イゼン責任者	伏見 保則	1963年9月27日生	1986年4月 当社入社 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社長 2020年4月 東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社長 2021年6月 東京電力パワーグリッド株式会社 執行役員千葉総支社長 2022年4月 東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員千葉総支社長 2023年4月 当社常務執行役防災・安全統括兼 最高カイゼン責任者 2024年6月 当社常務執行役防災・安全統括兼 最高調達責任者兼最高カイゼン責 任者(現)	(注) 1	普通株式 1,656
常務執行役 最高リスク管理責任者兼 秘書室長	岸野 真之	1966年11月19日生	2016年1月 当社入社 2018年4月 当社秘書室社長付 2019年4月 当社内部監査室長 2021年6月 当社秘書室長 2022年4月 当社執行役員秘書室長兼最高リス ク管理責任者補佐 2023年4月 当社常務執行役最高リスク管理責 任者兼秘書室長 2024年6月 当社常務執行役最高リスク管理責 任者(現)	(注) 1	普通株式 7,780
常務執行役 最高イノベーション責任 者補佐兼チーフ・スポーク スパーソン	吉田 貴彦	1968年11月15日生	1992年4月 当社入社 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社富士支社長 2018年7月 当社原子力・立地本部副本部長 2019年12月 当社原子力・立地本部長副本部長 兼廃止措置準備室長 2021年4月 当社原子力・立地本部副本部長兼 廃止措置準備室長兼福島第一廃炉 推進カンパニープロジェクトマネ ジメント室 2021年5月 当社原子力・立地本部副本部長兼 廃止措置室長兼福島第一廃炉推進 カンパニープロジェクトマネジメ ント室 2021年6月 当社福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 2021年8月 当社福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉技術開発センター所長 2023年4月 当社常務執行役最高イノベーショ ン責任者補佐兼チーフ・スポーク スパーソン(現) 2023年4月 東京電力エナジーパートナー株式 会社取締役(非常勤)(現)	(注) 1	普通株式 2,678
常務執行役 首都圏・立地地域連携担 当兼カーボンニュートラ ル・防災支援担当	村松 明典	1964年8月2日生	1986年4月 東京都入都 2011年8月 東京都総務局総合防災部長 2014年7月 東京都産業労働局総務部長 2016年7月 東京都産業労働局次長 2016年10月 東京都中央卸売市場長 2019年7月 東京都産業労働局長 2021年10月 東京都総務局長 2022年7月 当社執行役カーボンニュートラ ル・防災支援担当 2024年4月 当社常務執行役首都圏・立地地域 連携担当兼カーボンニュートラ ル・防災支援担当(現)	(注) 1	普通株式 601

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 最高労務人事責任者	忍 義彦	1968年 9 月24日生	1991年 4 月 当社入社 2017年10月 当社稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室副室長 2020年 4 月 当社秘書室長 2021年 4 月 当社稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長 2023年 4 月 当社執行役員稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長 2024年 4 月 当社常務執行役最高労務人事責任者(現)	(注) 1	普通株式 2, 571
常務執行役 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長	柿澤 幸彦	1969年 8 月22日生	1992年 4 月 当社入社 2018年 4 月 当社新潟本部副本部長兼地域共生本部準備室 2019年 4 月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役経営改革本部長 2022年 4 月 当社執行役員原子力・立地本部副本部長 2022年 7 月 当社執行役員原子力・立地本部副本部長兼立地地域調整統括(社長補佐) 兼立地地域室長兼広報室 2024年 6 月 当社執行役員原子力・立地本部副本部長兼立地調整統括(社長補佐) 2025年 4 月 当社常務執行役新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 5, 123
常務執行役 原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長	宗 一誠	1964年 1 月30日生	1986年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社原子力・立地本部立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 2018年 4 月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長(青森担当) 兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 2019年 4 月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長(青森担当) 2019年 7 月 当社常務執行役原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 5, 560
常務執行役 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部	稲垣 武之	1963年 8 月 7 日生	1988年 4 月 当社入社 2017年 6 月 当社原子力設備管理部設備計画グループマネージャー兼原子力耐震技術センター安全調査グループマネージャー 2017年 7 月 当社原子力設備管理部設備計画グループマネージャー 2018年 3 月 当社原子力・立地本部(C F A M統括担当) 兼原子力設備管理部 2018年 7 月 当社原子力安全・統括部部長代理兼原子力・立地本部(C F A M統括担当) 2020年 4 月 当社理事原子力・立地本部副本部長兼原子力・立地本部(C F A M統括担当) 2021年 8 月 当社常務執行役原子力改革担当兼原子力・立地本部(C F A M統括担当) 2021年10月 当社常務執行役原子力・立地本部長兼原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長兼原子力改革担当兼新潟本部 2022年 4 月 当社常務執行役原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部(現)	(注) 1	普通株式 1, 580
執行役 会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当(共同)	吉野 栄洋	1968年10月16日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 0
計					152, 106

- (注) 1. 2024年6月26日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。
2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。
- | | |
|--------|---|
| 西村 冬彦 | 洋上風力担当 |
| 梶山 直希 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント |
| 白井 真 | 福島本部環境再生室長 |
| 茨木 久美 | 福島第一廃炉推進カンパニー |
| 兵頭 賢 | 経営企画ユニット投資統括室長兼ビジネスディベロップメント室 |
| 水谷 良亮 | 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所所長補佐兼原子力改革担当代理兼新潟本部 |
| 阿部 俊一 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼廃炉情報・企画統括室長 |
| 大槻 雅久 | 核物質防護モニタリング室長 |
| 山口 徹朗 | 原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット
原子力改革特別タスクフォース事務局 |
| 高松 樹 | 福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント |
| 岩城 克彦 | 原子力安全監視室長 |
| 傳田 康貴 | 福島第一廃炉推進カンパニー廃炉戦略室準備担当 |
| 藤枝 正和 | 福島復興本社副代表 |
| 弓岡 哲哉 | 福島復興本社副代表兼福島本部副本部長 |
| 四ツ柳 尚子 | 福島本部ふくしま流通促進室長 |
| 神田 啓史 | 経営企画ユニット企画室 |
| 佐藤 学 | 福島第一廃炉推進カンパニー・プロジェクトマネジメント室長兼ALPS処理水統括兼福島本部 |
| 清水 研司 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所所長兼福島本部 |

ｂ．2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役13名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は以下の（１）のとおりとなる予定である。また、当該定時株主総会後に開催が予定されている取締役会の議案（決議事項）として取締役の役職及び執行役の選任等の提案を予定しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役及び執行役は以下の（１）及び（２）のとおりとなる予定である。

男性22名 女性2名 （役員のうち女性の比率8.3%）

（１）取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	小林 喜光	1946年11月18日生	1974年12月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社 2007年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス(現三菱ケミカルグループ株式会社。以下同じ)代表取締役社長 2007年4月 三菱化学株式会社(現三菱ケミカル株式会社。以下同じ)代表取締役社長 2012年4月 三菱化学株式会社取締役会長 2012年6月 当社取締役(2015年3月まで) 2015年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長 2015年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 2015年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長 2017年10月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員 2021年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役 2021年6月 当社取締役会長(現)	(注)2	普通株式 21,600
取締役	大八木 成男	1947年5月17日生	1971年3月 帝人株式会社入社 2008年6月 帝人株式会社代表取締役社長CEO 2010年6月 帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO 2014年4月 帝人株式会社取締役会長 2018年4月 帝人株式会社取締役相談役 2018年6月 帝人株式会社相談役 2020年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 13,312
取締役	大西 正一郎	1963年9月25日生	1992年4月 弁護士(現) 2003年11月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター 2007年1月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役 2017年11月 FCDパートナーズ株式会社代表取締役(現) 2020年6月 当社取締役(現) 2021年8月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員 2022年4月 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長 2022年9月 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長 2024年2月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員 2025年1月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長(現)	(注)2	普通株式 0
取締役	大川 順子	1954年8月31日生	1977年12月 日本航空株式会社入社 2016年4月 日本航空株式会社代表取締役専務執行役員 2018年4月 日本航空株式会社取締役副会長 2018年6月 日本航空株式会社副会長 2019年4月 日本航空株式会社特別理事 2023年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	永田 高士	1958年2月28日生	1990年3月 公認会計士(現) 2013年11月 有限責任監査法人トーマツ 包括 代表代行 2015年11月 デロイトトーマツグループ ボー ド議長 2015年11月 有限責任監査法人トーマツ ボー ド議長 2018年6月 デロイトトーマツグループ C E O 2022年6月 有限責任監査法人トーマツ パー トナー 2023年6月 当社取締役(現)	(注) 2	普通株式 0
取締役	内田 貴和	1960年9月24日生	2020年4月 三井物産株式会社代表取締役副社 長執行役員C F O 2022年4月 三井物産株式会社取締役 2022年6月 三井物産株式会社顧問 2025年6月 当社取締役(現)	(注) 2	普通株式 0
取締役	小早川 智明	1963年6月29日生	1988年4月 当社入社 2014年6月 当社カスタマーサービス・カンパ ニー法人営業部長 2015年6月 当社常務執行役カスタマーサービ ス・カンパニー・プレジデント 2016年4月 東京電力エナジーパートナー株式 会社代表取締役社長 2016年5月 東京電力エナジーパートナー株式 会社代表取締役社長商品開発室長 2016年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役、代表執行役社長原子 力改革特別タスクフォース長 2024年6月 当社取締役、代表執行役社長新経 営理念プロジェクト本部事務局長 兼原子力改革特別タスクフォース 長 2024年10月 当社取締役、代表執行役社長原子 力原子力改革特別タスクフォース 長(現)	(注) 2	普通株式 23, 631
取締役	山口 裕之	1965年6月5日生	1991年4月 当社入社 2017年6月 当社経営企画ユニット経理室長兼 ビジネスソリューション・カンパ ニー 2020年4月 東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社長 2021年4月 当社常務執行役 2021年4月 東京電力エナジーパートナー株式 会社取締役(非常勤)(現) 2021年4月 東京電力リニューアブルパワー株 式会社取締役(非常勤)(現) 2021年8月 当社常務執行役ビジネスソリュー ション・カンパニー・プレジデン ト 2021年10月 当社常務執行役 2022年4月 当社代表執行役副社長最高財務責 任者 2022年6月 当社取締役、代表執行役副社長最 高財務責任者 2023年4月 当社取締役、代表執行役副社長最 高財務責任者兼E S G担当(現)	(注) 2	普通株式 48, 131

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	酒井 大輔	1969年8月12日生	1994年4月 当社入社 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長 2018年5月 東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長兼電気・ガス販売部長 2018年7月 東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長 2019年4月 東京電力パワーグリッド株式会社経営企画室東電物流株式会社出向 2021年4月 当社経営企画ユニット企画室長 2022年4月 当社常務執行役経営企画担当(共同)兼事業再構築・アライアンス担当 2023年4月 当社代表執行役副社長経営企画担当(共同) 2023年6月 当社取締役、当社代表執行役副社長経営企画担当(共同)(現)	(注) 2	普通株式 5,346
取締役	長崎 桃子	1969年12月8日生	1992年4月 当社入社 2016年5月 東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部戦略・マーケティンググループマネージャー 2016年9月 東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部戦略・マーケティンググループマネージャー兼ガス事業プロジェクト推進室ガスライフ推進グループマネージャー 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部テブコカスタマーサービス株式会社出向(代表取締役社長) 2017年10月 東京電力エナジーパートナー株式会社サービスソリューション事業本部テブコカスタマーサービス株式会社出向(代表取締役社長) 2019年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役最高情報責任者(CIO)兼オペレーション本部長 2020年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼E S G担当兼E V推進室長 2020年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役(非常勤) 2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役(非常勤) 2021年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼E S G担当兼チーフ・スポークスパーソン 2022年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼E S G担当兼チーフ・スポークスパーソン兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 2023年4月 当社常務執行役最高マーケティング責任者兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 2023年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長(現) 2024年6月 当社常務執行役最高マーケティング責任者 2025年6月 当社取締役、執行役副社長最高マーケティング責任者兼チーフ・スポークスパーソン(現)	(注) 2	普通株式 6,339

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	福田 俊彦	1958年3月14日生	1983年4月 当社入社 2014年8月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員技術グループ 2019年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント 2021年4月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員廃炉戦略企画室長 2022年4月 当社常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長 2022年6月 当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長 2023年4月 当社取締役、執行役副社長原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長(現)	(注) 2	普通株式 12,354
取締役	吉野 栄洋	1968年10月16日生	1992年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2012年6月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・廃炉等支援機構)執行役員 2017年7月 経済産業省大臣官房参事官(商務・サービスグループ担当) 2018年7月 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 2020年6月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長(現) 2020年6月 当社執行役社長補佐兼経営企画担当(共同) 2021年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当(共同)(現)	(注) 2	普通株式 0
取締役	守谷 誠二	1963年4月21日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 当社監査委員会業務室長 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役兼当社経営企画ユニット経理室 2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 2017年6月 当社取締役 2018年9月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼社長補佐 2019年4月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐 2020年2月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐兼E V推進室長 2020年4月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼社長補佐 2022年4月 当社取締役、代表執行役副社長最高リスク管理責任者兼社長補佐 2023年4月 当社取締役(現)	(注) 2	普通株式 106,308
計					237,021

(注) 1. 取締役 小林 喜光、同 大八木 成男、同 大西 正一郎、同 大川 順子、同 永田 高士及び同 内田 貴和は、社外取締役である。

2. 2025年6月26日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役社長 原子力改革特別タスクフォ ース長	小早川 智明	1963年 6 月29日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 23, 631
代表執行役副社長 最高財務責任者兼E S G 担当	山口 裕之	1965年 6 月 5 日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 48, 131
代表執行役副社長 経営企画担当(共同)	酒井 大輔	1969年 8 月12日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 5, 346
執行役副社長 経営企画担当(共同)	永澤 昌	1966年 7 月21日生	1990年 4 月 東京電力株式会社入社 2016年 4 月 当社経営企画ユニット企画室次長 兼グループ事業管理室兼系統広域 連系推進室 2016年 5 月 東京電力エナジーパートナー株式 会社常務取締役ガス事業プロジェ クト推進室長 2017年 6 月 当社執行役員経営企画ユニット企 画室長 2019年 4 月 当社常務執行役チーフ・スポーク スパーソン 2021年 4 月 東京電力リニューアブルパワー株 式会社取締役副社長 2022年 4 月 東京電力リニューアブルパワー株 式会社代表取締役社長海外事業担 当 2022年 6 月 東京電力リニューアブルパワー株 式会社代表取締役社長 2025年 6 月 当社執行役副社長経営企画担当 (共同)(現) 2025年 6 月 東京電力エナジーパートナース株式 会社取締役(非常勤)(現)	(注) 1	普通株式 1, 320
執行役副社長 最高マーケティング責任 者兼チーフ・スポークスマ ン	長崎 桃子	1969年12月 8 日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 6, 339
執行役副社長 原子力・立地本部長兼原 子力改革特別タスクフォ ース長代理兼同事務局長	福田 俊彦	1958年 3 月14日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 12, 354
執行役副社長 福島第一廃炉推進カンパニ ー・プレジデント兼廃炉・ 汚染水対策最高責任者兼原 子力・立地本部副本部長	小野 明	1959年 6 月 1 日生	1983年 4 月 当社入社 2014年 4 月 当社執行役員福島第一廃炉推進カ ンパニー・バイスプレジデント兼 福島第一原子力発電所長兼福島本 部 2016年 7 月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 執行役員戦略グループ長 2018年 2 月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 上席執行役員プログラム監督・支 援室長 2018年 4 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進 カンパニー・プレジデント兼廃 炉・汚染水対策最高責任者兼プロ ジェクト計画部長 2019年 4 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進 カンパニー・プレジデント兼廃 炉・汚染水対策最高責任者 2021年 8 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進 カンパニー・プレジデント兼廃 炉・汚染水対策最高責任者兼廃炉 情報・企画統括室長 2022年 4 月 当社常務執行役福島第一廃炉推進 カンパニー・プレジデント兼廃 炉・汚染水対策最高責任者 2023年 4 月 当社執行役副社長福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼廃 炉・汚染水対策最高責任者兼原子 力・立地本部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 7, 925

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 福島復興本社代表兼福島 本部長兼原子力・立地本部 副本部長	秋本 展秀	1968年10月22日生	1991年4月 当社入社 2014年7月 当社福島本部復興調整部部長代理 兼復興企画グループマネージャー 兼福島原子力補償相談室副室長 2016年7月 当社福島本部復興調整部部長代理 兼福島原子力補償相談室副室長 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式 会社常務取締役 2017年7月 東京電力エナジーパートナー株式 会社常務取締役サービスソリュー ション事業本部長 2019年4月 東京電力エナジーパートナー株式 会社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 2023年4月 当社上席フェロー・社長補佐 2024年4月 当社常務執行役福島復興本社代表 兼福島本部長兼原子力・立地本部 副本部長 2024年11月 当社常務執行役福島復興本社代表 兼福島本部長兼福島原子力補償相 談室長兼原子力・立地本部副本部 長 2025年6月 当社常務執行役福島復興本社代表 兼福島本部長兼原子力・立地本部 副本部長(現)	(注) 1	普通株式 13,384
常務執行役 最高情報責任者兼最高情 報セキュリティ責任者	関 知道	1964年1月10日生	1986年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室次長 2016年4月 当社常務執行役 I o T 担当 2017年6月 当社常務執行役 I o T 担当兼経営 企画ユニットシステム企画室長 2018年4月 当社常務執行役 I o T 担当 2020年4月 当社常務執行役最高情報責任者兼 最高情報セキュリティ責任者(現)	(注) 1	普通株式 4,523
常務執行役 防災・安全統括兼最高調 達責任者兼最高カイゼン責 任者	伏見 保則	1963年9月27日生	1986年4月 当社入社 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社長 2020年4月 東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社長 2021年6月 東京電力パワーグリッド株式会社 執行役員千葉総支社長 2022年4月 東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員千葉総支社長 2023年4月 当社常務執行役防災・安全統括兼 最高カイゼン責任者 2024年7月 当社常務執行役防災・安全統括兼 最高調達責任者兼最高カイゼン責 任者(現)	(注) 1	普通株式 1,656
常務執行役 最高リスク管理責任者	岸野 真之	1966年11月19日生	2016年1月 当社入社 2018年4月 当社秘書室社長付 2019年4月 当社内部監査室長 2021年6月 当社秘書室長 2022年4月 当社執行役員秘書室長兼最高リス ク管理責任者補佐 2023年4月 当社常務執行役最高リスク管理責 任者兼秘書室長 2024年6月 当社常務執行役最高リスク管理責 任者(現)	(注) 1	普通株式 7,780

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常務執行役 首都圏・立地地域連携担 当兼カーボンニュートラ ル・防災支援担当	村松 明典	1964年 8 月 2 日生	1986年 4 月 2011年 8 月 2014年 7 月 2016年 7 月 2016年10月 2019年 7 月 2021年10月 2022年 7 月 2024年 4 月	東京都入都 東京都総務局総合防災部長 東京都産業労働局総務部長 東京都産業労働局次長 東京都中央卸売市場長 東京都産業労働局長 東京都総務局長 当社執行役カーボンニュートラ ル・防災支援担当 当社常務執行役首都圏・立地地域 連携担当兼カーボンニュートラ ル・防災支援担当(現)	(注) 1	普通株式 601
常務執行役 最高労務人事責任者	忍 義彦	1968年 9 月24日生	1991年 4 月 2017年10月 2020年 4 月 2021年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月	当社入社 当社稼ぐ力創造ユニット組織・労 務人事室副室長 当社秘書室長 当社稼ぐ力創造ユニット組織・労 務人事室長 当社執行役員稼ぐ力創造ユニット 組織・労務人事室長 当社常務執行役最高労務人事責任 者(現)	(注) 1	普通株式 2, 571
常務執行役 新潟本社代表兼新潟本部 長兼原子力・立地本部副本 部長	柿澤 幸彦	1969年 8 月22日生	1992年 4 月 2018年 4 月 2019年 4 月 2022年 4 月 2022年 7 月 2024年 6 月 2025年 4 月	当社入社 当社新潟本部副本部長兼地域共生 本部準備室 東京電力エナジーパートナー株式 会社常務取締役経営改革本部長 当社執行役員原子力・立地本部副 本部長 当社執行役員原子力・立地本部副 本部長兼立地調整統括(社長補 佐)兼立地地域室長兼広報室 当社執行役員原子力・立地本部副 本部長兼立地調整統括(社長補 佐) 当社常務執行役新潟本社代表兼新 潟本部長兼原子力・立地本部副本 部長(現)	(注) 1	普通株式 5, 123
常務執行役 原子力・立地本部青森事 業本部長兼原子力・立地本 部副本部長	宗 一誠	1964年 1 月30日生	1986年 4 月 2015年 6 月 2018年 4 月 2019年 4 月 2019年 7 月	当社入社 当社原子力・立地本部立地地域部 長兼福島本部兼新潟本部 当社常務執行役原子力・立地本部 副本部長(青森担当)兼立地地域部 長兼福島本部兼新潟本部 当社常務執行役原子力・立地本部 副本部長(青森担当) 当社常務執行役原子力・立地本部 青森事業本部長兼原子力・立地本 部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 5, 560

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 原子力・立地本部柏崎刈 羽原子力発電所長兼原子力 改革担当兼新潟本部	稲垣 武之	1963年 8 月 7 日生	1988年 4 月 当社入社 2017年 6 月 当社原子力設備管理部設備計画グ ループマネージャー兼原子力耐震 技術センター安全調査グループマ ネージャー 2017年 7 月 当社原子力設備管理部設備計画グ ループマネージャー 2018年 3 月 当社原子力・立地本部（ＣＦＡＭ 統括担当）兼原子力設備管理部 2018年 7 月 当社原子力安全・統括部部長代理 兼原子力・立地本部（ＣＦＡＭ統 括担当） 2020年 4 月 当社理事原子力・立地本部副本部 長兼原子力・立地本部（ＣＦＡＭ 統括担当） 2021年 8 月 当社常務執行役原子力改革担当兼 原子力・立地本部（ＣＦＡＭ統括 担当） 2021年10月 当社常務執行役原子力・立地本部 長兼原子力・立地本部柏崎刈羽原 子力発電所長兼原子力改革特別タ スクフォース長代理兼同事務局長 兼原子力改革担当兼新潟本部 2022年 4 月 当社常務執行役原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力 改革担当兼新潟本部（現）	(注) 1	普通株式 1, 580
執行役 会長補佐兼社長補佐兼経 営企画担当（共同）	吉野 栄洋	1968年10月16日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 0
計					147, 824

(注) 1. 2025年 6 月26日から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招
集される取締役会の終結の時まで。

② 社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、小林喜光、大八木成男、大西正一郎、新川麻、大川順子及び永田高士の6名である。

社外取締役6名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模(双方の売上高に占める割合等)及び態様(一般消費者としての定型的な取引等)に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役6名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えており、社外取締役6名を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

<選任方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者
 - ・当社又は当社子会社の出身者
2. 主要株主(議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ)
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ)
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. 主要な取引先
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人(※1)の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人(※2)の業務執行者
4. 専門的サービス提供者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者

5. 役員相互就任

- ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6. 近親者

- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という。）
- ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

7. その他

- ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先(借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先)

ハ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役4名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、「(3) 監査の状況 ④ 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

a. 監査委員会監査の組織、人員及び手続き

監査委員会監査の組織、人員及び手続きについては「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (c) 監査委員会」に記載のとおりである。

b. 監査委員及び監査委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査委員会を13回開催しており、個々の監査委員の出席状況については以下のとおりである。

氏名	監査委員会への出席状況
守谷 誠二	13/13 回(100%)
小林 喜光	13/13 回(100%)
大西 正一郎	13/13 回(100%)
大川 順子	13/13 回(100%)
永田 高士	13/13 回(100%)

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、四次総特や2024年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけた。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査した。

② 内部監査の状況

内部監査については「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③ 内部統制システムの整備等の状況」に記載のとおりである。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人の名称は「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e) 会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

b. 継続監査期間

56年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e) 会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e) 会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等を総合的に判断し選定している。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としている。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としている。

f. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、会計監査人の評価を行っている。この評価については、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等について総合的に判断している。

④ 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的を実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

⑤ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	202	5	182	6
連結子会社	361	8	339	13
計	564	14	521	19

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、連結財務諸表の英文表記に関する助言業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、連結財務諸表の英文表記に関する助言業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(上記 a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	81	—	112
連結子会社	11	193	7	60
計	11	274	7	172

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザリー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザリー業務委託などである。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザリー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザリー業務委託などである。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項なし。

(当連結会計年度)

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意した。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役のみで構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

② 役員区分ごとの報酬などの総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	26	26	－	1
執行役	581	416	164	18
社外取締役	92	92	－	6

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 執行役の業績連動報酬の額には、2023年度に在籍していた執行役16名に対して、2023年度を対象期間として2024年度に支給した業績連動報酬の額と2023年度の事業報告において開示した報酬等に含まれる業績連動報酬の額との差額8百万円を含んでいる。

3. 業績連動報酬の算定にあたっては、報酬委員会が定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針のもと、四次総特の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、会社業績(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益及びCO₂排出削減量)及び個人業績(各担当部門のKPI等)を設定している。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0~300%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定している。

会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

業績連動報酬の指標に関する実績については、概ね目標を達成している。なお、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益は3,244億円となった。個人業績については、個人ごとに設定されたKPI等に基づき評価を行い、概ね目標を達成している。

4. 当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定している。具体的には、当年度の取締役及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において5回にわたり審議を行った。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社業績及び各執行役の担当部門のKPI等の個人業績の達成度を考慮している。

報酬委員会としては、こうした経緯により決定された当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断している。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、投資有価証券に該当する株式のうち、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有するものを「保有目的が純投資目的である投資株式」、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」としている。

② 提出会社における株式の保有状況

当社については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容(非上場株式以外の株式)

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、当社事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	72	3,864
非上場株式以外の株式	1	3,889

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	4	0
非上場株式以外の株式	—	—

ハ．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)日本製鋼所	742,800	742,800	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記(1)イ.の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社は原子力・水力の主要部材を製造しており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持・強化を図るため継続して保有している。	無
	3,889	2,516		

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

③ 東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合における株式の保有状況

提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項なし。

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	21,900	1	21,900
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(百万円)	売却損益の合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

④ 東京電力エナジーパートナー株式会社における株式の保有状況

提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が次に大きい会社である東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、「東京電力エナジーパートナー」という。)については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容(非上場株式以外の株式)

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	24	2,705
非上場株式以外の株式	1	9,771

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	6	営業パートナーの人財育成を図り、設備販売を拡大するための出資
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	東京電力 エナジー パートナー の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本瓦斯㈱	4,380,000	4,380,000	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記(1)イ.の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社との業務提携の維持や、新事業への展開による収益強化を目的として継続して保有している。 (業務提携概要) 電気・都市ガスの小売事業における業務提携。	無
	9,771	11,254		

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
固定資産	※ 1、※ 2 11,972,501	※ 1、※ 2 12,523,394
電気事業固定資産	5,640,557	5,697,700
水力発電設備	389,485	405,120
原子力発電設備	1,024,768	880,389
送電設備	1,349,427	1,435,832
変電設備	632,126	659,002
配電設備	2,110,196	2,182,610
その他の電気事業固定資産	134,551	134,743
その他の固定資産	269,795	392,768
固定資産仮勘定	1,877,056	2,041,457
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,456,980	1,560,207
原子力廃止関連仮勘定	89,693	106,442
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	330,382	374,807
核燃料	579,366	535,177
装荷核燃料	81,133	81,604
加工中等核燃料	498,233	453,572
投資その他の資産	3,605,725	3,856,290
長期投資	※ 4 136,614	※ 4 167,789
関係会社長期投資	※ 4、※ 5 1,728,705	※ 4、※ 5 1,886,374
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	603,532	525,412
廃炉等積立金	673,173	712,208
退職給付に係る資産	186,359	237,858
その他	278,410	328,422
貸倒引当金（貸方）	△1,070	△1,774
流動資産	2,622,978	2,463,599
現金及び預金	※ 4 1,242,542	※ 4 936,335
受取手形、売掛金及び契約資産	※ 6 636,302	※ 6 666,097
棚卸資産	※ 3 121,615	※ 3 138,926
その他	※ 4 636,408	※ 4 739,219
貸倒引当金（貸方）	△13,890	△16,979
合計	14,595,480	14,986,993

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	6,386,451	6,459,378
社債	※4 3,065,000	※4 3,231,000
長期借入金	※4 66,406	※4, ※9 69,398
未払廃炉拠出金	—	607,465
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277	29,112
特定原子力施設炉心等除去引当金	160,572	163,034
災害損失引当金	582,837	604,230
原子力損害賠償引当金	642,910	532,205
退職給付に係る負債	309,783	273,525
資産除去債務	1,086,530	373,982
その他	461,133	575,424
流動負債	4,671,006	4,741,484
1年以内に期限到来の固定負債	※4, ※9 542,243	※4 371,097
短期借入金	※9 2,636,216	※9 2,867,871
支払手形及び買掛金	388,920	485,008
未払税金	90,079	104,698
その他	※7 1,013,546	※7 912,808
負債合計	11,057,458	11,200,862
株主資本	3,257,632	3,418,890
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	756,317	756,316
利益剰余金	1,108,857	1,270,136
自己株式	△8,516	△8,538
その他の包括利益累計額	253,630	340,339
その他有価証券評価差額金	27,319	24,729
繰延ヘッジ損益	39,840	34,591
土地再評価差額金	※10 △2,926	※10 △3,012
為替換算調整勘定	169,573	227,007
退職給付に係る調整累計額	19,824	57,023
非支配株主持分	26,759	26,900
純資産合計	3,538,022	3,786,130
合計	14,595,480	14,986,993

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営業収益	※1 6,918,389	※1 6,810,391
電気事業営業収益	6,329,614	6,217,659
その他事業営業収益	588,774	592,732
営業費用	※2, ※3, ※4 6,639,532	※2, ※3, ※4 6,575,938
電気事業営業費用	6,092,378	6,025,889
その他事業営業費用	547,154	550,049
営業利益	278,856	234,452
営業外収益	231,176	132,223
受取配当金	657	701
受取利息	909	2,955
持分法による投資利益	202,181	100,228
その他	27,426	28,338
営業外費用	84,506	112,233
支払利息	57,959	69,621
その他	26,547	42,611
当期経常収益合計	7,149,565	6,942,615
当期経常費用合計	6,724,039	6,688,171
経常利益	425,525	254,443
特別利益	138,900	87,307
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※5 138,900	※5 87,307
特別損失	262,080	143,010
災害特別損失	※3, ※6 110,963	※3, ※6 62,681
原子力損害賠償費	※3, ※5 151,117	※3, ※5 80,328
税金等調整前当期純利益	302,345	198,741
法人税、住民税及び事業税	34,938	35,809
法人税等調整額	△2,200	1,084
法人税等合計	32,737	36,894
当期純利益	269,607	161,846
非支配株主に帰属する当期純利益	1,757	568
親会社株主に帰属する当期純利益	267,850	161,278

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当期純利益	269,607	161,846
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,457	△804
繰延ヘッジ損益	—	305
為替換算調整勘定	5,729	5,344
退職給付に係る調整額	30,702	34,241
持分法適用会社に対する持分相当額	109,052	47,706
その他の包括利益合計	※ 147,942	※ 86,794
包括利益	417,549	248,641
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	415,793	248,074
非支配株主に係る包括利益	1,756	566

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,221	840,869	△8,492	2,989,573
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	267,850	—	267,850
自己株式の取得	—	—	—	△20	△20
自己株式の処分	—	△1	—	1	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	97	—	—	97
土地再評価差額金の取崩	—	—	137	—	137
その他	—	—	—	△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	95	267,987	△23	268,059
当期末残高	1,400,975	756,317	1,108,857	△8,516	3,257,632

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,162	23,598	△2,789	88,319	△13,466	105,823	26,565	3,121,962
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	267,850
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△20
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	97
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	137
その他	—	—	—	—	—	—	—	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,157	16,241	△137	81,253	33,290	147,806	194	148,000
当期変動額合計	17,157	16,241	△137	81,253	33,290	147,806	194	416,059
当期末残高	27,319	39,840	△2,926	169,573	19,824	253,630	26,759	3,538,022

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,317	1,108,857	△8,516	3,257,632
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	161,278	—	161,278
自己株式の取得	—	—	—	△21	△21
自己株式の処分	—	△0	—	1	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	0	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	0	—	0
その他	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△0	161,279	△21	161,257
当期末残高	1,400,975	756,316	1,270,136	△8,538	3,418,890

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	27,319	39,840	△2,926	169,573	19,824	253,630	26,759	3,538,022
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	161,278
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△21
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	0
その他	—	—	—	—	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,589	△5,248	△85	57,434	37,199	86,709	141	86,851
当期変動額合計	△2,589	△5,248	△85	57,434	37,199	86,709	141	248,108
当期末残高	24,729	34,591	△3,012	227,007	57,023	340,339	26,900	3,786,130

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	302,345	198,741
減価償却費	358,207	367,517
原子力発電施設解体費	43,589	—
固定資産除却損	27,308	27,542
特定原子力施設炉心等除去準備引当金の増減額 (△は減少)	11,277	29,112
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	99,748	33,218
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△9,092	△35,650
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△43,814	△51,499
廃炉等積立金の増減額 (△は増加)	△35,368	△39,035
受取利息及び受取配当金	△1,567	△3,657
支払利息	57,959	69,621
持分法による投資損益 (△は益)	△202,181	△100,228
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△138,900	△87,307
原子力損害賠償費	151,117	80,328
売上債権の増減額 (△は増加)	78,805	△30,434
仕入債務の増減額 (△は減少)	△186,975	96,145
未払費用の増減額 (△は減少)	260,262	△152,188
その他	△61,135	80,112
小計	711,584	482,339
利息及び配当金の受取額	5,435	10,976
利息の支払額	△56,337	△67,508
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支 払額	△20,402	△21,478
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	556,300	263,700
原子力損害賠償金の支払額	△542,213	△291,713
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	18,651	△15,067
営業活動によるキャッシュ・フロー	673,017	361,249

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△704,838	△833,323
工事負担金等受入による収入	19,305	16,023
投融資による支出	△18,694	△38,516
投融資の回収による収入	9,045	6,970
その他	△3,608	△10,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	△698,790	△859,209
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	662,606	471,331
社債の償還による支出	△513,835	△487,498
長期借入れによる収入	894	15,317
長期借入金の返済による支出	△57,102	△28,196
短期借入れによる収入	5,706,174	5,492,674
短期借入金の返済による支出	△5,253,133	△5,261,051
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	90,000	255,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△92,000	△250,000
その他	△2,104	△13,408
財務活動によるキャッシュ・フロー	541,499	194,169
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,045	1,690
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	517,771	△302,101
現金及び現金同等物の期首残高	717,357	1,235,128
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	—	△6,572
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,235,128	※ 926,455

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 66社(前連結会計年度は69社)

連結子会社名は「第1 企業の概況 3 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

議決権の過半数を自己の計算において所有している、㈱ハウスパートナーホールディングス、㈱コスモライフ、㈱東京電力タイムレスキャピタルSPC第3号ホールディングス、旭ハウス工業㈱は、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有していることから、連結範囲適用指針の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるため子会社としていない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 46社(前連結会計年度は41社)

主な持分法適用関連会社は、㈱関電工、日本原子力発電㈱、㈱JERAほかである。

アクアコネクタなみえ㈱は、重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めている。ハウスプラス住宅保証㈱は、ハウスプラス確認検査㈱を存続会社、ハウスプラス住宅保証㈱を消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、持分法適用の範囲に含めている。なお、2024年12月1日付で、ハウスプラス確認検査㈱は、ハウスプラス住宅保証㈱に商号変更している。ロゴス・エーパック・プラットフォーム・ソーラー社、リープス・エスジーピー・ホールド社、リープ・ソーラー・シンガポール・グリーンウィッチ社は、新たに株式を取得するとともに、当社より取締役が就任し、影響力を有するため、持分法適用の範囲に含めている。グリーンウェイ・グリッド・インドネシア社は、グリーンウェイ・グリッド・グローバル社が新たに設立するとともに、当社連結子会社である東京電力パワーグリッド㈱より取締役が就任し、影響力を有するため、持分法適用の範囲に含めている。

エイドン・リニューアブルズ社は、一部の株式を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外している。

持分法を適用していない関連会社(日本原子力防護システム㈱、原燃輸送㈱ほか)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメンツ・ユーエス社、テプスコ・ベトナム社、テプコ・グローバル・エナジー社、TF内幸町特定目的会社、テプコ・パワー・グリッド・ユーケー社、F I I 社、テプコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社、フローテーション・エナジー社及びその子会社13社、東京電力タイムレスキャピタル第一号投資事業有限責任組合、東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合、東京電力タイムレスキャピタル共同投資第一号投資事業有限責任組合、東京電力タイムレスキャピタル第三号投資事業有限責任組合、都留バイオマス発電合同会社、テプコ・エナジー・パートナー・インターナショナル(タイ)社の28社(前連結会計年度は27社)であり、12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資(其他有価証券)

市場価格のない株式等以外のものは、時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっている。

ロ 棚卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日。以下、「中長期ロードマップ」という。)が策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2025」(2025年3月27日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「(3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、具体的な作業等が計画されているものについては、契約等に基づく見積額を計上している。一方、具体的な作業等を検討中であるものについては、将来の処理に要すると見込まれる費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は固定負債のその他に含めて表示している。

③ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	4,870百万円	4,844百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	577,886	599,270
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	569,793	592,764
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	7,447	5,878
c その他	645	628
③ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	332	257
④ 2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	32	—
計	583,121	604,373

ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、「機構」という。)より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。

なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

ニ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,531,025百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,522,193百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益の計上基準

イ 電気事業営業収益

電気事業営業収益は、電灯料・電力料、他社販売電力料及び託送収益等である。

① 電灯料・電力料

電灯料・電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社等が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売した電気の料金である。

顧客が使用する電気機器や送電方式等の種別等に応じて、電灯料又は電力料として区分している。

顧客への電気の供給に係る電気料金やその他の供給条件については、各種の電気需給約款等に定めており、当該約款等に基づいて電気を供給することが履行義務である。

約款等に基づく電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、電気の使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的を実施しており、把握した電気の使用量に基づき、電気需給約款等に規定した単価等を用いて毎月電気料金を算定している。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社は、電事法に基づいて電気料金の一部に関して経過措置料金制度が適用されており、当該料金制度の適用期間中は電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、電灯料・電力料は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。

したがって、連結会計年度末時点で前回の検針日から未検針となっている部分の電気料金については、収益として見積計上していない。

② 他社販売電力料

他社販売電力料は、日本卸電力取引所(以下、「取引所」という。)を介して販売した電気及び非化石価値の料金、小売電気事業者・一般送配電事業者・発電事業者等(以下、「小売電気事業者等」という。)に対して販売した電気の料金等の合計額である。

取引所を介して販売する翌日取引・時間前取引・先渡取引等に係る電気及び非化石価値取引について、単価の決定方法やその他の取引条件は取引所が規定する取引規程に定められており、当該規程に基づいて電気を供給すること及び非化石価値を受け渡すことが履行義務である。

取引所における各種取引は、取引所が規定する取引規程に従って約定、受け渡し及び決済を行っており、各種取引の受け渡し期間別に、週間型・月間型・年間型がある先渡取引は一定の期間にわたり収益を認識し、翌日取引・時間前取引及び非化石価値取引は一時点で収益を認識している。

小売電気事業者等に対して販売する電気の料金やその他の取引条件については、各相手先との契約に定めており、当該契約に基づいて小売電気事業者等に電気を供給することが履行義務である。

電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

③ 託送収益

託送収益は、当社グループの送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社が保有する送配電関連設備の利用料金及び東京電力パワーグリッド株式会社が実施する電力量調整に伴う電気の供給料金等である。送配電関連設備の利用料金は、送配電関連設備を小売電気事業者や他の一般送配電事業者等の契約者が利用する場合の料金である。

電力量調整に伴う電気の供給料金は、発電契約者との発電量調整供給契約及び需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に係るもので、発電量や需要抑制量の不足量を供給する場合の料金である。

小売電気事業者や他の一般送配電事業者等が送配電関連設備を利用する場合及び発電契約者や需要抑制契約者に対して電気を供給する場合の料金やその他の取引条件については、いずれも託送供給等約款に定めており、当該約款に基づいて送配電関連設備を利用させることや電力量の調整供給をすることが履行義務である。

送配電関連設備利用や電力量調整供給については、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、送配電関連設備の利用や電力量の調整供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

ロ その他事業営業収益

その他事業営業収益は、ガス供給事業営業収益等である。

ガス供給事業営業収益

ガス供給事業営業収益は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売したガスの料金である。

顧客へのガスの供給に係るガス料金やその他の供給条件については、各種のガス需給約款及び主契約料金表等に定めており、当該約款等に基づいてガスを供給することが履行義務である。

約款等に基づくガスの供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、ガスの供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、ガスの使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的の実施しており、把握したガスの使用量に基づき、ガス需給約款及び主契約料金表に規定された単価等を用いて毎月ガス料金を算定している。

ただし、連結会計年度末時点で、前回の検針日から未検針となっている部分のガス料金の収益は見積計上している。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正再処理法第5条第2項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(9) 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正後の改正再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を廃炉拠出金費として計上している。

当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

なお、福島第一原子力発電所については、原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設として指定されており、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外とされている。

(追加情報)

・福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法

福島第一原子力発電所の廃炉に係る費用については、GX脱炭素電源法改正省令施行前の解体引当金省令(以下、「旧解体引当金省令」という。)に準じた見積りを行っており、総見積額を資産除去債務に計上している。

当該見積りは、福島第一原子力発電所1～4号機の被災状況の全容の把握が困難であることなどから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(10) 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

イ 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則の規定に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

また、2024年4月1日にGX脱炭素電源法及びGX脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これに基づき、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額並びに原子力発電施設解体引当金の要引当額に相当する額からGX脱炭素電源法改正省令施行日の前連結会計年度までに積み立てられた額を控除して得た金額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定及びGX脱炭素電源法改正省令附則第9条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

ロ 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の12の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の11の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(重要な会計上の見積り)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
災害損失引当金	569,793	592,764
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277	29,112
特定原子力施設炉心等除去引当金	160,572	163,034

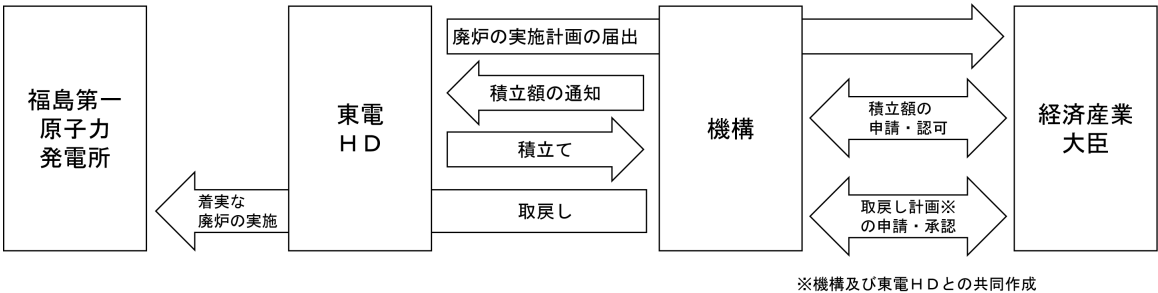
(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東電HD」という。)では、機構により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い(廃炉等積立金)、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で連結貸借対照表上に計上している。



災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積り方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

Ⅰ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額(原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く)を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当連結会計年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

Ⅱ 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の廃炉費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての廃炉費用については、資産除去債務として計上している。前者については、以下の不確実性が存在し、後者については、旧解体引当金省令に準じた見積りとなる。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2025年3月27日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取り出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所(以下、「TMI」という。)の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取り出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類、範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類、範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 原子力発電設備等の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等	1,058,965	1,104,375

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積り方法

事業用の固定資産については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することが要求される。原子力発電設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所を資産グループに設定しており、このうち柏崎刈羽原子力発電所については、1～7号機の各ユニットに係る原子力発電設備等を一つの資産グループとし、電力取引契約を通じた電気料金収入や6号機の長期脱炭素電源オークション(応札年度：2024年度)約定に伴い見込まれる収入などによる投資の回収状況を踏まえ、減損の判定を行っている。

同発電所は、総合特別事業計画の下で原子力発電所の新規制基準への対応と地元のご理解を得るべく取組みを進めている。2021年4月に「ID不正使用」、「核物質防護設備の機能の一部喪失」という一連の事案を踏まえ、原子力規制委員会より特定核燃料物質の移動を禁止する命令を受領したが、2023年12月に原子力規制検査に係る対応区分が第1区分へ変更され、特定核燃料物質の移動を禁止する命令が解除されるとともに、当社に対する「原子炉設置者としての適格性に関する再確認」が終了し、再稼働に向けたプロセスを着実に進めている状況にある。一方で、同発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続しており、こうした状況を踏まえ、当社は同発電所資産グループについて減損の兆候を認識し、減損損失の認識の検討を行った。

当該検討にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当資産グループの帳簿価額との比較を行った。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が当資産グループの帳簿価額を上回るため、減損は不要と判断している。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備等の資産性評価に含まれる主要な仮定は、ユニットごとの稼働状況、安全対策工事に係るコスト、将来の電力価格であり、いずれも不確実性を含んでいる。再稼働に向けては、原子力規制委員会の安全規制審査に合格した上で立地自治体のご理解を得ていくことが必要であり、また、長期にわたる安全・安定運転に向けては、高経年化対策に継続して取り組み、定期的な原子力規制委員会の審査を受ける必要がある。また、同発電所7号機及び6号機の特重大事故等対処施設の工事完了目途をそれぞれ2029年8月及び2031年9月へ変更する旨原子力規制委員会へ届け出ており、設置期限以後、それぞれ施設の竣工まで発電を停止する期間が見込まれる。原子力発電所の新規制基準に対応するための安全対策工事に係るコストについては、計画されている工事についての材料費や作業員の労務費等の工事費の上振れの可能性に加え、原子力規制委員会の他の原子力発電事業者に対する審査も含めた今後の審査の進展により、新規制基準の改訂等による規制対応への要求事項の高度化・厳格化により工事費が上振れする可能性がある。さらに、将来の電力価格も、全国の電力需給の状況、火力発電の燃料費のベースとなる原油価格の状況やこれらを含めた日本卸電力取引所の電力価格等の状況などの影響に大きく依存する。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記の不確実性については、現時点において入手可能な情報をもとに最善の見積りを行っているが、将来のこれらの項目の変動により、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。今後減損会計の適用により、上記原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等の総額の一部が影響を受ける可能性がある。

3. 退職給付に係る負債及び資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
退職給付に係る負債	309,783	273,525
退職給付に係る資産	186,359	237,858

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積り方法

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、主として、期末のダブルA格社債の利回り(指標利率)を基に決定しており、当連結会計年度は2.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、主として、当連結会計年度は2.5%を採用している。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は、主として、発生の当連結会計年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響(年)
割引率0.1%あたり	6,500百万円程度	2,100百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	5,700百万円程度	1,900百万円程度

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産の増減額(△は増加)」は金額的重要性が増したため、区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△104,949百万円は、「退職給付に係る資産の増減額(△は増加)」△43,814百万円、「その他」△61,135百万円として組み替えている。

(追加情報)

1. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、542,175百万円(前連結会計年度は549,004百万円)である。

2. G X脱炭素電源法の施行に伴う電気事業会計規則の改正

2024年4月1日にG X脱炭素電源法及びG X脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

原子炉等規制法に規定された実用発電用原子炉の廃止措置に係る費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産について、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で費用計上する方法(エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり定額法で費用計上する方法)によっていたが、G X脱炭素電源法改正省令の施行日以降は、G X脱炭素電源法第3条の規定による改正後の改正再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することとなった。

なお、福島第一原子力発電所については、原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設として指定されており、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外である。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが、G X脱炭素電源法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、同機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当連結会計年度において、資産除去債務相当資産120,021百万円及び資産除去債務746,414百万円を取り崩している。

G X脱炭素電源法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、同機構に支払わなければならない金銭662,589百万円は、G X脱炭素電源法改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上しているが、同規定により、資産除去債務を取り崩した額は当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。

また、G X脱炭素電源法改正省令附則第8条の規定により36,197百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額(累計)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	445,508百万円	462,041百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	19,514,513百万円	19,701,590百万円

3. 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	12,575百万円	13,518百万円
仕掛品	21,039	26,556
原材料及び貯蔵品	88,001	98,850

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び(株)日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	494,642百万円	240,000百万円
(株)日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	11,596	6,737

(2) 東京電力パワーグリッド(株)の総財産を社債の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	2,935,000百万円	3,165,000百万円

(3) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

- (4) 一部の連結子会社が海外事業参画等に伴い担保に供している資産
担保に供している資産

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	3百万円	3百万円
関係会社長期投資	5,800	4,739
流動資産		
現金及び預金	85	80
計	5,889	4,823

- (5) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	24,387百万円	35,387百万円
なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。		

5. 関連会社に対する株式及び出資金(うち、共同支配企業に対する投資の金額)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	1,711,368百万円	1,858,234百万円
	(1,228,449)	(1,352,778)

6. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	234百万円	166百万円
売掛金	619,881	648,001
契約資産	11,396	15,319

7. その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	9,929百万円	14,510百万円

8. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金 に対する保証債務		
日本原燃㈱	38,563百万円	73,489百万円
小安地熱㈱	228	324
送配電システムズ合同会社	1,578	4,659
ロ 関連会社であるオフショア・ウイン ド社の地盤調査に関する委託契約に係 る保証債務	130	—
ハ 関連会社であるグリーン・ボルト・ オフショア・ウインドファーム社及び セノス・オフショア・ウインドファーム 社の海底リース権に関するオブショ ン契約又は独占交渉契約に係る保証債 務	8,752	4,634
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金 融機関からの借入金に対する保証債務	69,685	59,608
計	118,938	142,716

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度(2024年3月31日)

多核種除去設備等処理水(A L P S 処理水)の海洋放出について、当社は風評影響を最大限抑制するべく対策を講じてもおお、A L P S 処理水の放出に伴う風評被害等が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償する方針を公表している。

その後、2023年8月24日よりA L P S 処理水の放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当連結会計年度(2025年3月31日)

多核種除去設備等処理水(A L P S 処理水)の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

9. 財務制限条項

前連結会計年度(2024年3月31日)

1年以内に期限到来の固定負債(254,642百万円)及び短期借入金(1,445,979百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度(2025年3月31日)

長期借入金(10,054百万円)及び短期借入金(1,996,820百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

10. 土地再評価差額金

前連結会計年度(2024年3月31日)及び当連結会計年度(2025年3月31日)

土地再評価法に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載している。

2. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用(相殺消去後6,025,889百万円、相殺消去額△59,930百万円(前連結会計年度は相殺消去後6,092,378百万円、相殺消去額△60,465百万円))に含まれる販売費及び一般管理費の金額(相殺消去前)は、378,341百万円(前連結会計年度373,483百万円)であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※ 相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額(相殺消去前)は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
給料手当	83,007百万円	87,916百万円
退職給与金	13,123	△14,924
委託費	135,416	148,986
諸費	40,548	43,097
貸倒損	△1,088	5,603

(表示方法の変更)

「貸倒損」については、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、前連結会計年度も含め主要な費目として表示している。

3. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277百万円	29,112百万円
特定原子力施設炉心等除去引当金	9,852	11,277
災害損失引当金	100,090	33,868
原子力損害賠償引当金	151,117	80,328

4. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
	21,071百万円	20,325百万円

5. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2024年3月15日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2023年3月22日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額75,184百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2025年3月3日に同時点での要賠償額から賠償措置額を控除した見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2024年3月15日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額89,439百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない

6. 災害特別損失

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取り出し作業に必要な敷地を確保するため、今後撤去していくALPS処理水保管タンクの撤去費用や、2024年3月8日に公表された機構の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の報告に基づき、取り出し工法の選定を進めるためのエンジニアリング費用等を災害特別損失として110,963百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により中長期ロードマップが策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2024」(2024年3月28日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取り出しの準備に係る作業費用等を災害特別損失として62,681百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により中長期ロードマップが策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2025」(2025年3月27日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,460百万円	△427百万円
組替調整額	△185	△339
法人税等及び税効果調整前	3,274	△767
法人税等及び税効果額	△817	△36
その他有価証券評価差額金	2,457	△804
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	—	423
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	423
法人税等及び税効果額	—	△118
繰延ヘッジ損益	—	305
為替換算調整勘定：		
当期発生額	5,729	5,344
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	5,729	5,344
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	5,729	5,344
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	25,936	46,849
組替調整額	11,335	△4,960
法人税等及び税効果調整前	37,272	41,888
法人税等及び税効果額	△6,569	△7,647
退職給付に係る調整額	30,702	34,241
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	160,411	74,649
組替調整額	△51,359	△26,942
持分法適用会社に対する持分相当額	109,052	47,706
その他の包括利益合計	147,942	86,794

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,870	40	1	4,909
合計	4,870	40	1	4,909

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加40千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,909	33	1	4,941
合計	4,909	33	1	4,941

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加33千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
現金及び預金勘定	1,242,542百万円	936,335百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△7,414	△9,880
現金及び現金同等物	1,235,128	926,455

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	96	89
1年超	133	642
合計	229	732

(2) 貸主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	846	846
1年超	8,602	7,756
合計	9,448	8,602

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については、金融機関からの借入れ及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額525,412百万円)は、原賠機構法第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入れがあり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、社内規程に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (※2)(百万円)	時価 (※2)(百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(※3)(※4) (※5)	14,047	14,047	—
(2) 社債(※6)	(3,549,642)	(3,526,063)	23,578

(※1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「短期借入金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※3) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	38,732
その他	8,137
合計	46,870

(※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は849百万円である。

(※6) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (※2)(百万円)	時価 (※2)(百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(※3)(※4) (※5)	13,880	13,880	—
(2) 社債(※6)	(3,535,000)	(3,383,303)	151,696

(※1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「短期借入金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※3) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	50,385
その他	5,119
合計	55,505

(※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は65百万円である。

(※6) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金(※)	1,242,542	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	636,302	—	—	—
合計	1,878,844	—	—	—

(※) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金(※)	936,335	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	666,097	—	—	—
合計	1,602,433	—	—	—

(※) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	484,642	304,000	220,000	359,000	376,000	1,806,000
長期借入金	28,307	12,324	4,385	1,672	28,362	19,660
短期借入金	2,636,216	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	20,000	—	—	—	—	—
合計	3,169,165	316,324	224,385	360,672	404,362	1,825,660

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	304,000	220,000	359,000	376,000	315,000	1,961,000
長期借入金	12,453	4,388	16,927	28,362	102	19,617
短期借入金	2,867,871	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	25,000	—	—	—	—	—
合計	3,209,324	224,388	375,927	404,362	315,102	1,980,617

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,047	—	—	14,047
資産計	14,047	—	—	14,047

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	13,880	—	—	13,880
資産計	13,880	—	—	13,880

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,526,063	—	3,526,063
負債計	—	3,526,063	—	3,526,063

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,383,303	—	3,383,303
負債計	—	3,383,303	—	3,383,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

社債

社債については、日本証券業協会が公表する売買参考統計値を参照可能なものは、時価はその売買参考統計値を用いて評価しており、レベル2の時価に分類している。売買参考統計値を参照不可能なものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前連結会計年度(2024年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	13,981	8,075	5,905
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	13,981	8,075	5,905
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	66	81	△15
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	66	81	△15
合計	14,047	8,157	5,890

当連結会計年度(2025年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	13,879	8,056	5,822
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	13,879	8,056	5,822
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	1	1	△0
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	1	1	△0
合計	13,880	8,058	5,822

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,168	24,168	(注)	—
合計			24,168	24,168	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,168	24,168	(注)	—
合計			24,168	24,168	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	737,926百万円	726,714百万円
勤務費用	20,825	20,045
利息費用	7,119	7,015
数理計算上の差異の発生額	△297	△79,899
退職給付の支払額	△38,830	△39,570
過去勤務費用の発生額	△14	608
その他(注2)	△15	△581
退職給付債務の期末残高	726,714	634,332

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 連結範囲の変更に伴う減少等である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
年金資産の期首残高	561,596百万円	603,291百万円
期待運用収益	13,723	14,740
数理計算上の差異の発生額	38,377	△9,028
事業主からの拠出額	5,059	4,914
退職給付の支払額	△15,970	△15,735
その他(注2)	504	484
年金資産の期末残高	603,291	598,666

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	417,393百万円	359,798百万円
年金資産	△603,291	△598,666
	△185,897	△238,868
非積立型制度の退職給付債務	309,321	274,534
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	123,423	35,666
退職給付に係る負債	309,783	273,525
退職給付に係る資産	△186,359	△237,858
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	123,423	35,666

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	20,298百万円	19,537百万円
利息費用	7,119	7,015
期待運用収益	△13,723	△14,740
数理計算上の差異の費用処理額	△1,402	△28,981
過去勤務費用の費用処理額	△14	608
その他(注3)	17	—
確定給付制度に係る退職給付費用	12,295	△16,560

- (注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。
2. 従業員拠出額を控除している。
3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
過去勤務費用	—百万円	34百万円
数理計算上の差異	37,272	41,854
合計	37,272	41,888

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	△34百万円	—百万円
未認識数理計算上の差異	17,986	59,841
合計	17,952	59,841

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	33%	52%
生保一般勘定	37	38
株式	28	8
その他	2	2
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として2.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として5.6%	主として6.9%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,430百万円、当連結会計年度3,333百万円である。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払廃炉抛入金	一百万円	183,713百万円
災害損失引当金	163,315	174,887
原子力損害賠償引当金	180,014	153,967
税務上の繰越欠損金(注2)	133,475	117,690
資産除去債務	166,634	108,550
減損損失	101,681	98,354
退職給付に係る負債	88,338	85,649
その他	260,961	324,223
繰延税金資産 小計	1,094,423	1,247,036
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注2)	△132,976	△117,676
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額	△607,422	△664,726
評価性引当額 小計(注1)	△740,398	△782,403
繰延税金資産 合計	354,025	464,632
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△168,989	△152,001
原子力発電施設解体準備金	—	△137,833
特定原子力施設炉心等除去準備金	△44,960	△47,165
その他	△120,651	△117,238
繰延税金負債 合計	△334,600	△454,239
繰延税金資産 純額	19,424	10,392

(注) 1. 評価性引当額が42,005百万円増加となった。この変動の主な内容は、当社において、未払廃炉抛入金に関する将来減算一時差異が635,027百万円増加し、資産除去債務に関する将来減算一時差異が224,612百万円減少、並びに原子力発電施設解体準備金に関する将来加算一時差異が476,437百万円増加し、資産除去債務に関する将来加算一時差異が120,021百万円減少したことなどによるものである。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	70	6,020	3,371	—	1,983	122,029	133,475
評価性引当額	△70	△6,020	△3,371	—	△1,983	△121,529	△132,976
繰延税金資産	—	—	—	—	—	499	499

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	5,992	3,343	—	1,926	4,857	101,571	117,690
評価性引当額	△5,992	△3,343	—	△1,926	△4,857	△101,557	△117,676
繰延税金資産	—	—	—	—	—	13	13

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、区分掲記していた繰延税金資産の「送電線路に係る地役権償却額」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「送電線路に係る地役権償却額」73,430百万円、「その他」187,531百万円は、「その他」260,961百万円として組み替えている。

(追加情報)

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用している。また、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	28.0 %	28.0%
(調整)		
持分法による投資損益	△18.7	△14.1
評価性引当額増減	0.9	2.2
留保利益に係る税効果	△9.1	1.5
試験研究費税額控除	△1.3	△1.3
親子間税率差異	0.7	0.9
その他	10.4	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.8	18.6

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「留保利益に係る税効果」は重要性が増したため、区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度において、「その他」に表示していた1.3%は、「留保利益に係る税効果」△9.1%、「その他」10.4%として組み替えている。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

改正法人税法が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになった。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を28.0%から28.9%に変更し計算している。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が2,869百万円増加し、法人税等調整額が2,924百万円、その他有価証券評価差額金が54百万円それぞれ減少している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、原子炉等規制法に規定された実用発電用原子炉の廃止措置について資産除去債務に計上している。ただし、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (9) 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法」に記載の通り、廃炉拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなったことから、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外とされている福島第一原子力発電所の通常炉としての廃炉費用に限り計上している。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、旧解体引当金省令に準じて、解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から、物価水準の変動等を踏まえた解体に要する費用を見積もる方法により算定している。なお、運転期間は終了していることから、割引計算は行っていない。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
期首残高	1,055,751百万円	1,086,555百万円
期中変動額	30,803	△712,100
期末残高	1,086,555	374,454

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりである。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 電気事業営業収益

電気事業営業収益は、電灯料・電力料、他社販売電力料及び託送収益等である。

イ 電灯料・電力料

電灯料・電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社等が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売した電気の料金である。

顧客が使用する電気機器や送電方式等の種別等に応じて、電灯料又は電力料として区分している。

顧客への電気の供給に係る電気料金やその他の供給条件については、各種の電気需給約款等に定めており、当該約款等に基づいて電気を供給することが履行義務である。

約款等に基づく電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、電気の使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握した電気の使用量に基づき、電気需給約款等に規定した単価等を用いて毎月電気料金を算定している。

電気料金は、基本的に検針・計量時点の翌日から起算して30日目までに収受している。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社は、電事法に基づいて電気料金の一部に関して経過措置料金制度が適用されており、当該料金制度の適用期間中は電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、電灯料・電力料は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。

したがって、連結会計年度末時点で前回の検針日から未検針となっている部分の電気料金については、収益として見積計上していない。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する額に相当するため、収益認識における取引価格に含めていない。

ロ 他社販売電力料

他社販売電力料は、取引所を介して販売した電気及び非化石価値の料金、小売電気事業者等に対して販売した電気の料金等の合計額である。

取引所を介して販売する翌日取引・時間前取引・先渡取引等に係る電気及び非化石価値取引について、単価の決定方法やその他の取引条件は取引所が規定する取引規程に定められており、当該規程に基づいて電気を供給すること及び非化石価値を受け渡すことが履行義務である。

取引所における各種取引は、取引所が規定する取引規程に従って約定、受け渡し及び決済を行っており、各種取引の受け渡し期間別に、週間型・月間型・年間型がある先渡取引は一定の期間にわたり収益を認識し、翌日取引・時間前取引及び非化石価値取引は一時点で収益を認識している。

電気及び非化石価値の料金は、基本的に約定に基づく支払義務発生日の翌日から起算して2金融機関営業日後に該当する日に収受している。

小売電気事業者等に対して販売する電気の料金やその他の取引条件については、各相手先との契約に定めており、当該契約に基づいて小売電気事業者等に電気を供給することが履行義務である。

電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

電気料金は、基本的に供給量の確定後の翌月末までに収受している。

ハ 託送収益

託送収益は、当社グループの送配電事業会社である東京電力パワーグリッド株式会社が保有する送配電関連設備の利用料金及び東京電力パワーグリッド株式会社が実施する電力量調整に伴う電気の供給料金等である。

送配電関連設備の利用料金は、送配電関連設備を小売電気事業者や他の一般送配電事業者等の契約者が利用する場合の料金である。

電力量調整に伴う電気の供給料金は、発電契約者との発電量調整供給契約及び需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に係るもので、発電量や需要抑制量の不足量を補給する場合の料金である。

小売電気事業者や他の一般送配電事業者等が送配電関連設備を利用する場合及び発電契約者や需要抑制契約者に対して電気を供給する場合の料金やその他の取引条件については、いずれも託送供給等約款に定めており、当該約款に基づいて送配電関連設備を利用させることや電力量の調整供給をすることが履行義務である。

送配電関連設備利用や電力量調整供給については、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、送配電関連設備の利用や電力量の調整供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、送配電関連設備の使用量や電力量調整供給量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握した使用量に基づき、託送供給等約款等に規定した単価等を用いて毎月利用料金を算定している。

また、東京電力パワーグリッド株式会社は、電事法に基づいて電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、託送収益は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。料金は、基本的に検針・計量による使用量確定後の支払義務発生日の翌日から起算して30日目までに収受している。

(2) その他事業営業収益

その他事業営業収益は、ガス供給事業営業収益等である。

ガス供給事業営業収益

ガス供給事業営業収益は、当社グループの主たる小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナー株式会社が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売したガスの料金である。

顧客へのガスの供給に係るガス料金やその他の供給条件については、各種のガス需給約款及び主契約料金表等に定めており、当該約款等に基づいてガスを供給することが履行義務である。

約款等に基づくガスの供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、ガスの供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、ガスの使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握したガスの使用量に基づき、ガス需給約款及び主契約料金表に規定された単価等を用いて毎月ガス料金を算定している。

ガス料金は、基本的に検針時点の翌日から起算して30日目までに収受している。

ただし、連結会計年度末時点で、前回の検針日から未検針となっている部分のガス料金の収益は見積計上している。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	682,837	620,115
契約資産	28,864	11,396
契約負債	7,393	9,929

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はない。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額についても重要性はない。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	620,115	648,168
契約資産	11,396	15,319
契約負債	9,929	14,510

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はない。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額についても重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は次のとおりである。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	405,638	521,738
履行義務の充足予定時期		
1年以内	86,801	57,769
1年超3年以内	93,534	139,206
3年超	225,302	324,762

実務上の便法を適用し、当該金額には、当初に予想される契約期間が1年以内の残存履行義務及び提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等の請求する権利を有している金額で収益を認識している残存履行義務に係る取引価格は含めていない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社(東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱、東京電力リニューアブルパワー㈱)への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[リニューアブルパワー]

再生可能エネルギー発電による電力の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び原価を基準に決定した価格に基づき算定している。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報
前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	133,528	3,890	1,101,151	5,661,658	18,161	6,918,389	—	6,918,389
セグメント間の内部 売上高又は振替高	575,050	—	1,103,939	82,657	140,000	1,901,648	△1,901,648	—
計	708,579	3,890	2,205,090	5,744,315	158,161	8,820,037	△1,901,648	6,918,389
収益の分解情報(注3)								
顧客との契約から生じる 収益	708,579	3,890	2,198,884	5,260,788	158,161	8,330,304		
電気事業営業収益	541,062	3,890	2,102,715	4,876,727	156,370	7,680,766		
ガス供給事業営業収益	—	—	—	303,354	—	303,354		
その他事業営業収益	167,516	—	96,169	80,706	1,790	346,182		
顧客との契約以外の源泉 から生じた収益	0	—	6,206	483,527	—	489,733		
計	708,579	3,890	2,205,090	5,744,315	158,161	8,820,037	△1,901,648	6,918,389
セグメント利益又は損失 (△)	△127,119	174,933	156,799	326,149	45,148	575,911	△150,385	425,525
セグメント資産	9,844,030	1,377,366	7,179,590	2,011,679	731,990	21,144,657	△6,549,176	14,595,480
その他の項目								
減価償却費	91,556	20	233,779	16,067	17,458	358,882	△674	358,207
受取配当金	154,047	—	13	349	—	154,410	△153,752	657
受取利息	13,386	925	9,524	6,236	865	30,939	△30,029	909
支払利息	32,368	—	45,786	8,205	1,627	87,988	△30,029	57,959
持分法投資利益	4,630	187,073	9,378	845	138	202,067	114	202,181
持分法適用会社への 投資額	263,154	1,223,271	187,690	11,503	18,377	1,703,997	△122	1,703,875
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注4)	339,973	—	370,801	19,519	38,757	769,052	△3,910	765,142

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△150,385百万円には、セグメント間の受取配当金消去△153,752百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△6,549,176百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△4,231,416百万円、投資と資本の相殺消去△2,190,728百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△674百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,910百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金(以下、「当該補助金」という。)489,733百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示している。内訳は、「ホールディングス」が0百万円、「パワーグリッド」が6,206百万円、「エナジーパートナー」が483,527百万円である。

なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	135,077	3,781	1,210,133	5,372,599	88,798	6,810,391	—	6,810,391
セグメント間の内部 売上高又は振替高	661,147	—	1,135,089	187,262	123,397	2,106,896	△2,106,896	—
計	796,224	3,781	2,345,223	5,559,862	212,196	8,917,288	△2,106,896	6,810,391
収益の分解情報(注3)								
顧客との契約から生じる 収益	796,224	3,781	2,344,472	5,379,011	212,196	8,735,686		
電気事業営業収益	615,402	3,781	2,236,780	4,996,195	208,265	8,060,425		
ガス供給事業営業収益	—	—	—	304,021	—	304,021		
その他事業営業収益	180,822	—	107,691	78,794	3,931	371,239		
顧客との契約以外の源泉 から生じた収益	—	—	751	180,850	—	181,601		
計	796,224	3,781	2,345,223	5,559,862	212,196	8,917,288	△2,106,896	6,810,391
セグメント利益又は損失 (△)	△50,713	57,734	54,918	287,920	53,620	403,481	△149,037	254,443
セグメント資産	9,509,789	1,488,333	7,259,695	2,325,563	763,405	21,346,787	△6,359,793	14,986,993
その他の項目								
減価償却費	95,982	20	237,825	17,174	17,616	368,618	△1,101	367,517
受取配当金	141,307	—	12	411	—	141,730	△141,028	701
受取利息	16,024	1,205	13,595	8,870	1,457	41,154	△38,198	2,955
支払利息	41,139	—	54,522	9,739	2,417	107,819	△38,198	69,621
持分法投資利益 又は損失(△)	8,044	74,884	16,555	1,366	△369	100,482	△254	100,228
持分法適用会社への 投資額	267,396	1,345,827	203,992	14,327	18,797	1,850,341	422	1,850,763
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注4)	345,551	—	460,235	30,344	36,976	873,106	△5,625	867,481

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△149,037百万円には、セグメント間の受取配当金消去△141,028百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△6,359,793百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△4,047,143百万円、投資と資本の相殺消去△2,190,703百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△1,101百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△5,625百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」「酷暑乗り切り緊急支援」、及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金(以下、「当該補助金」という。)181,601百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示している。内訳は、「パワーグリッド」が751百万円、「エナジーパートナー」が180,850百万円である。

なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

【関連情報】

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

該当事項なし。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原賠機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接50.09%	原賠機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ(注1)	556,300	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	603,532
							負担金の納付(注2)	297,550	未払費用	297,550
							廃炉等積立金の積立て(注3)	270,077	廃炉等積立金	673,173

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
2. 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
3. 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原賠機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接50.09%	原賠機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ(注1)	263,700	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	525,412
							負担金の納付(注2)	137,550	未払費用	137,550
							廃炉等積立金の積立て(注3)	260,183	廃炉等積立金	712,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
2. 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
3. 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社JERA	東京都中央区	100,000	電気事業 ガス事業 燃料調達事業	所有 間接50%	電気・ガスの購入 役員の兼任	電気・ガスの購入(注)	2,694,086	関係会社短期債務	226,679

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 J E R A	東京都 中央区	100,000	電気事業 ガス事業 燃料調達 事業	所有 間接50%	電気・ガス の購入 役員の兼任	電気・ガス の購入 (注)	2,243,192	関係会社 短期債務	186,325

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は(株)J E R A及び(株)関電工であり、その要約財務情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	株式会社 J E R A	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	3,223,005	3,045,655
非流動資産合計	5,285,129	5,544,093
流動負債合計	2,162,545	1,937,528
非流動負債合計	3,686,970	3,658,948
資本合計	2,658,618	2,993,271
売上収益	3,710,727	3,355,916
税引前利益	577,450	278,152
当期利益の帰属 親会社の所有者	399,628	183,912

(単位：百万円)

	株式会社関電工	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	—	329,266
固定資産合計	—	202,504
流動負債合計	—	187,951
固定負債合計	—	27,784
純資産合計	—	316,034
完成工事高	—	583,128
税引前当期純利益	—	52,269
当期純利益	—	37,319

(注) (株)関電工は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としている。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
1株当たり純資産額	1,567円47銭	1,722円28銭
1株当たり当期純利益	167円18銭	100円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	54円27銭	32円68銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	3,538,022	3,786,130
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,026,759	1,026,900
(うち優先株式の払込額(百万円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち非支配株主持分(百万円))	(26,759)	(26,900)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	2,511,263	2,759,230
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	1,602,107	1,602,075

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	267,850	161,278
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	267,850	161,278
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,130	1,602,090

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	3,333,333	3,333,333
(うちA種優先株式(千株))	(1,066,666)	(1,066,666)
(うちB種優先株式(千株))	(2,266,666)	(2,266,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

本文中で用いた法令等の略称

本文中の表記	法令等の名称
連結範囲適用指針	連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(企業会計基準適用指針第22号 2011年3月25日)
法人税法	法人税法(昭和40年3月31日 法律第34号)
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年8月10日 法律第94号)
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(平成23年8月5日)
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日 法律第110号)
電気事業会計規則	電気事業会計規則(昭和40年 通商産業省令第57号)
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年6月17日 法律第148号)
電事法	電気事業法(昭和39年 法律第170号)
G X脱炭素電源法	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年 法律第44号)
改正再処理法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成17年 法律第48号)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年6月10日 法律第166号)
G X脱炭素電源法改正省令	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和6年 経済産業省令第21号)
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年 通商産業省令第30号)
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年 経済産業省令第77号)
電事法施行規則	電気事業法施行規則(平成7年 通商産業省令第77号)
リースに関する会計基準	リースに関する会計基準(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
リースに関する会計基準の適用指針	リースに関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
資産除去債務適用指針	資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日)
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年6月17日 法律第147号)
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(実務対応報告第42号 2021年8月12日)
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律(令和7年 法律第13号)

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京電力 ホールディングス	普通社債(内債)	2008. 9. 29～ 2025. 1. 30	(254,642) 494,642	240,000	0.824～ 2.401	一般担保	2024. 10. 31～ 2040. 5. 28
東京電力 パワーグリッド	普通社債(内債)	2017. 8. 31～ 2025. 1. 23	(200,000) 2,935,000	(304,000) 3,165,000	0.400～ 2.838	一般担保	2024. 4. 24～ 2045. 1. 23
東京電力 リニューアブルパワー	普通社債(内債) 無担保社債社債 間限定同順位特 約付 グリーンボンド	2022. 3. 10～ 2024. 12. 12	(30,000) 120,000	130,000	0.180～ 1.572	無担保	2024. 9. 9～ 2034. 2. 28
合計	—	—	(484,642) 3,549,642	(304,000) 3,535,000	—	—	—

- (注) 1. ()内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
304,000	220,000	359,000	376,000	315,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	66,406	69,398	1.640	2026. 4. 7～ 2040. 3. 21
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	123,103	131,751	—	2026. 4. 1～ 2046. 11. 30
1年以内に返済予定の長期借入金	28,307	12,453	1.747	—
1年以内に返済予定のリース債務	14,625	16,219	—	—
短期借入金	2,636,216	2,867,871	1.460	—
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内に償還)	20,000	25,000	0.581	—
合計	2,888,658	3,122,693	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,388	16,927	28,362	102
リース債務	15,553	15,066	14,489	14,214

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	863,777	—	863,777	—
特定原子力発電施設 (その他)	215,903	—	215,903	—
実用発電用原子炉	—	363,189	—	363,189
その他	6,875	5,049	658	11,265

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,354,957	6,810,391
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	217,020	198,741
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	189,562	161,278
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	118.32	100.67

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
固定資産	7,529,123	7,356,071
電気事業固定資産	※1 1,050,401	※1 910,905
原子力発電設備	1,037,575	898,188
業務設備	12,754	12,646
貸付設備	71	71
附帯事業固定資産	※1,※7 2,167	※1,※7 16
事業外固定資産	60	37
固定資産仮勘定	1,382,733	1,649,746
建設仮勘定	962,628	1,168,470
除却仮勘定	28	26
原子力廃止関連仮勘定	89,693	106,442
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	330,382	374,807
核燃料	580,336	536,166
装荷核燃料	81,502	82,013
加工中等核燃料	498,834	454,153
投資その他の資産	4,513,423	4,259,197
長期投資	43,882	57,787
関係会社長期投資	3,093,492	2,869,820
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	603,532	525,412
廃炉等積立金	673,173	712,208
長期前払費用	50,188	38,483
前払年金費用	49,221	56,545
貸倒引当金（貸方）	△67	△1,060
流動資産	2,017,008	1,832,489
現金及び預金	1,050,234	730,847
売掛金	25,257	990
諸未収入金	74,308	35,829
貯蔵品	35,598	41,466
前払費用	938	1,789
関係会社短期債権	668,119	841,882
雑流動資産	※2 165,623	※2 186,485
貸倒引当金（貸方）	△3,071	△6,801
合計	9,546,132	9,188,560

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
負債及び純資産の部		
固定負債	3,424,135	3,340,080
社債	※2 240,000	※2 240,000
長期借入金	※2 51,190	※2, ※8 52,509
未払廃炉拠出金	—	607,465
リース債務	4,793	4,325
関係会社長期債務	412,690	410,907
退職給付引当金	83,220	78,031
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277	29,112
特定原子力施設炉心等除去引当金	160,572	163,034
災害損失引当金	582,826	604,218
原子力損害賠償引当金	642,910	532,205
資産除去債務	1,079,680	363,189
繰延税金負債	331	739
雑固定負債	154,642	254,341
流動負債	3,962,634	3,751,332
1年以内に期限到来の固定負債	※2, ※3, ※8 280,260	※2, ※3 39,918
短期借入金	※8 662,773	※8 913,233
コマーシャル・ペーパー	20,000	25,000
買掛金	4,261	2,580
未払金	48,582	70,456
未払費用	365,596	199,703
未払税金	※4 4,431	※4 5,482
預り金	1,651	1,027
関係会社短期債務	※5 2,573,625	※5 2,491,354
諸前受金	362	1,513
災害損失引当金	283	142
雑流動負債	803	919
負債合計	7,386,769	7,091,412
株主資本	2,158,509	2,095,330
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,591	743,590
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	35	35
利益剰余金	21,661	△41,496
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△147,446	△210,604
特定災害防止準備金	190	191
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,223,637	△1,286,795
自己株式	△7,718	△7,739
評価・換算差額等	852	1,817
その他有価証券評価差額金	852	1,817
純資産合計	2,159,362	2,097,148
合計	9,546,132	9,188,560

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当事業年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営業収益	※1 543,194	※1 617,075
電気事業営業収益	541,062	615,402
他社販売電力料	242,677	299,568
賠償負担金相当収益	21,788	22,202
廃炉円滑化負担金相当収益	19,278	19,644
廃炉等負担金収益	124,269	120,128
電気事業雑収益	133,043	153,853
貸付設備収益	5	5
附帯事業営業収益	2,131	1,672
エネルギー設備サービス事業営業収益	1,161	524
コンサルティング事業営業収益	70	102
シェアオフィス事業営業収益	900	1,046
営業費用	819,208	800,581
電気事業営業費用	816,708	798,669
原子力発電費	687,243	661,928
他社購入電力料	46	168
販売費	0	12
貸付設備費	0	0
一般管理費	112,113	108,279
接続供給託送料	—	3,564
原子力廃止関連仮勘定償却費	12,765	19,448
事業税	4,538	5,267
附帯事業営業費用	2,500	1,912
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,347	693
コンサルティング事業営業費用	74	70
シェアオフィス事業営業費用	1,077	1,149
営業損失(△)	△276,014	△183,506
営業外収益	※1 179,092	※1 172,484
財務収益	178,072	168,496
受取配当金	163,975	151,781
受取利息	14,097	16,714
事業外収益	1,020	3,988
固定資産売却益	0	1
雑収益	1,019	3,986
営業外費用	※1 45,510	※1 60,342
財務費用	33,370	41,935
支払利息	33,319	41,930
株式交付費	0	0
社債発行費	50	4
事業外費用	12,139	18,407
固定資産売却損	69	23
雑損失	12,070	18,384
当期経常収益合計	722,286	789,559
当期経常費用合計	864,719	860,924
当期経常損失(△)	△142,432	△71,365

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当事業年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
特別利益	138,900	87,307
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※3 138,900	※3 87,307
特別損失	262,080	143,010
災害特別損失	※2 110,963	※2 62,681
原子力損害賠償費	※3 151,117	※3 80,328
税引前当期純損失（△）	△265,612	△127,067
法人税、住民税及び事業税	△103,065	△63,910
法人税等合計	△103,065	△63,910
当期純損失（△）	△162,546	△63,157

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

区分	原子力発電費 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	695	—	695
給料手当	45,171	—	—	—	17,266	—	62,437
給料手当振替額(貸方)	△39	—	—	—	△36	—	△76
建設費への振替額(貸方)	△11	—	—	—	△28	—	△40
その他への振替額(貸方)	△28	—	—	—	△8	—	△36
退職給与金	—	—	—	—	3,417	—	3,417
厚生費	8,032	—	—	—	4,094	—	12,126
法定厚生費	5,930	—	—	—	2,578	—	8,508
一般厚生費	2,102	—	—	—	1,516	—	3,618
雑給	2,792	—	—	—	934	—	3,727
廃棄物処理費	5,785	—	—	—	—	—	5,785
消耗品費	21,961	—	—	—	1,061	—	23,022
修繕費	42,134	—	—	—	772	—	42,906
補償費	※ 777	—	—	—	92	—	870
賃借料	5,769	—	—	—	14,628	—	20,397
委託費	87,557	—	—	0	32,353	—	119,910
損害保険料	552	—	—	—	42	—	595
原子力損害賠償資金	13	—	—	—	—	—	13
補助法負担金	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償資金	13	—	—	—	—	—	13
補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	297,550	—	—	—	—	—	297,550
負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	67,550	—	—	—	—	—	67,550
一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	230,000	—	—	—	—	—	230,000
特別負担金	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	2,786	—	2,786
養成費	—	—	—	—	1,674	—	1,674
研究費	—	—	—	—	15,169	—	15,169
諸費	17,270	—	—	—	14,063	—	31,334
貸倒損	—	—	0	—	—	—	0
諸税	21,908	—	—	0	1,069	—	22,978
固定資産税	16,401	—	—	0	58	—	16,460
雑税	5,507	—	—	—	1,010	—	6,517
減価償却費	79,171	—	—	—	4,424	—	83,595
普通償却費	79,171	—	—	—	4,424	—	83,595
固定資産除却費	7,201	—	—	—	48	—	7,250
除却損	2,442	—	—	—	23	—	2,465
除却費用	4,759	—	—	—	25	—	4,784
原子力発電施設解体費	43,589	—	—	—	—	—	43,589
共有設備費等分担額	42	—	—	—	—	—	42
他社購入電源費	—	46	—	—	—	—	46
その他の電源費	—	46	—	—	—	—	46
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	△2,370	—	△2,370
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	△74	—	△74
原子力廃止関連仮勘定 償却費	—	—	—	—	—	12,765	12,765
事業税	—	—	—	—	—	4,538	4,538
合計	687,243	46	0	0	112,113	17,303	816,708

(注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額2,935百万円が含まれている。

2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金156,010百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△156,010百万円が含まれている。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

区分	原子力発電費 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	700	—	700
給料手当	44,710	—	—	—	19,794	—	64,504
給料手当振替額(貸方)	△13	—	—	—	△65	—	△78
建設費への振替額(貸方)	△11	—	—	—	△52	—	△64
その他への振替額(貸方)	△1	—	—	—	△13	—	△14
退職給与金	—	—	—	—	△3,140	—	△3,140
厚生費	9,487	—	—	—	4,975	—	14,463
法定厚生費	5,857	—	—	—	2,758	—	8,615
一般厚生費	3,629	—	—	—	2,217	—	5,847
雑給	2,707	—	—	—	949	—	3,656
廃棄物処理費	82,354	—	—	—	—	—	82,354
消耗品費	23,534	—	—	—	1,083	—	24,617
修繕費	40,172	—	—	—	842	—	41,014
補償費	※ 127	—	—	—	14	—	141
賃借料	7,868	—	—	—	14,716	—	22,584
委託費	113,687	—	—	—	34,704	—	148,391
損害保険料	527	—	—	—	43	—	571
原子力損害賠償資金	15	—	—	—	—	—	15
補助法負担金	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償資金	15	—	—	—	—	—	15
補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	137,550	—	—	—	—	—	137,550
負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	67,550	—	—	—	—	—	67,550
一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	70,000	—	—	—	—	—	70,000
特別負担金	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	2,783	—	2,783
養成費	—	—	—	—	1,900	—	1,900
研究費	—	—	—	—	13,326	—	13,326
諸費	75,795	—	—	—	12,732	—	88,527
貸倒損	—	—	12	—	—	—	12
諸税	22,169	—	—	0	1,069	—	23,239
固定資産税	16,475	—	—	0	66	—	16,542
雑税	5,693	—	—	—	1,003	—	6,696
減価償却費	80,842	—	—	—	3,530	—	84,373
普通償却費	80,842	—	—	—	3,530	—	84,373
固定資産除却費	9,367	—	—	—	48	—	9,416
除却損	2,901	—	—	—	35	—	2,936
除却費用	6,466	—	—	—	13	—	6,479
廃炉拠出金費	10,979	—	—	—	—	—	10,979
共有設備費等分担額	45	—	—	—	—	—	45
他社購入電源費	—	168	—	—	—	—	168
その他の電源費	—	168	—	—	—	—	168
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	△1,692	—	△1,692
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	△36	—	△36
接続供給託送料	—	—	—	—	—	3,564	3,564
原子力廃止関連仮勘定 償却費	—	—	—	—	—	19,448	19,448
事業税	—	—	—	—	—	5,267	5,267
合計	661,928	168	12	0	108,279	28,279	798,669

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額△5,094百万円が含まれている。
2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金98,271百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△98,271百万円が含まれている。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	37	169,108	190	1,076,000	△1,061,090
当期変動額							
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—	0	—	△0
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—	△162,546
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△1	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1	—	0	—	△162,547
当期末残高	1,400,975	743,555	35	169,108	190	1,076,000	△1,223,637

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,700	2,321,076	366	2,321,443
当期変動額				
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△162,546	—	△162,546
自己株式の取得	△20	△20	—	△20
自己株式の処分	1	0	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	486	486
当期変動額合計	△18	△162,566	486	△162,080
当期末残高	△7,718	2,158,509	852	2,159,362

当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	35	169,108	190	1,076,000	△1,223,637
当期変動額							
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—	0	—	△0
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—	△63,157
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△0	—	0	—	△63,157
当期末残高	1,400,975	743,555	35	169,108	191	1,076,000	△1,286,795

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,718	2,158,509	852	2,159,362
当期変動額				
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△63,157	—	△63,157
自己株式の取得	△21	△21	—	△21
自己株式の処分	1	0	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	964	964
当期変動額合計	△20	△63,179	964	△62,214
当期末残高	△7,739	2,095,330	1,817	2,097,148

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

市場価格のない株式等以外のものは、時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日。以下、「中長期ロードマップ」という。)が策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2025」(2025年3月27日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「6. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、具体的な作業等が計画されているものについては、契約等に基づく見積額を計上している。一方、具体的な作業等を検討中であるものについては、将来の処理に要すると見込まれる費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

ハ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	4,870百万円	4,844百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	577,874	599,259
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等 に向けた費用又は損失	569,793	592,764
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費 用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	7,447	5,878
③ その他	633	616
ハ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の 復旧等に要する費用に係るもの	332	257
ニ 2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の 復旧等に要する費用に係るもの	32	—
計	583,109	604,361

(4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、「機構」という。)より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(5) 原子力損害賠償引当金

前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

イ 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

ロ 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,531,025百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

イ 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

ロ 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,522,193百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

7. 重要な収益の計上基準

電気事業営業収益

電気事業営業収益は、他社販売電力料及び電気事業雑収益等である。

(1) 他社販売電力料

他社販売電力料は、当社グループの主たる小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナー株式会社に対する原子力発電に係る電力供給契約に基づき収受したものである。

電気の供給等に係る料金やその他の供給条件については、電力供給に関する設備契約及び電力供給契約等に定めされており、当該契約等に基づいて電気を供給すること等が履行義務である。

当該契約は、基本的に1年間の契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

(2) 電気事業雑収益

電気事業雑収益のうち主なものは、当社グループの主要な子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して行う経営指導に係る料金である。

経営指導における実施事項・内容、報酬金額、その他の条件については、経営指導契約書に定められており、当該契約に基づいて各社に対して経営指導を行うことが履行義務である。

経営指導は、1年間の契約期間にわたり行うものであり、経営指導という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

9. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正再処理法第5条第2項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

10. 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正後の改正再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を廃炉拠出金費として計上している。

当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

なお、福島第一原子力発電所については、原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設として指定されており、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外とされている。

(追加情報)

福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法

福島第一原子力発電所の廃炉に係る費用については、GX脱炭素電源法改正省令施行前の解体引当金省令(以下、「旧解体引当金省令」という。)に準じた見積りを行っており、総見積額を資産除去債務に計上している。

当該見積りは、福島第一原子力発電所1～4号機の被災状況の全容の把握が困難であることなどから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

11. 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

(1) 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則の規定に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

また、2024年4月1日にGX脱炭素電源法及びGX脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これに基づき、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額並びに原子力発電施設解体引当金の要引当額に相当する額からGX脱炭素電源法改正省令施行日の前事業年度までに積み立てられた額を控除して得た金額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定及びGX脱炭素電源法改正省令附則第9条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

(2) 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の12の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の11の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

12. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

(重要な会計上の見積り)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
災害損失引当金	569, 793	592, 764
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11, 277	29, 112
特定原子力施設炉心等除去引当金	160, 572	163, 034

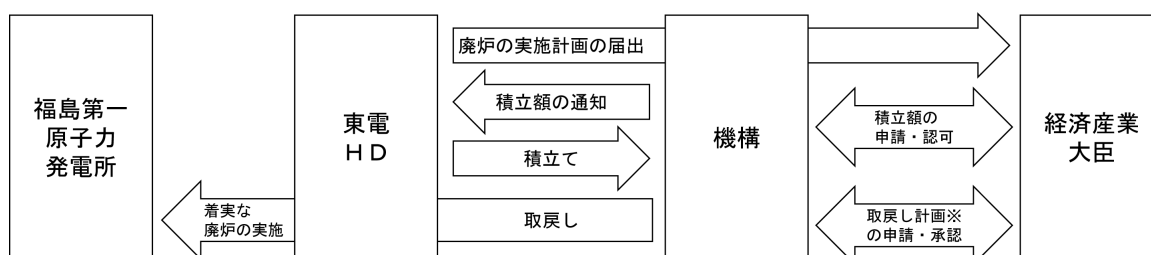
(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東電HD」という。)では、機構により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い(廃炉等積立金)、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で貸借対照表に計上している。



※機構及び東電HDとの共同作成

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額(原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く)を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

Ⅱ 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載している。

б 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の廃炉費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての廃炉費用については、資産除去債務として計上している。前者については、以下の不確実性が存在し、後者については、旧解体引当金省令に準じた見積りとなる。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2025年3月27日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当事業年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取り出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所(以下、「TMI」という。)の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取り出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類、範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類、範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 原子力発電設備等の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等	1,058,965	1,104,375

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

事業用の固定資産については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することが要求される。原子力発電設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所を資産グループに設定しており、このうち柏崎刈羽原子力発電所については、1～7号機の各ユニットに係る原子力発電設備等を一つの資産グループとし、電力取引契約を通じた電気料金収入や6号機の長期脱炭素電源オークション(応札年度：2024年度)約定に伴い見込まれる収入などによる投資の回収状況を踏まえ、減損の判定を行っている。

同発電所は、総合特別事業計画の下で原子力発電所の新規制基準への対応と地元のご理解を得るべく取組みを進めている。2021年4月に「ID不正使用」、「核物質防護設備の機能の一部喪失」という一連の事案を踏まえ、原子力規制委員会より特定核燃料物質の移動を禁止する命令を受領したが、2023年12月に原子力規制検査に係る対応区分が第1区分へ変更され、特定核燃料物質の移動を禁止する命令が解除されるとともに、当社に対する「原子炉設置者としての適格性に関する再確認」が終了し、再稼働に向けたプロセスを着実に進めている状況にある。

一方で、同発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続しており、こうした状況を踏まえ、当社は同発電所資産グループについて減損の兆候を認識し、減損損失の認識の検討を行った。

当該検討にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当資産グループの帳簿価額との比較を行った。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が当資産グループの帳簿価額を上回るため、減損は不要と判断している。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備等の資産性評価に含まれる主要な仮定は、ユニットごとの稼働状況、安全対策工事に係るコスト、将来の電力価格であり、いずれも不確実性を含んでいる。

再稼働に向けては、原子力規制委員会の安全規制審査に合格した上で立地自治体のご理解を得ていくことが必要であり、また、長期にわたる安全・安定運転に向けては、高経年化対策に継続して取り組み、定期的な原子力規制委員会の審査を受ける必要がある。また、同発電所7号機及び6号機の特定重大事故等対処施設の工事完了目途をそれぞれ2029年8月及び2031年9月へ変更する旨原子力規制委員会へ届け出ており、設置期限以後、それぞれ施設の竣工まで発電を停止する期間が見込まれる。

原子力発電所の新規制基準に対応するための安全対策工事に係るコストについては、計画されている工事についての材料費や作業員の労務費等の工事費の上振れの可能性に加え、原子力規制委員会の他の原子力発電事業者に対する審査も含めた今後の審査の進展により、新規制基準の改訂等による規制対応への要求事項の高度化・厳格化により工事費が上振れする可能性がある。

さらに、将来の電力価格も、全国の電力需給の状況、火力発電の燃料費のベースとなる原油価格の状況やこれらを含めた日本卸電力取引所の電力価格等の状況などの影響に大きく依存する。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記の不確実性については、現時点において入手可能な情報をもとに最善の見積りを行っているが、将来のこれらの項目の変動により、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。今後減損会計の適用により、上記原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等の総額の一部が影響を受ける可能性がある。

3. 退職給付引当金及び前払年金費用

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
退職給付引当金	83,220	78,031
前払年金費用	49,221	56,545

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (2) 退職給付引当金」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、期末のダブルA格社債の利回り(指標利率)を基に決定しており、当事業年度は2.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、当事業年度は2.5%を採用している。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は発生 of 当事業年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響(年)
割引率変更0.1%あたり	1,800百万円程度	600百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	1,600百万円程度	500百万円程度

(追加情報)

1. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、542,175百万円(前事業年度は549,004百万円)である。

2. G X脱炭素電源法の施行に伴う電気事業会計規則の改正

2024年4月1日にG X脱炭素電源法及びG X脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

原子炉等規制法に規定された実用発電用原子炉の廃止措置に係る費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産について、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で費用計上する方法(エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり定額法で費用計上する方法)によっていたが、G X脱炭素電源法改正省令の施行日以降は、G X脱炭素電源法第3条の規定による改正後の改正再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することになった。

なお、福島第一原子力発電所については、原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設として指定されており、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外である。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが、G X脱炭素電源法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、同機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当事業年度において、資産除去債務相当資産120,021百万円及び資産除去債務746,414百万円を取り崩している。

G X脱炭素電源法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務の費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭662,589百万円は、G X脱炭素電源法改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上しているが、同規定により、資産除去債務を取り崩した額は当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。

また、G X脱炭素電源法改正省令附則第8条の規定により36,197百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額(累計)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
電気事業固定資産	9,312百万円	8,964百万円
原子力発電設備	9,263	8,876
業務設備	49	88
附帯事業固定資産	13	13
計	9,325	8,977

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び(株)日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	494,642百万円	240,000百万円
(株)日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	11,596	6,737

(2) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
社債	254,642百万円	一百万円
長期借入金	23,718	8,736
未払廃炉拠出金	—	27,562
リース債務	493	471
雑固定負債	1,406	3,148

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	73百万円	187百万円
事業税	2,254	3,014
その他	2,104	2,279

5. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
預り金	2,508,669百万円	2,416,787百万円

6. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金 に対する保証債務		
日本原燃㈱	38,563百万円	73,489百万円
ロ 従業員の持ち家財形融資等による金 融機関からの借入金に対する保証債務 (うち、当社以外にも連帯保証人がい る保証債務)	68,573 (46,914)	58,671 (40,049)
計	107,136	132,161

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度(2024年3月31日)

多核種除去設備等処理水(A L P S 処理水)の海洋放出について、当社は風評影響を最大限抑制するべく対策を講じてもなお、A L P S 処理水の放出に伴う風評被害等が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償する方針を公表している。

その後、2023年8月24日よりA L P S 処理水の放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当事業年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当事業年度(2025年3月31日)

多核種除去設備等処理水(A L P S 処理水)の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当事業年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

7. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
エネルギー設備サービス事業		
専用固定資産	8百万円	16百万円
計	8	16
シェアオフィス事業		
専用固定資産	2,159百万円	0百万円
計	2,159	0

8. 財務制限条項

前事業年度(2024年3月31日)

1年以内に期限到来の固定負債(254,642百万円)及び短期借入金(399,980百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度(2025年3月31日)

長期借入金(10,054百万円)及び短期借入金(678,605百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当事業年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	522,094百万円	595,256百万円
受取配当金	163,781	151,642
支払利息	17,400	24,683

2. 災害特別損失の内容

前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取り出し作業に必要な敷地を確保するため、今後撤去していくALPS処理水保管タンクの撤去費用や、2024年3月8日に公表された機構の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の報告に基づき、取り出し工法の選定を進めるためのエンジニアリング費用等を災害特別損失として110,963百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により中長期ロードマップが策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2024」(2024年3月28日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取り出しの準備に係る作業費用等を災害特別損失として62,681百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により中長期ロードマップが策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2025」(2025年3月27日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

3. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2024年3月15日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2023年3月22日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額75,184百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2025年3月3日に同時点での要賠償額から賠償措置額を控除した見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2024年3月15日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額89,439百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

(有価証券関係)
 子会社及び関連会社株式
 前事業年度(2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	5,162	11,331	6,168
合計	5,162	11,331	6,168

当事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	5,162	9,880	4,718
合計	5,162	9,880	4,718

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	2,254,170	2,255,126
関連会社株式	211,205	209,877

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
組織再編等に伴う関係会社株式(注1)	304,589百万円	314,706百万円
未払廃炉拠出金	—	183,713
災害損失引当金	163,270	174,841
原子力損害賠償引当金	180,014	153,967
資産除去債務	164,584	105,070
税務上の繰越欠損金	73,909	53,814
減損損失	55,056	51,089
その他	143,597	189,057
繰延税金資産 小計	1,085,022	1,226,259
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△73,909	△53,814
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△726,660	△822,247
評価性引当額 小計	△800,569	△876,061
繰延税金資産 合計	284,452	350,198
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△168,989	△152,001
原子力発電施設解体準備金	—	△137,833
特定原子力施設炉心等除去準備金	△44,960	△47,165
その他(注2)	△70,834	△13,936
繰延税金負債 合計	△284,784	△350,937
繰延税金負債 純額	△331	△739

(注) 1. 「組織再編等に伴う関係会社株式」とは、2016年4月及び2020年4月に実施した会社分割に伴うものである。

2. 前事業年度において、区分掲記していた繰延税金負債の「資産除去債務」△33,606百万円は、「(追加情報) 2. GX脱炭素電源法の施行に伴う電気事業会計規則の改正」に記載のとおり、当事業年度において全額取り崩していることから、前事業年度の繰延税金負債の「資産除去債務」は「その他」として組み替えている。

(追加情報)

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用している。また、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年3月31日)及び当事業年度(2025年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため記載していない。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

改正法人税法が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになった。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を28.0%から28.9%に変更し計算している。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債が23百万円増加し、その他有価証券評価差額金が23百万円減少している。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

電気事業営業収益

電気事業営業収益は、他社販売電力料及び電気事業雑収益等である。

(1) 他社販売電力料

他社販売電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に対する原子力発電に係る電力受給契約に基づき収受したものである。

電気の供給等に係る料金やその他の供給条件については、電力受給に関する設備契約及び電力受給契約等に定めされており、当該契約等に基づいて電気を供給すること等が履行義務である。

当該契約は、基本的に1年間の契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

料金は、支払義務発生月の翌月末までに収受している。

(2) 電気事業雑収益

電気事業雑収益のうち主なものは、当社グループの主要な子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して行う経営指導に係る料金である。

経営指導における実施事項・内容、報酬金額、その他の条件については、経営指導契約書に定めており、当該契約に基づいて各社に対して経営指導を行うことが履行義務である。

経営指導は、1年間の契約期間にわたり行うものであり、経営指導という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

経営指導料は、契約から生じた債権が確定して支払義務発生月の翌月末までに収受している。

(注) 本文中で用いた法令等の略称は、以下のとおりである。

本文中の表記	法令等の名称
法人税法	法人税法(昭和40年 3月31日 法律第34号)
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年 8月10日 法律第94号)
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(平成23年 8月 5日)
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年 8月30日 法律第110号)
電気事業会計規則	電気事業会計規則(昭和40年 通商産業省令第57号)
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年 6月17日 法律第148号)
G X脱炭素電源法	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和 5年 法律第44号)
改正再処理法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成17年 法律第48号)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年 6月10日 法律第166号)
G X脱炭素電源法改正省令	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和 6年 経済産業省令第21号)
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年 通商産業省令第30号)
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年 経済産業省令第77号)
電事法施行規則	電気事業法施行規則(平成 7年 通商産業省令第77号)
資産除去債務適用指針	資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第21号 平成23年 3月25日)
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年 6月17日 法律第147号)
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(実務対応報告第42号 2021年 8月12日)
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律(令和 7年 法律第13号)

④ 【附属明細表】

【(その1)固定資産期中増減明細表】

2024年4月1日から2025年3月31日まで

区分 科目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高 のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費負 担金等 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費負 担金等 増加額 (百万円)	減価償却 累計額 増加額 (百万円)	帳簿原価 減少額 (百万円)	工事費負 担金等 減少額 (百万円)	減価償却 累計額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費負 担金等 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)		
電気事業 固定資産	5,912,145	9,312	4,852,430	1,050,401	67,945	38	83,917	147,045	387	23,173	5,833,045	8,964	4,913,175	910,905	19,745	
原子力 発電設 備	5,858,449	9,263	4,811,610	1,037,575	64,403	—	80,374	140,203	387	16,399	5,782,649	8,876	4,875,584	898,188	19,463	(注)
業務設 備	53,624	49	40,820	12,754	3,542	38	3,543	6,842	—	6,773	50,325	88	37,590	12,646	211	
貸付設 備	71	—	—	71	—	—	—	—	—	—	71	—	—	71	71	
附帯事業 固定資産	2,493	13	311	2,167	8	—	88	2,072 (2,072)	—	—	429	13	399	16	—	(注)
事業外 固定資産	7,076	—	7,015	60	—	—	0	33	—	11	7,042	—	7,004	37	37	
固定資産 仮勘定	1,382,733	—	—	1,382,733	483,099	—	—	216,085	—	—	1,649,746	—	—	1,649,746	—	
建設 仮勘定	962,628	—	—	962,628	278,991	—	—	73,150	—	—	1,168,470	—	—	1,168,470	—	
除却 仮勘定	28	—	—	28	123,485	—	—	123,487	—	—	26	—	—	26	—	
原子力 廃止関 連仮勘 定	89,693	—	—	89,693	36,197	—	—	19,448	—	—	106,442	—	—	106,442	—	
使用済 燃料再 処理関 連加工 仮勘定	330,382	—	—	330,382	44,425	—	—	—	—	—	374,807	—	—	374,807	—	
区分 科目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
					増加額 (百万円)		減少額 (百万円)									
核燃料	580,336				14,596		58,765				536,166					
装荷 核燃料	81,502				510		—				82,013					
加工中 等核燃 料	498,834				14,085		58,765				454,153					
長期前払 費用	50,188				21,767		33,472				38,483					

- (注) 1. 原子力発電設備の「期中増減額」の「帳簿原価減少額」には、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第44号)の施行に伴う資産除去債務相当資産の取崩し120,021百万円が含まれている。
2. 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【(その2)固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)】

2024年4月1日から2025年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
特許権	0	—	—	0	0	
商標権	71	—	—	64	6	
ソフトウェア	26,265	2,652	7,018	13,510	8,389	
電気ガス供給施設利用権	15,877	—	—	15,761	115	
水道施設利用権	459	3	6	445	10	
工業用水道施設利用権	471	—	—	471	0	
電気通信施設利用権	331	7	—	145	193	
電話加入権	339	—	—	—	339	
地上権	71	—	—	—	71	
地役権	5	—	—	—	5	
土地賃借権	1,193	—	—	—	1,193	
合計	45,087	2,663	7,024	30,399	10,326	

【(その3)減価償却費等明細表】

2024年4月1日から2025年3月31日まで

区分			期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]
電 気 事 業 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	763,008	9,549	625,147	137,861	81.9
		原子力発電設備	753,799	9,360	618,692	135,106	82.1
		業務設備	9,208	189	6,454	2,754	70.1
		構築物	494,028	7,609	265,731	228,296	53.8
		原子力発電設備	494,028	7,609	265,731	228,296	53.8
		機械装置	4,342,939	54,838	3,880,567	462,372	89.4
		原子力発電設備	4,330,957	54,598	3,869,877	461,080	89.4
		業務設備	11,981	240	10,690	1,291	89.2
		備品	136,813	6,091	97,892	38,920	71.6
		原子力発電設備	123,885	5,574	87,262	36,623	70.4
		業務設備	12,928	516	10,630	2,297	82.2
		リース資産	26,723	2,504	13,436	13,286	50.3
		原子力発電設備	26,715	2,503	13,430	13,284	50.3
		業務設備	8	0	5	2	66.6
		計	5,763,513	80,593	4,882,775	880,738	84.7
	無 形 固 定 資 産	特許権	0	0	0	0	40.6
		商標権	71	7	64	6	90.9
		ソフトウェア	21,900	3,744	13,510	8,389	61.7
		電気ガス供給施設利用権	15,877	10	15,761	115	99.3
		水道施設利用権	456	1	445	10	97.6
		工業用水道施設利用権	471	—	471	0	100.0
		電気通信施設利用権	338	16	145	193	43.0
		計	39,116	3,779	30,399	8,716	77.7
合計		5,802,630	84,373	4,913,175	889,454	84.7	
附帯事業固定資産		416	88	399	16	96.0	
事業外固定資産		7,004	0	7,004	0	100.0	

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には、土地等の非償却資産は含まれていない。

【(その4)長期投資及び短期投資明細表】

2025年3月31日現在

長期投資	その他の長期投資	株式	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
			(株)日本製鋼所	742,800	5,864	3,889	
			関西国際空港土地保有(株)	11,660	583	583	
			東京湾横断道路(株)	10,800	540	540	
			横浜高速鉄道(株)	8,360	418	418	
			首都圏新都市鉄道(株)	6,000	300	300	
			中部国際空港(株)	4,112	205	205	
			サウディ石油化学(株)	67,036	167	167	
			(株)茨城ポートオーソリティ	2,370	155	155	
			(株)国際電気通信基礎技術研究所	2,504	125	125	
			(株)世界貿易センタービルディング	150,000	120	120	
			ほか63銘柄	937,427	3,296	1,250	
	計	1,943,069	11,776	7,754			
	証券	諸有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
			金銭信託	2,870	1,733		
			出資金	5,957	2,901		
			出資証券	3,320	1,646		
			日本原子力研究開発機構	3,320	1,646		
			計	12,148	6,281		
その他の長期投資	その他の長期投資	種類	金額(百万円)		摘要		
		出資金	2,461				
		社内貸付金	20				
		雑口	41,270				
		計	43,752				
		合計		57,787			

【(その5)引当金明細表】

2024年4月1日から2025年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	3,138	4,725	1	0	7,862
退職給付引当金	83,220	2,431	7,620		78,031
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277	29,112	—	11,277	29,112
特定原子力施設炉心等除去引当金	160,572	11,277	8,815	—	163,034
災害損失引当金	583,109	33,868	12,571	45	604,361
原子力損害賠償引当金	642,910	80,328	191,033	—	532,205

(注) 1. 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

2. 「特定原子力施設炉心等除去準備引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去引当金への振替による減少額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第100期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第101期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年4月3日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書。

2024年7月5日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	2025年3月 末日までの 買入消却額 (百万円)	2025年3月 末現在の 未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所 又は登録認可金融商品 取引業協会名
東京電力株式会社 第548回社債(一般担保付)	2008年 9月29日	60,000	—	60,000	—
東京電力株式会社 第551回社債(一般担保付)	2008年 11月28日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第553回社債(一般担保付)	2009年 2月27日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第560回社債(一般担保付)	2009年 12月10日	35,000	—	35,000	—
東京電力株式会社 第564回社債(一般担保付)	2010年 5月28日	25,000	—	25,000	—
東京電力株式会社 第567回社債(一般担保付)	2010年 7月29日	20,000	—	20,000	—

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

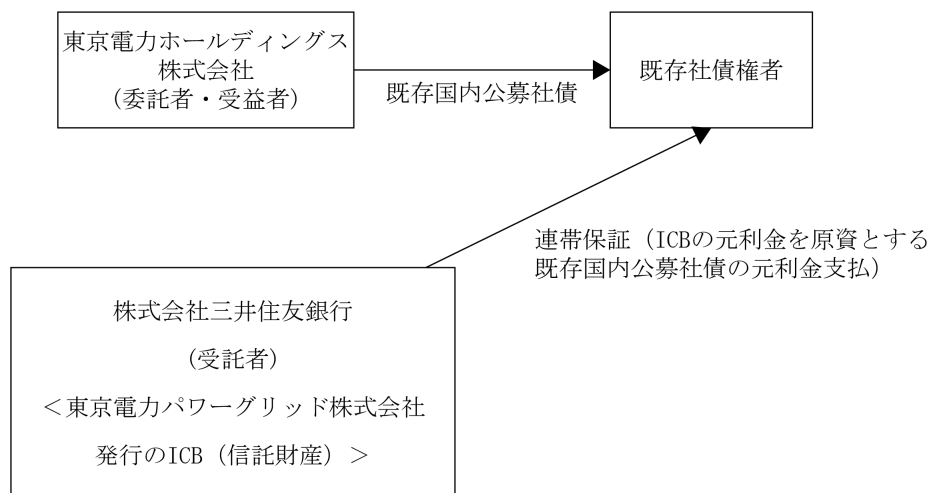
当社が2010年9月8日以前に国内で募集により発行し、残存する上記1記載の一般担保付社債(以下「既存国内公募社債」)は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

(既存国内公募社債の権利保護の仕組み)

- ① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債(以下、「ＩＣＢ」(Inter Company Bond)という。)及び金銭を信託財産とする信託を設定した(以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ＩＣＢ信託契約」という。)。また、本件ＩＣＢ信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している(以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という。)。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない(責任財産限定特約付)。
- ② 連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるＩＣＢの元利金支払がなされる限り受託者(連帯保証人)により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元利金支払を行う。
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には(これらの状況の発生の先後は問わない。)、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ＩＣＢを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する(当該交付と引換えに受託者(連帯保証人)の連帯保証債務は免除される。)。なお、当該社債権者はＩＣＢとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ＩＣＢ信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。

- ④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件 I C B 信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件 I C B 信託契約に従いその時点で保有している I C B を委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

〔既存国内公募社債の権利保護の仕組み〕



(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産である I C B の発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

有価証券報告書

事業年度 第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月25日 関東財務局長に提出。

② 【臨時報告書】

該当事項なし。

③ 【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月 25 日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春 日 淳 志
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯 田 昌 泰
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 川 和 之
--------------------	-------	---------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「注記事項 連結貸借対照表関係 8. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、ALPS処理水の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 （9）実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法 追加情報 福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下、「中長期ロードマップ」）及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき連結貸借対照表に災害損失引当金を592,764百万円、特定原子力施設炉心等除去準備引当金を29,112百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を163,034百万円計上している。 福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は以下のとおり現時点で入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。 (1) 通常の見積りが可能なもの 会社は、2025年3月27日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき個々の対策に要する費用の見積りを行っている。ただし、必要となる対策にはこれから具体的な検討が行われるものも多い。このため、当該対策に必要な費用又は損失の見積りについては、主として現在進められている国や他の機関による研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づく重要な仮定を含んでおり、現時点における経営者の判断及び仮定に依存する。 (2) 通常の見積りが困難なもの 工事や作業の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、海外原子力発電事故における実績額に基づく見積額を計上している。当該見積りは廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は発電機の基数に比例するという重要な仮定に基づいており、経営者による判断に依存し、不確実性を含んでいる。 当監査法人は、これらの費用又は損失の見積りにおける経営者の判断の重要性及び金額の重要性から、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、この監査上の主要な検討事項に対応するため、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 ・ 災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の見積りに関連する内部統制の理解、整備状況及び運用状況の評価した。 (2) 通常の見積りが可能なものの評価 ・ 災害損失引当金の網羅性を評価するため、中長期ロードマップの進捗状況、具体的な対策の検討状況や当該対策に基づく見積りの可否、変動リスクについて経営者及び外部機関と協議した。加えて、廃炉中長期実行プランの詳細工程表と引当金算定資料を入手し、計上範囲の整合を検討した。 ・ 個々の対策に要する費用の見積額を評価するため、金額的重要性に基づき抽出したサンプルについて契約書や設計予算書を閲覧した。 ・ 災害損失の見積りプロセスを評価するため、事前の見積額と確定額又は再見積額との比較を行った。 ・ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に計上された金額を評価するため、廃炉等積立金の取戻しに関する計画と照合した。 (3) 通常の見積りが困難なものの評価 ・ 具体的な対策に基づく見積りの可否及び重要な仮定の見直しの要否を評価するため、現時点における燃料デブリ取り出しのための対策工事の検討状況について経営者及び外部機関と協議した。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、連結貸借対照表において、柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等を合計1,104,375百万円計上している。 柏崎刈羽原子力発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続している。会社は、総合特別事業計画の下で、新規制基準への対応とともに、地元の理解を得るべく、原子力発電所の再稼働に向けたプロセスを進めている段階である。経営者はこのような状況を減損の兆候と判断し、減損損失の認識の検討を行っている。 減損損失の認識の検討は、柏崎刈羽原子力発電所1号機から7号機を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である資産グループとし、柏崎刈羽原子力発電所の稼働により得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と資産グループの帳簿価額を比較する方法で行った。その結果、会社は減損を不要と判断している。 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる重要な仮定は、事業計画に基づく原子力発電所の稼働状況、稼働のため必要となる安全対策工事に係る追加コスト、将来の電力価格である。 当監査法人は、見積りにおける経営者の判断の重要性及び金額の重要性から、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、この監査上の主要な検討事項に対応するため、主として以下の監査手続を実施した。 - 原子力発電所の稼働状況の見通しを評価するため、経営者や外部機関と、会社の事業計画、安全対策工事及び原子力規制委員会による安全規制審査の進捗等について協議を行い、再稼働及び長期にわたる安全・安定運転に向けて必要となる許認可について確認した。 - 原子力発電所の稼働に必要な追加コストを評価するため、今後実施する安全対策工事等の内容を把握した。加えて、追加コストの見積りについて適切な責任者に質問を行うとともに、政府が公表した将来の発電コスト及び予算との整合性を検討した。 - 将来の電力価格等の想定を評価するため、会社が算定に用いた価格について、日本卸電力取引所における取引価格、6号機の長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）約定を含む容量市場の約定価格や政府が公表した将来の発電コスト等との整合性を検討した。 - 原子力発電所の稼働状況の変化による将来キャッシュ・フローの変動を評価するため、複数の稼働パターンによる将来キャッシュ・フローの分析を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １． 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
２． X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日淳志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田昌泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川和之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務当事業年度」に記載されているとおり、ALPS処理水の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当事業年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「注記事項 重要な会計方針 10. 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法 追加情報 福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金
会社は、注記事項「重要な会計方針」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき貸借対照表に災害損失引当金を592,764百万円、特定原子力施設炉心等除去準備引当金を29,112百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を163,034百万円計上している。 福島第一原子力発電所の廃炉は過去に事例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。 当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていない。